

160

123

夢笑道人

菘倉耕造君閱

蓮窓居士

伊東洋二郎君著

真偽
審判

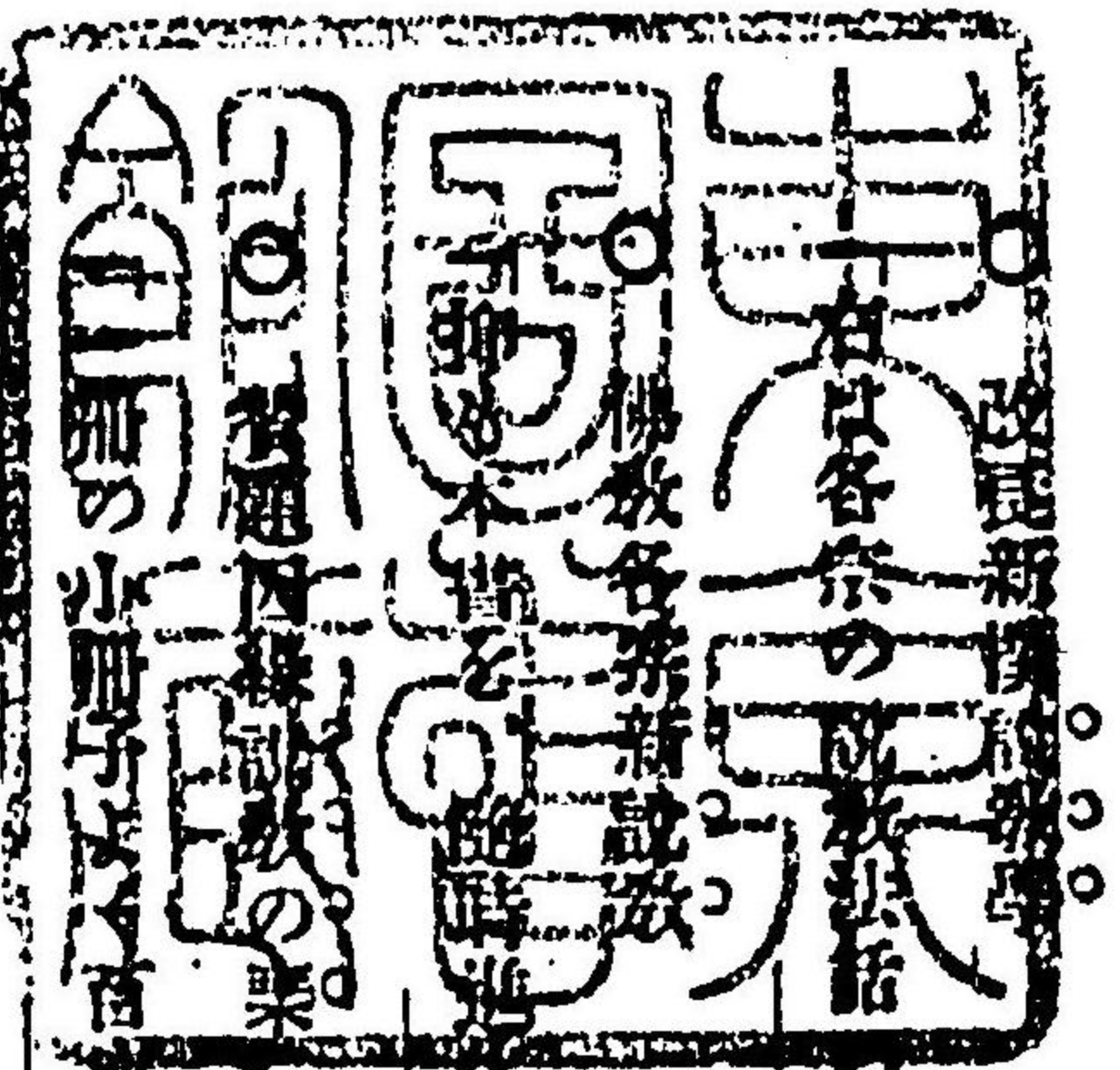
目蓮深空傳

發兌所

其中堂書店

W23342/23

其中堂新版書目



改訂新撰 佛敎各宗精説
白は各宗の説法話
獨り稻古とも言ふへき書……………
小澤吉行著 正價四拾錢 郵稅八錢

佛敎各宗精説
森 貴之著 正價廿五錢 郵稅四錢

佛敎各宗精説の要
再版
小澤吉行著 正價廿五錢 郵稅四錢

西洋因縁説敎の要
小澤吉行著 正價廿五錢 郵稅四錢
「嶄新なる西洋の因縁を網羅して残す處なく、吾が敎理に合せ説きし書……………」

佛敎演説四恩の解
榎本道樹著 正價貳拾錢 郵稅貳錢
「四恩十善の辨を煩る丁塚に盲文一致の筆を以て、説き得し書……………」

○ 佛教演說軌範(再版)

伊東蓮窓著

正價廿錢

郵稅二錢

「これも又佛教演說の獨稽古、數題の演說に評註割註を加へし書なり……………」

○ 佛教演說達辨の術(再版)

拈華蓮窓著

正價廿五錢

郵稅貳錢

「一名佛教演說の獨稽古とも言ふへん珍書にてさる……………」

○ 滑稽寓意佛教演說會(再版)

藤井東洋著

正價拾五錢

郵稅貳錢

「サア大評判の面白演說か坊様や居士方の内幕あはさ、メハなる……………」

○ 全第貳回

小澤吉行著

正價貳拾錢

郵稅貳錢

「これは外教者の内幕…………計りてはなる、面白かしく佛教の眞理を述べし……………」

○ 一口演說僧侶の辨護

伊東蓮窓著

正價八錢

郵稅貳錢

「坊様方の至極都合のよき事はかり書しもの……………」

○ 通俗十七宗綱要

伊東蓮窓著

正價拾五錢

郵稅貳錢

「各宗の大意を極、わかり安く書きなせし書にて、佛教大意とも言ふべきか……………」

○ 佛教滅亡論(第三版)

田島任天著

正價貳拾錢

郵稅貳錢

「來れく、來つて一本を繕き、吾か佛教の將來を知れ……………」

○ 佛教不滅亡論

萩倉夢笑著

正價貳拾錢

郵稅貳錢

「來れく、來つて不滅亡論を一讀し、吾か佛教の將來を知れ……………」

○ 通俗因明學

伊東蓮窓著

正價拾貳錢

郵稅貳錢

「因明は印度の議論法なり本書は西洋の論理學と對照比較せし珍書なり……………」

○ 足立普明意見書

足立普明著

正價六錢

郵稅貳錢

「師か滿腔の熱情は、溢れて一編の意見書となり、宗教阮良家は一讀せよ……………」

○ 尊皇奉佛大同團

小澤吉行著 正價拾 錢 郵稅貳錢

「大同團に對する各新聞の議論を網羅し、夫れに著者が意見を加へ評せし書

○ 哲學大意(再版)

田島任天著 正價八 錢 郵稅貳錢

「哲學の初門……其大意を箇單に解し安く習ひなせし珍冊……」

○ 哲學論評(再版)

青江覺俊著 正價拾五錢 郵稅貳錢

「哲學諸大家の演說を編集し、夫れに論評を加へたり……」

○ 哲學問答(再版)

田島任天著 正價貳拾錢 郵稅貳錢

「哲學の歴史哲學の要領とも言はん歟……」

○ 印度古代哲學

中島弘毅著 正價廿五錢 郵稅貳錢

「釋尊以前の印度の哲學、一名通俗金七十論とも言ふべき歟……」

○凡例

一 日蓮宗ハ日本最新の佛教にして、而して其寺院の數ハ一致
勝劣總計して五千有餘箇寺、又其信徒の數ハ、幾んと二百万人
の多數を占め、隱然として日本全國佛教の大局面に一敵國を爲
せるの壯觀あり、且つ夫れ其祖日蓮乃超群非凡なる佛教を判
釋し、佛教の極意を究盡して、以て一機軸を出したるは誠ニ是
れ空前絶後の豪傑と謂ふ可し、而して日蓮英邁の資を抱き千
古を凌礫するの大見識を具し、四箇の格言を以て佛教各宗を騰
然として、之を蹈躐したるハ古來人々の大よ之を驚嘆する處
とす、然らば則ち日蓮宗の教義及盛衰如何は佛教各宗僧俗の

大に注意を要す可き處なり、余は大に茲に見る處ありて曩に日蓮立教の秘密を列擧する、深密傳及之より反對又ハ賛成とある、書籍を蒐集し彼此緝讀して大に得たる處あり時より熟く之を考ふるに、凡そ天下の廣く人の多き或は余と同感の人も亦多し、尠なきを可く如く彼此緝讀したる、數種の書籍を順序して加ふる、余の妄評批判を以てして而して之と同好の人く、公示せんにとは是れ終に本書の刷行あるに至りし處なり。

一 書中括弧を以て「正謬」とのみ記せるハ、田淵重助氏著述の大聖日蓮深密傳正謬よりして「真傳」とのみ記せるハ、神宮寺日進氏

著述乃廢偽歸真傳とす又「彈駁」とのみ記せるハ、釋日光氏著述の蓮祖深密傳彈駁にして「反故集」と記せるは見性寺吞龍氏著述の反故集とす而して「隨筆」と記せるハ、師を日蓮宗の高徳に得て其蘊奥を探究し且佛教諸宗の宗義を涉獵する萩倉耕造氏の夢笑隨筆より拔萃したるものにて實に本書は日蓮深密傳に關する數氏の議論意見を一冊に網羅するが故に該宗教義の蘊奥及該宗と佛教各宗との關係如何を詳知せんと欲せば本書より若く者亦多し決して他より之をらざる可きを信せ

一 余の筆より成る總評は春秋の筆法を學びて直言直筆となり而して其批評する處は日蓮宗乃祖書は勿論、數多の經論に據り

之を証明するの故に著々其實に當れる者ある事、自ら之を
許す處とす爛眼の讀者は尙ほ高く眼を著々よ

批評者識

日蓮深密傳目錄

○第壹 降誕實記章……………一頁	○第貳 小意大智章……………一一頁
○第三 發心入門章……………一五頁	○第四 大孝德行章……………二〇頁
○第五 詠哥口傳章……………二四頁	○第六 法華名義章……………三四頁
○第七 邪神邪佛章……………三八頁	○第八 癡邪立正章……………四二頁
○第九 福田譬喻章……………四七頁	○第十 教誠王臣章……………五一頁
○拾壹 破邪教正章……………五五頁	○拾貳 番神示現章……………五九頁
○拾三 妙法神驗章……………六二頁	○拾四 弘通智略章……………六七頁
○拾五 方便引導章……………七一頁	○拾六 三名一休章……………七五頁
○拾七 法華血脈章……………八二頁	○拾八 記文法則章……………八七頁
○拾九 鐘鼓進退章……………八九頁	○貳拾 點眼密法章……………九三頁
○廿壹 三神慶應章……………九七頁	○廿貳 義士忠士章……………九九頁
○廿三 眞深大願章……………一〇三頁	○廿四 念佛無間章……………一〇九頁

- 廿五 邪禪天魔章……………一一八頁
- 廿六 祈禱與儀章……………一二七頁
- 廿七 敷相分別章……………一三二頁
- 廿八 終焉實記章……………一三七頁
- 廿九 日蓮深密傳書考……………一四四頁

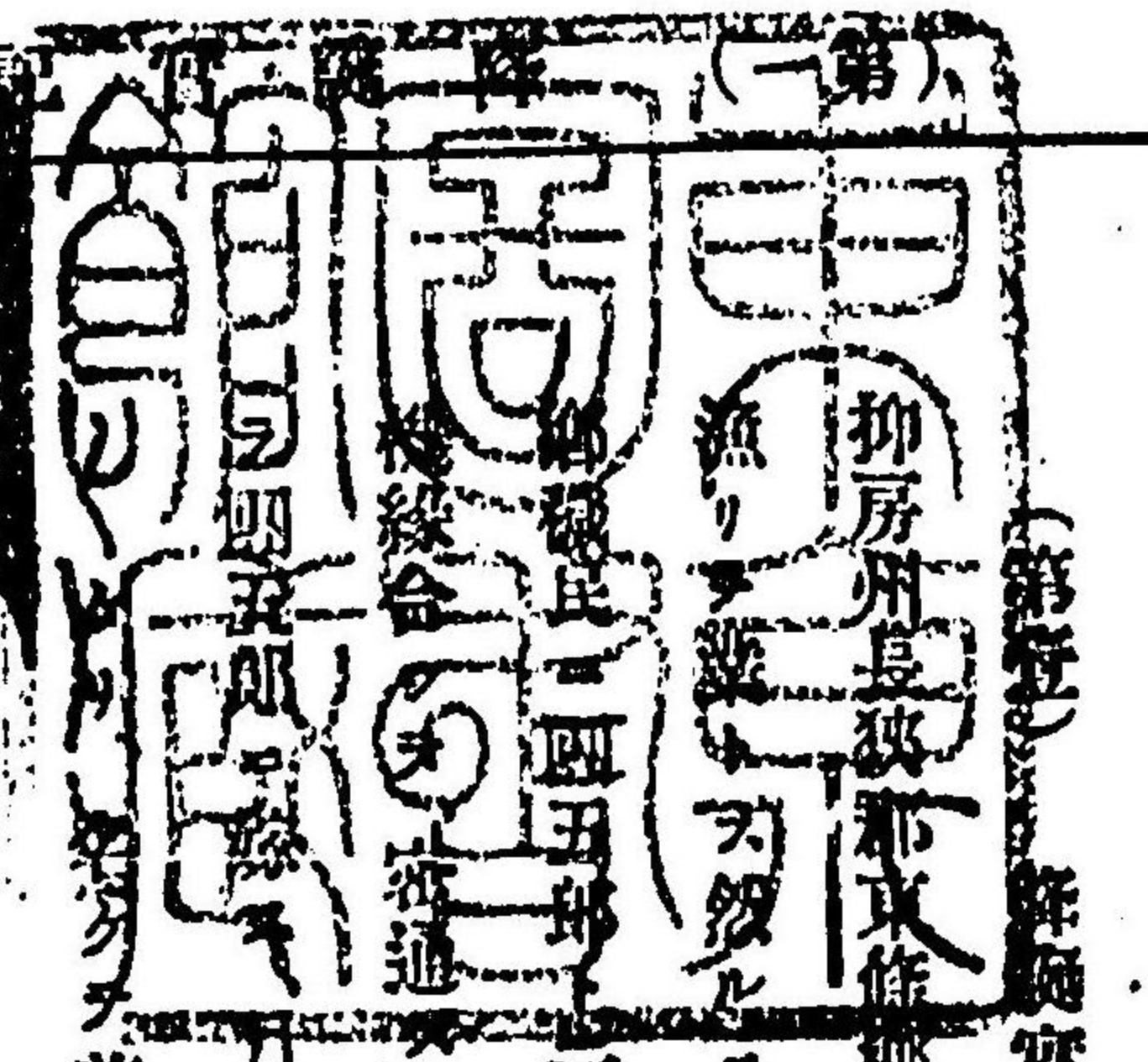
通計貳拾九章 異說壹百三拾有余編……………

日蓮深密傳目錄畢

眞偽 審判 日蓮深密傳

蓮窓居士 伊東洋二郎著

持18
187



(第壹章) 詳實實記章

抑房州長狹郡東條鄉市川村小湊ノ浦漁夫蓮治郎ト云モノアリ、累代此浦ニ住シテ
 漁リテ業トス然レニ蓮治郎一男二女アリ姉ヲ長女ト名リ容顏世ニ類ヒナシ茲ニ近
 郷民一四五郎ト云少年アリテ、是又世ニ類ヒナキノ美男子ナリ長女不圖相見テ
 縁合シテ蓮治郎之ヲ憤リ、遂ニ長女ヲ勘氣ス時長女己コ孕メリ故ニ自
 死スル事アリテ、善吉ト云此兒后ニ高祖大聖人トナリ玉ヲ佛滅後二千一百七十一
 年ニ當レリ、然ルニ此小童容顏又父ヨリ勝レタリ、父母コレヲ愛ス如珠玉時ニ善
 吉大志アリ、故ニ獨リ兵法ヲ學ヒ玉ヲ其才又衆ニ超タリ然レモ、事ノ應セサルコト
 ナリ知シ玉ヒテ、是レヨリ佛門ニ入テ名譽ヲ求メント遂ニ穢民ノ家ヲ捨テ母ノ縁
 ナリ尋テ、漁家ノ種族ト名乘リ八十六代四條院天福元年癸巳五月十二日十二歳ニシ

(一)

テ、同郡清澄寺道善坊ノ御弟子トナリテ、専ラ真言立教ヲ學ヒ玉フ此時已ニ立社開宗ノ御志アリケリト云々、隱高祖ノ大智ナル穢民ノ家ヨリ出テ遂ニ一宗ノ高祖ト仰カレ玉フ、此智徳何人カ及之乎可贊々々

○「正謬」に曰く彼の書の第一條、降實記章には、小湊の浦、漁夫連次郎に一男二女あり、姉を長女と云ふ近郷の穢民に四五郎と云ふ者、長女と密通し己に孕んで四五郎に嫁し遂に高祖を生めりと、余茲に於て作者の森計を發見し、近代の偽作に非ざる事をも發見したり、抑も我が明治御維新以前ハ、四民の外別に一種の穢多なる者ありて、世人一般是れを人類社會の外に處して、殆んど交際を絶し分て、賤しむるの風習あり依て作者も其習慣になれ、人の素性血統を争ふ際なれば血統裔族の如何を以て諸人の信を冷さんとしたるなり、昔日偽作者の時代をして是れが今日文明の人情ならしめば、斯様の手段には氣が附かざるべし又彼の書中に今の小湊穢生寺といふ言あり、全く祖師の御在世に穢生せし地へ寺を建てたならば偽作者が所謂近郷穢民四五郎の家を以て寺となし、これを穢生寺と名づくべし、穢民と云はるゝを厭ふて母の生家の小湊

を穢生寺としたならば、長女は父の勘氣もあり生家に兄弟もあり何ぞたやすく穢多の家に、生れたる兒を我が家に穢生せしめて寺とすべけんや、出生したる家を中老日保上人兩親菩提の爲に寺になしたるなれば、小湊穢生寺とはいひしなれ、穢生せぬ家を穢生寺と名づけたりとは、偽作者の筆が妄穢生寺なり、偽作者が自ら小湊といひしは、宗祖は漁夫の兒なり、近郷穢民の兒に非すと云ふ、事を思はず知らず自狀したるなり、さすれば偽作者の意の如く宗祖大士の父は遠州貫名の齋領主鎌倉の勘氣に依て地行を召され流浪して、房州小湊に落附き玉ひし、貫名二郎重忠公母は梅菊女也余が友人武田某は素と滋賀縣近江國犬上郡彦根の藩士なり、嘗て余に謂て曰く子が齋主彦根公即ち井伊氏は貫名家と尤も近き親戚にして、日蓮上人は其貫名家より出たる人なれば、日蓮上人は井伊氏と親戚なり、故に家紋にも井伊氏は井桁を用ひ貫名家は井桁に橘を用ふるも全くこの縁由あるに依るといふ且つ井伊氏の高臣に貫名氏とてなほ今に有之同氏は齋藩隆盛の頃日蓮上人の縁由を以て代々當地の妙源寺といふ寺に歸依せらるたり、且つ又縁由の詳細は右貫名氏の家歴に明記有之て貫名家に

兩氏ある中、日蓮上人は當時戸主の貫名駿一氏の方尤も親く今に日蓮上人の由來記を蓄藏せらる、予は實際之を借覽したる事有之、先年西京に於て京華新誌といふを發見せられたるは、則ち是の駿一氏なりと明瞭に余に語りき、今此の一話を掲ぐ最も著明の實説なり、彼の拵へ事なる深密傳の比るにあらず、亦以て彼の作者の説信するに足らざる事を、證明するに足る、

宗祖の御名判に曰く日蓮は旃陀羅が子なりと、奸作者は是の御言を物種として宗祖の族姓を蔑しめんと企てたるなり、今問ふ奸策者は何にを以て旃陀羅は穢多なりといふ證とするや、穢多を人類外の物と思ひしは獨り我が國齋弊の習慣なり、印度支那にありとは元かず、印度になき穢多の事を宗祖自ら旃陀羅即ち日本の穢多なりと思はんや、今云く旃陀羅とは印度即ち天竺の語なり、是には屠者と翻譯す、惡業殺生を業とする人を云なり、日々無量の殺罪苦果を招くの衆生を指して、旃陀羅といふ、日本にしては漁業の者なり、奸作者は屠者と翻譯するを見て屠者即ち穢多と思ふか、穢多は印度になし且つ今日商法に依て屠殺する屠牛者を呼んで穢多といふか、屠者の名は

あつても穢多にはあらざるべし、若しまた實に穢多の子にして一宗を建立する程の大事業を起せしとならば、時の天下の人々は一人の穢多の兒には及ばざりしか、意氣地のなき事といふべし、不幸にして我祖は穢多の兒に非ざるを、もし穢多の兒ならばいよく幸ひなり、抑も法華經は十界皆成佛の眞實清淨廣大の法門なり、地獄も畜生も外道等も一人として成佛得脱せざるはなし、穢多と雖も地獄や畜生の醜類にはあらず、正見の者ならん外道の斷見にはまさるべし、豈に成佛得脱せざらんや況や、宗祖日蓮大菩薩は身は和光同塵して漁夫の兒と生れたまへ共、宜ぶる所は、佛の金盲行ふ所は佛の行ひ、本化上行の再誕を仰くに、何の不可あらん、孟子曰く人堯の服を服し堯の言を誦す是堯のみと、我が宗祖日蓮大菩薩も亦然り、佛の言を宣べ佛の道を傳へたる大法王なり、時勢を看破して弘め給ふ、兼知未萌の大聖人卓見識の祖師と云つべし

○「反故集」に曰く、兎角密通の兒には成長して英邁の人物となる者多し、故に日蓮は初め圓五郎と長女と密通の上に設けたる兒なりとすれば、夫れにて善し、余は日蓮密通の上に出來たる兒なると否とを妨げず、儻し夫れ日蓮は穢多圓五郎の兒なりと盲ふ

者あるも、余は之を分疏するの必要なし、何となれば、日蓮は穢多の子なるにも拘はらず、空寧を振ふて五魔三障に打ち勝ち、終に能く妙法を一閻浮提に廣宣流布するの大畢竟業を成就せ、名、萬古に高く絶倫、群を超えるものあればなり、左れば日蓮の出身如何は今敢て之を茲に論せずして可なり、然るに若し一方に於ては高祖を穢多の子なりと云へば又一方に於ては日蓮を貫名重忠の子と爲し貫名家元來齋彦根城主伊井家と近親なるが故に貫名家及高祖の家紋は伊井家の家紋と均し、伊井家に楯を點したる物を用ゐたり、何ぞ日蓮を穢多の子なりと謂ふを得んやと、然れども此二者の議論は共に是れ俗論たるを免れず、何となれば此二者の議論たる、「種族撰擇」と云へる一小範圍内の小論に過ぎざればなり、若し「種族撰擇」と云ふ版圖を贈賦して看よ、金衣公子必らずしも終袴珊瑚の榮輝を保つ可きにわらず、賤家の子弟必らずしも蹶起騰躍の時期なしとす可らず、否な古今英雄豪傑と稱揚せられ、驚天動地の大業を爲せる者は金衣公子に少なくして、却て賤家の子弟に多き事實あるを如何せん、賤家の子弟、豈に之を輕んずるを得んや、金衣公子、何ぞ必らずしも之に重きを致す可ん、然るに

若し強ひて人々出身の如何、門閥門地を貴ばんか佛教の、謂ゆる十界の依正、法界の次第、何を以て立つを得ん、吁々一味平等の教義を奉ずる我れく焉んぞ此種族撰擇の俗論を排撃せざるを得んや、故に余は世の俗論家を警醒する爲めに言はんとす、日蓮は穢多の子なり、旃多羅の子なり、故に能く驚天動地の大業を樹て絶倫、群に超え名、萬古に高からしむるを得たり、若し日蓮にして貴族の家に生れ深宮婦女子の手に養育せられたる、公子ならしめば、和哥管絃の事には長じたる可きも亦た安んぞ、能く驚天動地の大業を樹て得べけんや、穢多の子も亦た貴きかな、旃多羅の子も亦た重んずべけんかな、然るを茲に怪むべきは、彼の蓮門の徒が他より日蓮を穢多の子なり旃多羅の子なりと云はる、に至れば、頻りに之に向ふて分疏する事を、吁々笑ふに堪へたり、憐れむに堪へたり、其尙量の狭き事を、余は世上狭量の徒と大に意見を異にし、日蓮が貴族の子たらずして、穢多の子たり、旃多羅の子たりと他より、稱せらる、事を喜ぶ者なり、知らず日蓮は大寂定中に在りて、余の此言を聞き自己の知己を得たるを欣然するや否や

○「隨筆」に云く狂人、走りて不狂人も亦走ると宣なる哉、此俚言深密傳ある偽作世に出現して、之に對する種々の駁說異論出で、遂に夢笑子迄が隨筆の紙端を汚して狂人の仲間入をしようと、はなれり、夫れ古今聖賢英傑の事蹟に就て種々附會の妄説を畫け出すときは逆も際限なきものにして、隨分面白き業にこそ、併しながら其妄説も妄説を試る其人々の度量况遇如何に依て種々様々の意想あり、爲めに拙劣妙巧、千差万別とは分る、なり、殊に妄説を見聞する其人々の度量况遇如何に於ては一事に就て悲喜憂悅の差異を生じ、一犬盧に吠て万犬實を傳ふてふにもやなるらん、嗚乎奇とや云はん怪とや申さん、抑も深密傳が之を著作せし、當時に在て、祖德を毀傷すべき骨政とも云ふべきは、穢多の子云々にて成程四民の限界さへ嚴然たりし、覇政の下に住む愚者暗者は之に據て幾分か信仰心を滅殺せられつらんところ、思はれぬ然れども、又た一方より考るとききは人物崇拜的時代に當て、身卑賤より出てながら三寸の舌能く輿論を助かし、多數の人心を収攬せしは其所説卓絶の定見ありしを証するに足るべく、彼れ基督が神の子なるにも拘はらず、卑賤なるマリアの体を仮り麻屋の中に誕生せりと誇稱する、耶穌教徒の常談豈基督を傷けんがためならんや、されば高祖大聖人にして卑賤なる漁夫の女より生れ殊に穢多團五郎の子なりとせば、曾に其所説の卓絶なるを証するのみならず、依法不法人の確言に基き法華經の經王たるを証するに足るべく、却て信仰心を鞏固にし他に向て誇稱すべき一大材料を開つべし、併し深密傳作者が穢多の子なりと書き立てたる、妄想の出所は高祖大聖人自ら旃陀羅が子なりと明言せしに在り、旃陀羅は天竺語にして之を屠者と翻すべく、屠者とは生物を屠る者、即ち穢多なりと意譯を用ひたるらんか、されども屠者豈穢多に限らん、漁父も亦屠者なれば之をも穢多と稱せんか、ソハ暫く措き否、深密傳作者に數歩を譲り茲に記載する屠者即ち旃陀羅とは穢多なりと斷定し、高祖大聖人は穢多の子にして斯く古今未曾有の偉業を爲し末法相應の正法を弘宣し得たりと、誇稱せんすれども如何せん深密傳作者が自信する穢多(當時の新平民)なる稱號は其濫觴足利時代に起りたるものとなれば、高祖大聖人御在世の當時即ち鎌倉時代には世人の厭惡せし穢多の稱號なかりしものを、既にこれなき稱號が當時の秘書に記載しありたりとは如何にも奇

妙とや云はん、怪秘とや申さん茲に到て歸稱する種なく又た厭惡すべき實なからん歟、阿々尤も高祖大聖人は卑賤の家に生れたること事實照々として蔽ふべからず、彼の豊臣秀吉が卑賤より出で政界の首相を占めたるに對比し此二聖傑こそ政教兩界に在て前後絶無と稱揚讚歎するに於て敢て憚る所あらんや

○總評 日蓮を穢多の子なりと云へば、彼れの末弟は必らず之を分疏して、否な穢多の子にあらず貫名重忠と云へる士人の子なりと、或は云ふ穢多の名稱は足利時代に起りし者にて、日蓮在世の鎌倉時代に有らざりしと或は日蓮は旃陀羅の家に生れしも穢多の子にあらずと此三箇の言皆な異なりと雖も、其日蓮の出身の卑賤なる事に就て之を辨護するの意は同一なり、余を以て之を視るに此三箇の辨護說皆な大に非なり、何となれば昔し釋尊は波斯匿王の所に詣り沙門瞿曇は眞實に王種の中に生せすと宣へし事は實に是れ釋尊の見識の高さを追想するに足れり、此事載せて涅槃師子吼品に出づ、左ればこそ日蓮は常に自ら誇りて我れは房州小湊の如何にも賤き旃陀羅本化上に生れたる者なりと、言へしにあらざるや、是れ日蓮は下賤の家に生る、も本地

羅が家行菩薩たるを証明するの妨にならざると又四姓出家皆名爲釋なれば、剃除鬚髮被法服者咸悉淨飯大王後胤釋迦氏なりとの一大見識を具したるが故ならずや、然るを日蓮の心を知らずして猥りに日蓮が出身卑賤なるを辨護し或は之を嘲笑す、其に是れ大に非なるを知る可し、抑も僧寶の品搭宗門の邪正の其人種姓の貴賤に依らざる事は、於正法所（二）莫觀（三）法師種姓好惡（四）（涅槃經）の文又は上聖大人取（五）其法不取（六）其人（七）（止觀）の文等を熟讀して之を了知す可し、日蓮、旃陀羅の家に生れ又は穢多の子りとするも、亦何の支障か之あらん

(第貳) 小童大智章

高祖未タ出家シ玉ハサル時其父旃多羅ナルカ故皮ヲ劍ヲ沓ヲ遣ラシム是レ其家職タルヲ以テナリ、然レモ善吉ハ敢テ此業ヲ好ミ玉ハス偶マ手自ラ鼓ヲ張り玉ヘ其ハ是ヲ打テ軍ノ整ヲ成シ翫フツノ嬉戲衆ト異ナリ、或日同職集會ス善吉發語曰面々此業ニ馴ル、カ故是レヲ以テ穢ト思ハス所謂泥中ノ龜泥ノ濁リヲ知ラサルカ如シ、愚ナル哉夫レ沓ハ弓ニ造ルト雖冠トナス可ラス只人ノ足下ニツク此事ヲ

成スカ故ニ、諸人ニ輕賤セラレテ平民ト交リテナス能ハス可憐々々予ハ天下ノ主
 タラソコトヲ望ム衆ト志ヲ共ニセスト大言ス衆其大志ヲ嘲リテ曰童ヤ天下ヲ望ム
 ト夫レ今天下鎌倉ニ將軍アリテ是ヲ掌握シ玉フコレヲ亡サスンハ汝チ大將タル
 チ得ンヤ、其將軍ハ隨身數萬アリテ是ヲ伐ソコト甚タ難シ然ラハ汝大將タラソト
 欲スルトモ一世ニ及フヘカラスト笑ヒケルチ、善吉曰愚ナル哉々々大將軍ヲ伐ソ
 何ノ難キカ是レアラソ衆曰如何シテ伐ソヤ善吉曰烈風ノ時風上ニ至リ放火シ其
 居館ヲ燒カハ將軍即チ退居セン其退路ニ埋伏セシメ是レヲ伐ハ數萬ノ兵士アリト
 モイカテカ救フヲ能ハス、然レモ是ハ唯伐ノミニシテ天下ノ人ヲ歸服セシムルニ
 至ラス天下ノ人ニ歸セラレソノハ事成就スルコトナシト傳聞ス今ノ將軍ハ流刑ノ
 身ヨリ終ニ天下ノ將トナル他ナシ人和ヲ得ハナリ、吾當世ノ人氣ヲ見ルコト唯奇怪
 ナ好ソテ正直ヲ尊ハス此時ニ當テ衆ヲ歸服セシムルニハ奇術ニシクハナシ、故ニ
 我常ニ是レヲ思惟ストノ玉フ衆人其高才ヲ感ズト云ヘリ、是ヨリ高祖時々食ヲ以
 テ山野ニ行キ狐窟ヲ見レハ是ヲ與ヘ施シ玉フテ、遂ニ彼兩狐ニ逢ヒ是ヨリ妙術ヲ

得ルニ至ル(彼兩狐ハ妙太師法太師也レナリ高祖一生涯ノ)是レニ依テ名ヲ天下ニ擧ケ玉フ、實

得ルニ至ル(開港ニ奉仕供給シ甚タ奇功アリ)ニ梅檀ハ二葉ヨリ香シト宜ナル哉、高祖稚幼是如大賢大聖ナル誠ニ妙法弘通ノ法
 器ナルコト最モ尊ムヘシ

○「真傳」に曰く旃多羅は和名惠止利と云なり、陀字と多字との相違にて意異なり旃多
 羅と云は偽りなり、餘は之に准じて偽り甚ざし

○「反故集」に曰く堯舜の聖人なる事は人皆な能く之を知る然れども、舜の父の瞽叟は
 悪人なり而して、堯の子の丹朱は愚鈍なりし是れに因て之を考ふるに、凡そ人は強ち
 家柄や教官等にのみ由らざる者なり、左ればこそ謠にも「氏より育ち」と云ふにわらず
 や、今夫れ日蓮は旃多羅の子なりとせざるも其人品に至りては實に、不世出の豪傑たる
 資格を具し且つ又其一生の間に經營したる事業の蹟に就て之を視る時は、大事偉業
 の歴々として不朽に之を傳ふ可きもの少なしとせずんば、之を彼の門閥の家に生れ
 一生碌々として、尸位素餐に終る者に比するに、蓋し其差霄壤も亦た啻ならざるにあ
 らずや、然らば則ち日蓮は身、旃多羅の家に生れ而して、妙法弘通の一大法器とせれ

られしは、是れ世に不世出の豪傑たる處以にあらすや、既に日蓮は不世出の豪傑なり其幼にまて群童と風采及言行の異なる處あるも、亦た宜べなるかな故に此小童大智章に記せる日蓮の言行の其確説なるや、更に之を疑ふ可らず、

○「隨筆」に云く何れの宗何れの派を問ず、后世其門徒が祖師開山の偉業徳行を稱揚せんがた先種々不可思議的の奇事を附會して、却て自ら祖師開山を傷くると古今共例甚しとせず、聞く日蓮宗の僧侶にして當時猶ほ身延山に祖師に奉事したる老狐ありと公言する者ありとか、嗚呼是れ何等の嚙語ぞや、成程身延山は樹木森鬱の深山なれば固より老狐の栖息するとなさきにあらざるべし、然れども高祖大聖人の御在世中未だ曾て狐狸に關する奇蹟ありしを聞かず、況んや狐狸の妖術を仮りて教法を弘通せられしことあらん、唯后世日蓮宗の末徒が此等の嚙語の吐くのみならず、或る部分の僧侶が某宗の諛に倣ひ高祖の聖意に背いて加持祈禱を事とし病者に向て狐ウツクシヤ附なり杯と云ふ者あるより終に世人をして加持祈禱是れ日蓮宗の本色なりと思惟せしむるに至り、深密傳作者にも亦毀祖の一筆を加へしめたり豈に嚴誠せざるべけんや呵々

○總評 此小童大智章の記す處に據れば、日蓮が幼にして超群奇抜なりし事を、知るに足ると共に其嶄然として頭角を顯はすに至りし、素あるを視るに足れり、故に彼れは奇術を使ふて以て名を天下に擧んと欲するの觀念ありしや、得て之を疑ふ可らず、果して然らば彼れ狐に逢ふて奇術を得るに至りし事も亦全く之なしと、斷言するを得ざる可し、

(第三) 發心入門章

高祖十二歳未タ御家ニアラセラレシトキ、専ラ出家ノ御志願アラセ玉フテ近郷近隣ノ諸宗諸山ニ至リ入門センコトヲ、望マレ候ヒシカトモ、諸宗僧徒出家ノ道理ヲ知ラス生所ノ賤シキコトヲ聞テ是ヲ厭ヒ是ヲ惡ミ是ヲ弟子トスルモノナシ、然レトモ全ク父母共ニ穢民ニアラス母ハ正シキ漁家ノ女ナリ、然レトモ只父獨リ旃多羅ナリ而テ諸人は是ヲ賤シミ是ヲ穢トス噫愚ナル哉夫レ佛門ニ入ルトキハ、同シ釋氏ニシテ高卑ノ隔アルヘカラス出家ノ法ト云フハ、血脉ヲ以テ相續セス法脉ヲ以テ相續ス去レハ苗裔ハ何ソ撰ソ、然ルチ諸宗ノ僧侶此理ヲ知ラサルカ故ニ出家ヲ

許サ、リキ、(高祖法門口決ニ曰穢民ノ類ヲ弟子ニ取テハ必ス國ニテ出家サスヘカラス、同國ナルトキハ諸人生所ヲ知テ輕蔑シテ信セス故ニ遠國ニ至リ出家サスヘシ、然レトモ他宗ハ仁慈ナキ故ニ狠リニ是ヲ許サス、吾宗ハ他宗ト異ナリ仁慈ヲ以テスルカ故ニ、旣多羅ノ類ハ猶以テ勸メテ出家ヲ遂ケサスヘク、然ルトキハ彌々法恩ヲ知ルカ故ニ吾宗ノ幸ナルコト多シ深ク心得フヘキコトナリ、依テ后世ニ承ク傳ヘ一宗ノ模範トスヘシト云云)茲ニ同國清澄寺道善坊ト云ハ、篤實仁慈ノ名隠レナキ人ナレハ、母是ヲ聞キ善吉ヲ誘テ登山シ、明ニ始終ヲ述ヘ願フ善吉側ヨリ申シテ曰、江南ノ橘江北ニ植レハ枳トナルト聞ケリ、今我父旣多羅ナリト雖母ハ正ク漁家ノ女ノミ何ソ穢レト云ヘキカアラント、云ヒケレハ道善坊是レヲ問曰吁々童ノ首處理アリ、吾何ソ其生所ノ卑キヲ惡マンヤト遂ニ師弟ノ約ヲナシ善吉ヲ改メテ善日丸ト號ス(千時天福元年)癸巳五月十二日然レトモ朋友ノ門侶勸モスレハ高祖ノ生ノ賤ヲ嘲ル爰ニ於テ高祖初メテ大誓願ヲ立テ曰吾卑賤ヨリ出タルヲ、以テ諸宗諸師愚俗ニ至ルマテ、吾ヲ輕蔑シテ止マス出家ヲ遂ルルニ至リテモ猶是ヲ拒ム此遺恨不少吾出家シテ、報酬ヲナサント延應元年己亥十月十八日十八ニシテ、出家ノ名ヲ是性ト改メ、字ヲ蓮長ト呼ブ(蓮長ノ二字ハ即祖父母トノ名取ノ字ナリ依テ名トス是率ノ至リナリ)夫ヨリ佛經ニ心ヲ止メ眼ヲ論釋ニ肆シ、未曾有ノ一宗ヲ開ク諸宗諸法ヲ破拆シテ、天下ニ一宗ヲラント大願ヲ起シ玉ヒケルニ无量

義經ニ至リ末見眞實ノ文ヲ見玉ヒ、是レヲ據トシテ是ヨリ以前ノ經ハ方便ニシテ、無得道ノ經ト判シ玉フ又妙法蓮華經ヲ閱シ玉ヒ豁然トシテ、此經ニ心目ヲ止メ玉フ其所以如何トナレハ、夫レ蓮花ノ徳タル清水ノ中ニ生セス泥土惡水ノ中ニ生セテ、香色又諸花ニ超タリ此ヲ以テ一ノ蓮華經ヲ拔取テ此ノ一宗ヲ開闢シ玉フ、(一ノ高祖自ラ御身上ニ表スル深意ナリトノ玉ヒケリ)經文幸ニ大乘無上ノ妙典ナリ何人乎之ヲ辱ハサランヤ、依テ一宗ヲ立テ自ラ法華宗ト名乗リ諸宗無得道法華一人成佛ト公言シ玉ヒ他宗他法折伏シ玉フコトハ前ニ輕蔑セラレテ御憤リアルコト依テナリ、只恨ミナクシテ他ヲ誹リ玉フニアラス高祖ノ他宗ヲ破折シ玉フ所以ハ御憤リアル故也、此本ヲ知ラサレハ他ヲ破スルノ意解シ難シ是レ辱慮ヲ不知也、故ニ不憚不恐他宗ヲ誹謗スヘシ、是高祖ノ敵ナルカ故ナリ、吾門ノ輩ヲ承ク之ヲ模範トスヘシ

○「正腰」に曰く國家を親倫し諸人を誑惑せしなどと云ふて辱けなくも御國の人と生れ乍ら其國の國祖たる皇太神宮を邪神外道と云ふと書き、本問重連と隱密を企てたりと書くが如きなど、少しく遠慮せざるや一も高祖も高祖と總て語を宗祖に塗り

つけ王侯大人をして、我が宗旨をいとし憎ましむるの手段畏るべし憎むべし、法華經に曰く如來現に在しますすなら猶ほ怨み嫉み多し况んや、滅度の後をやと弘むる所の人、邪人ならば弘まる所の法華も邪法なるべし、六百年來今日に至つてますく盛んなるは真人真教たる所以ならずや、もし彼偽書がなんと云ふても宗祖の深密傳にして、身延山代々の眞主が密々相傳するとならば、身延の山は不忠の根元眞主は不臣の大逆人なり、宗祖以來一向其跡方なきは、眞實眞山の實證なり。

○「反故集」に曰く法界は一味平等なり、何ぞ其人の貴賤貧富を論せんや、又何ぞ其人の種族如何を問ふ可んや、然らば則ち日蓮は始め旃多羅の家に生れたる身なりとて、其眞實出家の志あらんに之を賤服して、出家せしむ可らずと爲し又自ら出家し得られすと云ふ可き理なし、古人の謂ゆる王公將相遊る種あらんや、我高祖は實に茲に見る處あるを以て其出家の大誓願を立つるや、他人の賤視し輕蔑するにも拘はらず毅然として、勵せず遂に出家の望みを達するに至り、以て大に門閥苗裔を撰擇するの賤風出家仙門の中に行はるるものと、掃蕩せしは、是れ豈に日蓮豪傑なるが故に能く之を

爲し得しものなり、其他、日蓮の出家後に初め無量義經を讀み法華經を掃きて以て擇法眼を開きたるか如きは之を我禪家の麻三斤を拈提し乾屎橛を工夫し、以て菴地に見性成佛を期する佛祖單傳の修行に比較するに彼れ日蓮は未だ文字執着の嫌を免かれずと雖も、兎に角に彼れは天晴れ一世の智勇を推倒して、千古の心胸を開拓したるものなるが故に彼れ日蓮の豪傑たりし事は推して以て之を知るに足る可きのみ、

○「隨筆」に云く教法の弘通に攝折の二門を要するは今更喋々の辨を俟ずされども、此二門を以て正權に配當するときは攝持是れ正道にして拆伏是れ權道たるや又た敢て疑ふべからず、殊に拆伏門の如きは能化者の位置に在てこそ始めて利用し得べく、恰も慈父が放蕩兒を懲戒せんがため勘當放逐等の權道を利用するも之を愛憐するの切情に外ならざるが如く、衆生の迷惑を打破して、正路に歸せしむるの慈悲心なくんば、何ぞ能く拆伏の實効を奏し得んや、是故に高祖大聖人にして若し一己の私情より他を憤怨する餘り拆伏を事とせられしならば、何ぞ能く一宗を開闢して正法を弘布し得んや、畢竟深密傳作者が日蓮宗の隆盛に赴くを見て憤怨に堪へず一己の私情より

高祖大聖人を傷けて衆徒の信仰を妨害せんがため、茲に深密傳を著作するに至り自
 巳の心を以て筆端に現したるを笑止なれ、併しながら徳川幕政の下に在て、各宗の僧
 俗が相互に鬭争せし有様多くは之に類し、深密傳の世に持て離されたるも其一証と
 や申さんか、方今外教を駁撃する徒輩往々此弊習を襲ひ、名を拆伏門に托して、濫に
 罵詈の言語を逞ふし憤怨を洩すとかや、是れ豈に拆伏の正意ならんや、深く鑑みるべ
 況こといもなり

○總評 日蓮發心して出家あるや、其身卑賤より出てたるを以て、諸宗の僧俗に輕蔑を
 受く此怨恨に依て諸宗を拆伏すると言ふは、實に日蓮一代の經歷に徴し其事實に近
 しとす、果して然らば日蓮の拆伏は大に佛意に違ひ怨に報ふるに徳を以てする、菩薩
 大人乃行爲に反し怨に報ふるに怨を以てする小人俗夫の所作と毫も亦異ならんや、
 咄々日蓮は尙ほ暴行を以て拆伏の眞面目を得たる者とすする乎、

(第四) 大孝徳行章

外典ニ曰身ヲ立テ道ヲ行ヒ名ヲ後世ニ舉テ父母ヲ顯ス孝ノ終リト教ヘタム、高祖

ノ如キハ實ニ世ノ大孝子ナリ、其故ハ御身旃多羅ノ家ヨリ出テ一宗ノ祖トナリ、道
 ハ大乘ノ道ヲ行ヒ天下ノ父師ト仰カレ玉ヒ、名ハ后世ニ舉テ朽ルコトナク賤シキ
 父母ニモ自ラ旃多羅タルコトヲ隱シテ世ノ嘲ヲ防ク其孝他ニ比スヘカラス、抑
 モ母ノ實家ハ正シク市川村ノ漁父ナリ、爾レトモ圓五郎ニ嫁スル故ニ世人母共旃
 多羅ナリト思ヘリ是レ高祖ノ不忍所ナリ、祖父蓮治郎ト号スルコト古ヘヨリ其家
 ノ邊リコ池アリ古來蓮多キヲ以テ蓮花ノ潭云ヒ習ハセルナリ、此池ノ邊リニ在
 ル家古キカ故ニ、代々蓮ノ字ヲ名トセリ〔千時遠國ノ人云蓮花潭トハ高祖降誕ノ時蓮花ヲ生セシ
 コトアリテヨリ蓮ノ潭ト云云或ハ高祖手自ラ蓮花ヲ植
 へ玉フ故ニ蓮花ノ池ナト、云是高祖ノ大徳故ソレナシ世人附會シテ〕母ヲ長女ト名クルコトハ蓮治郎ノ
 奇談ヲナセリ噫是方便ノ一助ナリ后世此説ヲ以テ正觀トスヘシ
 長子ナルカ故ナリト、高祖ノ御物語リアリケリ、此故ニ高祖ハ祖父ト母トノ頭字ヲ
 取テ蓮長ト、名乗リ玉フ、コレ祖父母ノ恩ヲ忘レ玉ハサルノ御意ナリ、又父圓五郎
 事ハ入道シテ妙日ト号シ、母長女ハ尼トナリ妙蓮ト号ス〔蓮ハ即チ父ノ
 名ニ依ルナリ〕高祖長ク父母
 ノ恩ヲ謝センカ爲ニ二親ノ名ヲ取リテ、日蓮ト名乗リ玉フ父母家ニアリテハ、人ニ
 輕ロシメラル、ト雖也今高祖ノ名トアレハ誰レガ日蓮ノ二字ヲ穢レリトセンヤ、

是レ孝ノ至リナリ、夫レ父母家ニアッテハ、奉給スルハ誠ニ是小孝ナリ、出家シテ
未來永劫ヲ助クルハ實ニ大孝ナリ、吁々高祖ノ徳義大ナル哉、

○「眞傳」に曰く高祖は祖父と母との頭字を取て遊長と名乗り玉ふ是れ祖父母の恩を忘
れ玉はざるの御意なり、又父四五郎事は入道して妙日と號し母長女は尼となり、妙日
と號す遊は即ち父の
名に依るなり高祖長く父母の恩を謝せんが爲めに、二親の名を取りて日蓮と名
乗り玉ふと、彼れ甘く偽れり蓮師父母の爲めに日蓮の二字を二親の戒名に用ゐて父
實名重忠は妙日尊靈と名けたり、梅菊は妙遊尊靈と名けたり彼れは之に反して、大に
偽れり餘は之に准して偽り甚ゞ多し、

○「反故集」に曰く日蓮の出世して經營したる事業の蹟に就て之を考ふるに、其大孝徳
行の士なりし事は、誠に之を蔽ふ可らざるものあるなり彼れ初め卑賤より起りて終
に唯一乗の妙法を一閻浮提に輝かし、廣宣流布の大願を満足し一天四海佛門の棟
梁衆生救護の大導師とまで衆人に稱揚せられ、以て其父母の名を顯はしたるもの豈
に其れ孝徳行なりしに由ららんや果して然らば日蓮が祖父母の名の頭字を取りて

出家の初め遊長と名乗り後ち父四五郎入道して妙日と號し母長女尼となりて、妙遊
と稱するに至り日蓮は復た兩親の名を取りて日蓮と名乗り、以て其兩親の大恩を忘
れざるの紀念とするに至り事の確實なるは何の疑ふ可き處か之あらんや

○「隨筆」に云く佛典中孝道を説く所枚擧に違わらずされば孝道を重んずべきは、佛徒
の本分にして、高祖大聖人が父母の名を襲ひ之を天下に顯揚せらるゝこと、何ぞ間然
すべき所あらんや、然れども日蓮の二字父母の名にあつては、穢れたれども、高祖大
聖人の名となり始めて、穢れを除きたるにあらず、元來日蓮の二字は尊稱すべき文字
なればこそ、高祖大聖人の名となり、高祖大聖人の名となり、たればこそ益々尊稱を
加へたる迄なり、殊に大智の高祖大聖人さへ旃多羅の子なるがため出家すること困
難なりしと、陳弁せし舌根未ゞ乾かざるに旃多羅なる父四五郎にして容易く入道し、
妙日と唱へたりとは甚ゞ訝しき事なり、尤もコは高祖大聖人既に名を揚けられし後
にて誰一人之を非議する者なかりしとせば、高祖大聖人の日蓮を名とせられしこと、
甚ゞ遲きに似たり且此際敢て父母の名を襲ふべき必要なき筈なり、如何にも深密傳

作者の用意周到なり巧妙なりと、申したければ却て蛇足を畫さしに均しく正に其尾端を露したるぞ笑止々々、

○總評 名は實の實と古人嘗て之を言へり然れども徒らに名ありて其實なき者は滔々たる天下比々皆然り故に余は毎に名の虚の實たるも亦敢て之を妨さるの感を爲せり、然るに日蓮は父母の名を顯はさんと欲するの孝心より、父母の名字を採擇して、以て自己の名とす其孝心に深きこと豈に大に感す可き事ならずや、然るを日蓮の父母は卑賤なるが、故に其卑賤なる父母の名字を採擇せし、日蓮の名は穢れり否な穢れを除きたりと言ふが如きは、是れ實に婦女子の分疎と一般なりと謂ふ可し、

(第五) 詠歌口傳章

或時高祖御親族ノ方へ參ラセ、ニナリシ御親諭ニ云此度道善坊ハ助ケラレ參ラセテ、鎌倉ニ行キ候也露ノ身再會期シ難ク候程ニ秘極ノ事ナレ用、少々書キ記シ參ラセ候并ニ此佛像ハ日蓮常ニ懷中ニ奉リシ、秘佛ニテ候エトモ形身ニ參ラセ候他ニ不可許也

阿彌陀佛
アミツチニミツルホトナルヲサハフカク心コツ、ミマセ君

此歌ノ心ハ經ニテ御考ヘアラ玉セフヘク候日蓮一大事ノ口傳ニテ候經ニ深ク心ニ念佛スルモノハ成佛スルコト疑ヒナシ、但シ假ノ名字ハ衆生ヲ引導ノ方便ナリト説キ玉ヒ候、是法華八卷二十八品ノ極意經中第一ノ口傳ニテ候也、他宗ノ如ク口ニ顯シテ念佛スレハ至ク無間地獄ノ業ユテ經ニ深ク心ニ念佛スルモノト、疑玉ヒテ候エハ吾宗ニテハ心中ニ深ク念佛スルチ本トスト、題目トハ是念佛ノ假名ナリ是ヲ知リテ稱ヘハ題目ニ自ラ念佛ノ利益コモルカ故ナリ、假ノ名號ナレトモ現當ノ利益疑ヒナシ、經ニ顯密ノ教ヘアリ吾意密ニ口傳シ候也、コノコトハカリニモ人ニ語リ玉フマシク候可秘々々穴賢此親諭ハ今小湊彌生寺ニアルナリ、因ニ記ス高祖五首ノ秘歌口傳

念タラヌ假ノ御名ヲハ唱フヘシ、花ヨリコソハ實ヲ結フナリ
是ハ深心念佛假名引導ノ心ヲ讀玉ヘリ

天地ニ三ツルホトナルヲサハ、深ク心コツ、ミマセ君

親族ノモトニ送り玉ヘル御消息ニ書キ載セ玉フ六字名號ノ折句ノ歌ニ
身延山峰ノ阿彌陀ハ秘シ佛ケユメノ人ニ顯レテ秘事

奥ノ誦經堂ヲ營ミ玉ヒケル時讀ミ玉ヒケル御歌ナリ今奥ノ院ト云ハ是ナリ
阿彌陀トハ吾身延ナル佛ナリ、餘所ノ佛ヘ人ナ詣テツ

二十箇條無戒ノ中ニ乗セ玉フ御歌

ナニホトノムクヒノ罪ハアリトテモ、身延ヘ參レヌスケ玉フツ

奥ノ堂ノ額ニアケ玉フ御歌ナリ是亦六字折句ナリ

右是レヲ五種ノ秘歌ト申ナリ他門ニ顯スヘカラス吾門侶ト雖モ法門皆傳ノ以前ハ
是ヲ授クヘカラス秘密

○「真傳」に曰く法華經一部の中文義意に當らざる妄言と知る可し、但蓮祖は法華經に依
て一切經の惣要十方三世諸佛の眼目諸佛出世の本懷衆生成佛の眞淨大法たる妙法蓮
華經を弘め衆生を濟度す是則ち釋尊の本意なり法華經に曰く「十方佛土中唯有一乘
法」無レ二亦無レ三除佛方便説」と又曰「爾時寶塔中出大音聲歡言善哉々々釋迦牟
尼世尊能以平等大慈教菩薩法佛所護念妙法華經爲大衆說如是々々釋迦牟尼世
尊如所説者皆是眞實」と玄義に云「此妙法蓮華經者本地堂深之奧藏也文云是法不
可示世間相常住三世如來之所証得也文云是法第一寂滅於道場知己大事因緣出
現於世」と釋籤一に云く諸佛世尊唯以一大事因緣故出現於世故知出世本意々々在
佛乘々々方得名爲大事當知佛乘只是妙法と要纂に云「可修法具一心三觀一心
三觀者妙法蓮華經者是也妙法者諸佛內証乃至諸佛內証解脫臨修之時唱南無妙法蓮
華經由妙法三力之功速成菩提」と智者大師每日行法日記に云「奉讀誦一切經惣要
每日一万返玄師傳云一切經惣要者謂妙法蓮華經五字也」と是れ實教實義の明証なり、
之に反して別法を立て佛道を修行する者は釋尊の金言に背キ學佛法の惡知識と謂ベ
し、若し只た阿彌陀佛一佛を供養せば餘の諸佛に於て功德なし、若し阿彌陀佛一佛を
謗るは餘の諸佛に於て罪なし若し佛母妙法蓮華經を供養するの相は、即ち三世十方
の佛所に於て俱に功德を得若し、妙法蓮華經を謗れば則ち諸佛に於て怨となる故に
妙法蓮華經と唱へ奉る功德は廣大無量なり、是れ私の言にあらば維摩詰十に云「若

止供養一佛於餘佛無功德若謗一佛於餘佛無罪若供養佛母實相之相即於三世十方佛所俱得功德若毀謗佛母則於諸佛爲怨」と法華經六に云「惡世末法時能持是經者乃至具足諸供養」と是正しき確証なり、佛法修行の損益を辨へたる者勝れる功徳を捨て劣れる功徳を取ると勿れ、若し無縁の阿彌陀佛等の念佛を以て南無妙法蓮華經の大善を失はば、大なる損なり速に阿彌陀大日等の念佛を捨て一切經の物要果地果徳の秘要妙覺果滿の境界たる南無妙法蓮華經を唱へ奉るの益は廣大なり、法華經の明証に背きて念佛す可き文証理証現証なし彼の作者阿彌陀を説いて法華經を信する者を惑はし念佛の信者に爲さんと欲する謀反なる可し、嗚呼邪徒の謗罪を顧みず偽りを説きて、己れ一人墮獄するのみならず數多の人民を惑はし、謗罪を作らんとす是れ正教を侵し天下の良人を邪枉せしむるの姦究なり、凡そ蓮祖は經王に依て法門浩妙にして佛道の眞を得て以て國人の爲めに、正法を弘むる所以なり邪偽の欺く處ならんや、假令以邪徒等千群ありて、万偽を設けて邪説を發するとも何ぞ蓮祖の所立に敵することを得んや、邪徒謀智を以て之を破らんと欲すとも蓮

祖所立の眞道必らず之を破ること能はず、譬へば金剛は水にも朽ちず火にも焼けざるが如し、當さに知る可し偽を捨て眞を取るは眼前の利益なるべし必らず眞偽を辨明すべしことなり

○「反故集」に曰く日蓮立宗の本義は實に此詠哥口傳章に言ふが如く、法華八卷二十八品の極意中に於て第一の口傳は深く心に念佛して、以て成佛を期するにある事は毫も亦た之を疑ふ可らず、故に事の一念三千の觀心我身是佛の証道實義を研究するにあり、其然る處以のものは佛説は愚人の爲めなる故に、方便多くして眞實少なしと云ふにあり、故に教門の方便は唯た觀心に外ならず、否な管に愚人を導く事のみならず、聖者を擬する佛教の所詮と雖も要するに觀心の一事に外ならず、左ればこそ日蓮は「本迹雖異不思議」と又曰「上根上機觀心觀法可然下根下機但南無妙法蓮華經可唱」と然り而して此上根上機觀心觀法可然との教誨は日蓮の心中誠に念佛を貴重し彌陀を拜崇せし意あるを知るに足れりとす可し、按するに我佛宗は世界無上の眞理にして權實半滿頓漸偏圓皆共に一佛教中の眞理なり豈に念佛題目の差別を論じ優

劣を論せんや而して、日蓮が無上法華の眞理即ち方便品に謂ゆる「唯此一事實餘二非眞三乘中眞理唯一可知也」と又曰「十方佛土中唯有「一乘法」無「二亦無「三」と藥王品に謂ゆる「如佛爲諸經王」此經亦復如是諸經中王」の語に依て四箇の格言を立すと云ふも古來各宗の宗祖法華は經王にあらず是第三の戲論なりと又曰捨閉闍拋と又曰彌陀大日藥師不動等は是れ眞佛の法身なり、報身なり化身なり、と云ふにあらずや既に均しく法報應の三身中を出でざるものとすれば之に歸し之を信するに於て何の妨か之を思ふに是れ日蓮か四個の格言を以て各宗々義の邪見を排擯するに至りし處以ならんか、念佛無間、と破する處以のものも亦た宜しく此れを推して彼れを知るべしのみ、故に思ふに日蓮は念佛を破する者にあらず當に念佛を破せざるのみならず、最も之を貴重したる者なり、然れども日蓮念佛の口傳は心に深く念佛して、彼の淨土一門に行ける、念佛の如く唯た口に顯はすを専らとするにあらず、其然る處以のものは彼れ立宗の所詮佛教の實義を究盡して唯た觀心の一法にありと爲し、色心二法を別個に目せず兩個具足して之を一乘と爲し觀念を以て得度成佛の關門と

爲すは、唯た念佛に過ぐる者なしとして、最も之を貴重したり而して、題目の如きは即ち念佛の假名として、日蓮が之を設けたるのみ然るに後世に至りて、日蓮が深意のある處を知らざる者は祖書中に攝徒和合と云ふ文字あるを、昇ぎ出して五字七字の題目は八万寶藏十二部經を集め擣いて徒て和合したる、大良藥なるが故に、只一返の南無妙法蓮華經と唱ひ奉れば、法華二十八卷並に三藏十二部教を一口に讀み奉るの功德ありと附會して日蓮が念佛を貴重したる深意を滅却し去るは、余は大に日蓮の爲めに其末徒の妄言を排斥せざるを得ざる也、

○「正認」に曰く宗祖の弘通し玉へる題目は假名にして、念佛の實をは秘して心に持ち念佛のさきがけに題目を弘むとならば、隨分物ずきの宗祖なり左程迄に念佛が御すきならば、何で念佛門に居て念佛の弊風を矯めざるや、天地が逆さまに成るとも身延山に念佛あるべき道理なし、六字折句の歌を作つて奥の院の額に掛け玉ふ、此歌は秘密中の秘密なり、他門に顯すべからずと、後世に營みたる奥の院に現在歌をか、ける道理あらんや、いくら野狐を使つても此の事ばかりは出來ざるべし、又野狐を使つて

小松原の御難を免れたとならば、四ヶの大難其の外無量の小難は何故に野狐の御蔭を以て免がれざるや、終身守り刀を所持するなど、屢々捕縛されたる罪人同様の身に刃物を持って居る事は能はざるべし、右の秘密の歌が實地の事とせば吾門弟にさへ見へぬ位の秘歌なるに人の目に付き易き類にあげ玉はんや、思ふに奸作者が筆のささにて奥の院の堂を造りいづし、一休和尚かなんどの滑稽歌を引き寄せ宗社の御歌にこじつけるとは、所謂かのがれが耳をかはふて鈴をぬすむの僻事なり、この事くらゐにては宗社の名譽をさまたげて諸人の信仰はさめがたし、萬々一奥の院にもせよいづくにもせよ、阿彌陀如來の勸請や歌などがありとせば、其阿彌陀如來は定めし法華經の御聲が聞きたさに身延の山へ改宗したもものならん余はその様なる佛様これありとは思はれず、古人の句に「この山の繁りや妙の一字より」又「法華經とのみ山彦も水の音も」と咏せられし、を見ても濁りなれ御法の御山といふ事をさつすべし、

○「隨筆」に云く匿れたるより顯はる、はなし……内に實あれば外に現はる……古昔の言真に然り深密傳作者は一通り日蓮宗の教義をも見聞せしことある者と見へ、

表面に讀稱の文字を弄して晴々裏に毀傷の意味を運び勿々甘く信仰を冷却せんと試みたるは、適れの腕前と感服したき袖の下から稍尾端を露したりと、思ひの外遺憾にも詠歌に傳章に至て化けの皮を丸出しにして以下每章に無暗矢鱈ア、ミタくと秘密を書き立てたから、頓と百日の説法尻一個否あせみづたらしてのたくみとどめつたにねんをいれすぎふつくさとしうしんをこめたのでかへつてりぎにふさわぬくろうぞんとなりぬ嗚呼折角にちくれんしうのひまつぶしとはをだてられたかきこへんぞとじぶんどふんでもあとのおまつりこれがほんどにひみつのあらわれぐちと今更かたくといても詮なし實に御氣の毒千万深く御察し申すべき歎可憐々々

○總評 此詠哥口傳章に記す處は日蓮が法華擧揚の事實に違ふとせん乎然らば則ち法華經に開ゆる「三千墨點十六王子の彌陀」又は「無始本覺本有妙樂の彌陀」を如何せん、若し或は爾前當機益物の方便權經に説きたる、彌陀と皆成佛道の眞實法華に説ける彌陀と違ふが故に、決して之を同視す可らずと謂はん乎、彼れの違辭も亦茲に至りて窮せりと言ふ可きなり、思ふに日蓮は烟眼を具せり何ぞ彌陀超世の大願を知らざ

らんや、况や十惡五逆罪滅得生の利益あり勝法闡提恩皆往の功德ある念佛を非とせ
んや、故に詠哥口傳章に記す處は、其事實なりし事疑ふ可らず、

(第六) 法華名義章

高祖曰夫レ大乘無上ノ妙典妙法蓮華經ハ三世諸佛ノ秘密藏ナリ、故ニ是ヲ信シ是
ヲ讀誦スルモノハ終ニ成佛ノ緣トナスト云コト疑ヒナシ是レ如來ノ金言也抑法華
ト云名目ハ我門ノ所立秘密ノ深義ヲ以テ云トキハ、法華トハ即チ法ノ花ナリ花ハ
必ス遂ニ實ヲ結ヒ實トハ即コレ眞實也諺曰花ハ根ニ歸ルト云、ハ法花ハ念佛ニ歸
スルト云義ナリ、故ニ世尊法華八軸ノ秘密方便門ヲ開テ眞實ノ相ヲ示ストハ説キ
玉フ、經ニ曰心ニ念佛スルヲ以テミナ成佛スルト云コト疑ヒナシ、十萬佛土ノ中
唯三乘ノ法門ノミ有テ無ニ亦無三佛ノ方便ノ説ヲ除ク但シ假名ノ字ヲ以衆生ヲ引
導ス、唯一事ノミ一ニシテ餘ノニハ即チ非眞ト説キ玉フ是我門所立ノ根本ナリ、一
宗名義ノ出ル所ナリ、又々深密ノ奧義ナリ經曰但假名字ト説キ稱ヘハ何ニテ唱フ
ルモ心ニ口傳ノ名字ヲ忘レサレハ利益アレトモ題ハ一部ノ總ナルカ故、南無妙法

蓮華經ト唱ナヘシムルナリ、此レヲ忽ニ思フヘカラス、又他宗ニ語ヘカラス未嘗有
ノ秘説希有最勝ノ唱號ナリ、吾宗秘極ノ相傳ナリタトヒ一院ノ住僧タリトモ、密旨
ノ法門口傳ノ法器ニアラスンハ、敢テ不許可ナリ秘スヘシク、

○「彈駁」に曰く一代聖經に法華經あるは天に日あり、國に王あり、家に柱あり人に魂あ
るが如し、抑も如來出世の本懷は唯々法華一經に限れり、而して此經に本述二門の別
あり、其述門の法華は如來が藥王觀音等を召して、正像二千年の弘通を許し玉へ、又
本門の法華は上行等本化の大菩薩に譲り末法五濁の今日を救はせ玉ふ、經文明白な
り迹化の藥王樂上等は既に天台傳教等の法華迹門を和漢の兩朝に弘通せり、而して
今や既に末法に屬せり其天台傳教等の弘通せし迹門の經は猶ほ去年の曆に似たり、
後五百歳中に本門法華弘通の任は實に我高祖にありて、廣宣流布の金言は唯た法華
一經に存す然らば則ち爾前權方便の念佛何を能く成佛得達の功德ある可んや、而し
て其成佛得達の功德なき念佛何を亦た我高祖に於て之を尊崇し玉ふ可ん理あらんや
、看すや念佛門の元祖たる善導大師を看よ、彼れは實に毎日彌陀經三十卷を讀誦し念

佛十萬遍を口稱し、晝夜修行の一片に凝り堅まりしに拘はらず、極樂往生の目的を達せずして、揚柳の自害坊たる思はしき評を取りしにあらずや、念佛一門の元祖たる、善導既に然り況んや今日の善導の末流を汲む者をや、其念佛を以て成佛得達の目的を遂んと欲するは蓋し亦た難しと謂ふ可なり、我高祖は既に茲に見る處あるが故に壽量所顯の題目を受持受得して、五百塵点劫を一念に超へ忽ち内証の本覺を顯はし即身成佛の法門を開き玉へど、然るを何ぞ成佛得達の不十分なる念佛を尊崇せらる、の理あらんや、況んや十界互具の大曼荼羅たる無作本有の本尊を捨て、述門小乘の彌陀を拜戴し玉ふをや、深密体に育ふ處は偽妄も亦た、甚しきを知る可きなり、

○「反故集」に曰く夫れ念佛と云ひ題目と云ひ共に是れ觀心の一法のみ而して念佛は眞實にして、題目は念佛の仮名とす而して其眞假二法具足して、一乘なるが故に日蓮は之を文上(色)述門文底(心)本門と判したるなり、日蓮の念佛を貴重したる深意のあり處は、之を以て能く知るに足るべしなり、然るに今日彼れの末徒等は久遠實成の釋尊は法華經壽量品の上に至りて出現せりと談するも、彼れ念佛門の彌陀又均しく久

遠實成の本佛なる事は既に大無量壽經の上に歴々して、之を敬す可きものあるを知らざるは其固陋も亦甚ぶし日蓮の念佛を貴重すると共に彌陀を尊崇したる所以のもののは釋迦彌陀共に均しく久遠實成の本佛なる事を知るに由るなり、今夫れ日蓮の所談たる本尊、題目、戒壇の三秘、十界大曼陀羅の極意を按ずるに是れ方法を一心に歸して自己本來の光明を大千沙界に耀らしむるに在り、然るに念佛の法門は方法を一境に歸して、彌陀の光明に大千沙界を照さる、に在り、故に彼此一應反對なりと雖も其歸する處は若々二法の能く契合するを見るべし、然らば則ち法華の即身成佛と雖も彌陀の招喚と釋迦發遣の洪恩とに依る者なり、法華行者と雖も豈に念佛を信せずして、可ならんや、

○總評 觀心の立所本門の教に依る是れ日蓮が法華を宗とする所以なり、而して法華の名義は本有の法體本有の妙用行者の唱念を示す者なり、其中に本述二門の所立あれば又色心二法の差排も無きを得ず之を以て日蓮は諸行の開遮實理の顯味ある事を知りしならん然らば即ち日蓮は法華を以て一經の名義と爲し實際念佛を以て成佛の

因と爲せし事なしと謂ふ可らず、殊に日蓮は「但仮名字」の佛勅を信じ、口に唱ふる者の如何に拘はらず口傳の名字を忘れされば利益ある事を確信して、疑はざりしと云へば法華の名義は一經の総稱に過ぎざる事は、勿論なるべし

(七) 邪神邪佛章

夫以ニ八宗九宗共ニ是無不愚教皆無不邪其中ニ吾宗獨リ明カナルコ砂ノ中ノ金星ノ中ノ月ノ如シ、然レトモ其宗コレカ信スル所ヲ以テ尊トスルハ愚ノ至リナリ、今吾宗ハ表ニ念佛ヲ破シテ奥ニ彌陀ヲ尊ム然レトモ彌陀經ニ依テ稱スレハ無上無邊ノ功德アリ、然レトモ茲ニ口傳アリ名號ノ心ヲ不知シテ稱スレハ無間地獄ノ業因トナルナリ、喩ハ人參附子ハ良藥ナリト雖モ用ニル方ヲ知ラサレハ服スレトモ却テ害ヲナスカ如シ、六字ノ名號ハ三世諸佛ノ功德ノ寶ナリ釋尊出世ノ眞懷タルコトハ經文上ニ明カナレトモ、猥リニ數テ唱フレハ愚レト思故コ邪法トナル神明ヲ拜スルモ亦同シ、天照八幡春日熊野等實ニ是レ外道ノ邪神ナリ、然ルニ吾宗門ニ勸請スルトキハ變レテ善神トナルカ如シ、故ニ同佛ト雖トモ法華ニアルヲ眞佛トシ

他宗ニアルヲ邪佛ト知ルヘシ、神モ亦然リ同神ト雖モ法華ニ勸請スルヲ善神トシ、他宗或ハ唯一ニ祭ルヲ邪神トス、此故ニ他宗ノ佛ヲ拜シ他ノ神社ヲ拜スルモノハ永ク無間ノ業ヲ結ヒ、敢テ尊敬スヘカラス

○「彈駁」に曰く我祖の宗を立する、教觀不二と談じ事の一念三千を弘通し、末法行下根下機下種結縁の衆生なるが故に上行處傳の觀心たる南無妙法蓮華經を唱へて勇猛精進たらしむるを目的とす、何ぞ其れ佛意失墜功力微弱なる念佛をば我祖の信奉し玉へし事ありとす可んや、然るを况んや法華本門一跡三法に關る處ある彌陀を奉持する事に於てをや、善し縱へ法華の上に説く所の彌陀及念佛は淨土一門にて談する彌陀及念佛とは、大に其異なる處ありと云ふと雖も其彌陀と云ひ、念佛と云ふ限りは到底爾前迹門の者たらざるを得ず、然らば則ち法華本門の本尊題目に彌陀念佛を比較し、來りて二者の優劣を判斷する時は法華本門の本尊題目の勝優にして、彌陀念佛の劣等なる事は亦た論を俟たず我祖は烟眼衆に卓立す何ぞ其れ勝優なる者を捨て、下劣なる者を探るの愚を爲し玉ふ可き理あらんや、此法華名義章の言ふ處は臆言の最

も甚だしきものにして、毫も亦た之を信するに、足らざるなり、
 ○「反故集」に曰く法華經は無上の眞理なり眞理の作用は固より不思議なり、然れば則ち念佛も法華經に依て之を稱すれば、無上無逆の功徳ある可く彌陀を信奉するに於ても亦た然り、而して其他の餘佛餘菩薩、勿論八百万神に至るまで之を勸請するに、法華經を依據とすれば其功力も亦た大なり、是れ蓋し眞實眞理の大法たる法華不思議の經力然らしむる者なり、故に此邪佛邪神章に記せる處は、實に日蓮の本懐たること、之を疑ふ可らず、

○「隨筆」に云く方今四海兄弟てふことの耳柔に觸る、は實に善し之を耳柔に滞在せしめずして、實際に履行せば尙ほ一層善し是れ佛敎の眞理なればなり、然れども茲に四海の兄弟皆集合することあらんに后集の一人辭儀を述るに當て至尊至長至親を先きにせん歟、將た至尊至少至疎を先きにせん歟、必ずや其席の至尊至長至親に向て相應の辭儀を盡さば更に一々同様の辭儀に及ばざるも皆様の一體以て能く其衷情を表するに足らん、若し此際人あつて至尊至長至親をさしおき自己の偏愛する卑少の一分

子にのみ辭儀をなさば公平の眼之を何とか評せん、宗教に於ても亦然り本述廢立の理義確乎たらずんば、何を以てか純全の宗教なりと謂ふべけんや、高祖大聖人の規定せられし十界互具の大曼陀羅は四海兄弟集合の眞相など、之に伺はゞ自ら辭儀の紊るべからざるものあらん、何を苦しんでか高祖大聖人にして邪神邪佛を此高席に列せしむべけんや、唯后集の一人辭儀の順序を正さず自己偏愛の一部分にのみ辭儀を厚ふせば夫れ之を何とか評せん、篤と考一考を煩はすべし敢て戲論の限りにあらず、矣

○総評 余は佛を妄信する者を憫むも却て佞佛の徒を憎めり、然り而して日蓮も亦茲に佞佛の徒を破し眞實なる信仰の用意を示せしは、余の大に感服する處なりとす、然るに彼れ日蓮は勿昧なくも天照八幡春日熊野の諸神を指名して、外道の邪神とす何ぞ其妄言の甚だしきや、實に日蓮は許す可らざるの惡僧なり、夫れ日蓮何の見る處ありて勿昧なくも天照八幡春日熊野の諸神を外道の邪神とする乎、而して外道の邪神も日蓮宗に依て之を勸請する時は變じて善神となるとは、何等の理由ありて然る乎

彼れ苟くも佛者にあらざる乎、何ぞ正見を捨て邪見を執するの甚しきや、彼れ若し邪見を執せず正見なりとせん乎、何ぞ天照八幡春日熊野の諸神を外道の邪神とする乎

(第八) 廢邪立正章

高祖流刑ノ御身タリシトキ消息シテ清澄寺ノ道善坊ヲ訊問シ玉ヒケリ、道善其ノ誠意ヲ感シ副元帥平時宗公ニ歎願シテ、流刑ノ赦牒ヲ申受其時日朝使者タリ、即チコレヲ持シテ長途ヲ厭ハス晝夜ヲ不捨三月八日佐州ニ着シ高祖ニ此旨ヲ申ニ高祖蘇生ノ思ヒナシテ歡喜カキリナシ、違ク師坊ノ方ニ向ヒテ三拜九拜シテ其仁慈ヲ謝シ玉フ傳ヘ聞ク古來ヨリ此島ノ流人免助アルコトナシ、念フニ今吾レ之レヲ赦セラル、ハ是レ師ノ恩致ナリト、雖モ且妙法弘通ノ前表カト隨喜身ニ流偏シテ、再ヒ大志ヲ企テ玉ヒ、阿坊佛日興寺ニ命ニ此度本間氏本間重雄父子高祖數度密テ謀ル内願ルフシ談シ臣フナリ如斯斷金ノ同志アルヲ以テ兄弟佐渡ニ移リテ又高祖ト秘密ヲ廻ラス呼吾祖ノ大忠臣ナリト云云ト計リ火工具ヲ用ヒテ、先年鎌倉ニテ行ヒ給ヒシ如クニシテ此地ノ堂社ヲ毀ント先空海カ勸請ノ社廟或ハ淨家ノ堂宇等

都テ七ヶ所坊四社三ヲ今時衆民ノ尊崇スル所ヲ撰ンテ、深夜ニ至リ密ニ件ノコトヲ謀テ、十三日首途シ給ヒケルニ即日堂社悉ク燒亡ス、高祖途ニ居テ此餘燼ヲ見給ヒ快然ト而シ、曰吁妙法弘通ノ妨ケナキ誠ルヘキ也、然レモ他宗ノ賊之ヲ吾等ノ所爲ト知ラハ又々憤逆シテ怨テ何事カナサン、可秘々々然レモ莠草ヲ耘ラスンハ田苗實ラス餘宗ヲ廢セスンハ妙法弘マラス、眞宗念佛等ノ邪宗ノ堂坊ヲ毀テ八幡春日等ノ邪神ノ宮祠ヲ燒クハ正シク世尊ヘノ忠誠衆生濟度ノ善巧ナリト、御教諭マシクケリ高祖ノ深意ヲ知ラサレハ一應不可ナルニ似タタリト雖トモ、祖ハ是薩垂ノ應現ナリ是非ハ凡夫ノ計知ル處ニアラス、唯々仰クヘキノミ然レトモ末學未熟ノ儕ハオトヒ我門侶タリト雖モ、堅ク秘シテ語ルヘカラス、何ソ況ンヤ其餘ニ於テチャ、此條殊ニ秘スヘキナリト嚴戒マシクケリ

○「彈駁」に曰く苟くも佛教を信奉し菩薩大人の行願を發起せし者、其自己の目的を達せんが爲めに、惡逆無道の行爲を以て他を侵害するが如き事は萬々、之ある可きの筈なし、我祖の大聖にして殊に眞實無上の法華經を弘通し玉はんと欲するに、何を苦み

てか眞言淨家の堂塔を燒燬するが如き卑劣なる事を爲し、又は益々自己に反對する餘宗の伽藍を燒燬さん事を企てらる、か如き、姑息の拙策を探り玉ふことある可んや、精進勇猛は我祖の毎に持せし氣節なり、不惜身命は我祖の常に期し玉へし處なり、我祖何ぞ其れ姑息の拙策を探り卑劣の行爲を以て自己の目的を遂るが如き事をし玉はんや、

○「反故集」に曰く此廢邪立正章に配す日蓮の言、與へて之を論すれば彼れ日蓮は佛祖に對し一大忠臣なり、若し奪つて之を論すれば彼れ日蓮は國家乃一大奸賊と謂ふ可し、何となれば彼れ法華を奉持し妙法を弘通するに妨げとなる餘宗他神の堂舎宮祠を燒拂ふて以て佛祖に忠誠を盡すとするの志は、一應殊勝なるも之を以て自己の妄慾邪望を達せんと欲するに至りて、實に之を許すを得ず苟くも正法興立に志あらん者、安んぞ彼れの如き妄言を排擧せざるを得んや、

○「隨筆」に云く、諺に人の口には戸が閉てられぬと聞さつるが、實に末法頑迷の衆徒輩動もすれば、自尊他毀の執念深く高祖大聖人の勇猛精進不惜身命の行蹟に驚怖を生

じ隨て種々の妄想を書き出して、正法弘宣の外地に企望を抱懷せしならんと云ふ者、豈特り深密傳作者のみならんや、されば今更之を辨解せんも、阿房たらしきことにて、耶蘇教徒は佛陀大覺世尊をさへ、其國を他邦に奪はれ身を置く所なきより、數年間深山に陰柵して故國を回復せんため稍く因果應報の一策を按出し、佞辨能く諸民を説服したりと揚々公言するあり、又佛教徒中或は耶蘇教を駁撃するに際し基督卑賤の身をも顧みず國家を顛覆して己れ自ら王位に上らんがため、茲に教法の改革に托し兎徒を聚集せしかども、事遂に成らず、國刑以て磔木に釘死せられぬと云ふ者あり、嗚呼彼と云ふ此と云ふ孰か是、孰か非一定の所見なき者先入之が主となつて、取捨或は其正を誤まらんも計り難し、深く自ら鑑みるは固より教法者の責任なりと雖も苟も教祖々師と后世多數の士人に信仰崇拜せらる、者豈他に非望の存するものあらん、願くは濫に自尊他毀の言語を弄せず先づ暫く教祖々師其人の時代に身を置き虚心平氣に批判を試みなば、事蹟自ら井然として其素志を窺知するに足らん歟、

○總評 昔し周の文王は天下を三分して、其二を有ち以て殷に服事す、孔子は之を稱し

て、至徳と爲せり釋尊は於我滅度後愍衆生〔法華法〕と説きて以て大慈悲行を示し玉へり、然るを日蓮は佛勅を奉戴す可き位置に在り乍ら、他佛の寺堂諸神の宮社を焼くとは何等の惡徳ぞや、是れ大慈悲行を荷ふ出家沙門の爲す可き事なる乎、何ぞ其行爲の殘酷なるや、若し此の如き殘酷の行爲も佛祖への忠節を盡す者と思へる乎、是れ昔し齊の宣王が臣にして、其君を殺すも可ならん乎と、孟子に尋ねければ孟子は仁を賊す者、之を殘と謂ふ、殘賊の人、之を一夫と謂ふ、一夫の糾を誅するを、聞く未だ君を殺するを聞かずと答へたる、諛諂の言と非にして、似たる者なり、日蓮何を其仁義を取違ひたる事の甚ぐしきや此の如く仁義を取違ひ而も殘酷の行爲を以てす佛祖如何して日蓮を忠義と思召す可んや、然るを日蓮は惡徳を爲し、大慈悲行に背きても、尙ほ佛祖に忠義を盡さんと欲す、其面ツラの皮の厚きこと余は實に呆れざるを得ず、夫れ古今無二の忠臣義士たる赤穂復讐の美蹟すら尙ほ福澤先生は之を權助の頸括り一般と評せるにあらずや、忠義の難き事、之を推して知るに足れり、然るに日蓮は殘酷行を爲して、以て佛祖に忠義を盡し得ると思ふ、若し此事を福澤先生は之を何とか評せ

ん吁

(第九) 福田譬諭章

或時副元帥平頼綱ノ臣信清高祖ニ申シテ曰ク念佛ハ無間ノ業、禪法ハ天魔ノ法律、宗ハ國ノ姦賊、眞言ハ亡國ノ邪教ナル故ニ、之ヲ信スル儂ヲ殺害スルハ、殺生ニアシテ無上ノ善根ナリト仰セ候義、道理實ニ至極セリト存候、又諸宗ノ堂社ヲ毀テ神ヲス明ノ神社ヲ毀テテハ、是又無類ノ大功徳ナリト、御教訓アレモ未ダ悉ク其意ヲ得ス候、餘宗ハ皆正法ニ非ス信シテ益ナシ、誹リテ咎ナキトハ常々御教訓ニテ、タロク覺悟シ候、爾レトモ法花ヲ信セサルモノハ、吾父タリトモ殺害シテ大功徳ナリト、申事不審ナキコ非スト、尋テラレケルトキ、高祖諭曰夫レ孔子ハ我徒ニ非サレハ鼓ヲ鳴シテ之ヲ責テ可ナリト云ヒキ、是己ノ弟子ニアラサルト云テ、惡ミタルコトナリ、今我云處ハソレト異リ諭ヘハ、農夫ノ耕ニ四傍ノ莠ヲ耘カ如シコレ殺生ニアラス唯福田ノ苗ヲ助クルナリ、今他宗ヲ信スル儂ヲ或ハ誅シ、或ハ讒シ、或ハ呪咀シ、又他宗ノ堂宇ヲ、或ハ毀テ、或ハ火スモ只妙法ノ苗ヲ宣布センカ爲ナリ、

爾レハコレニ過タル大善アルヘカラス、予ハコレ如來ノ使ナリト、云又マ我言ヲ聞
 テ怪ムコト勿レ、妙法弘通ノ大智計ナリ、故ニ經ニ身命ヲ不惜スト説レタリト、
 ツチノ仰セラレ侍リケリ、是今家大事ノ口訣ナリ御在世ノキモ聊カ我等ノ義ヲ
 洩ラシ、モノアリシ故ニ、流刑ニモ逃宣ヒ、他宗ノ非難ヲモ受ケ宣ヘリ、故ニ我同
 行同學ノ法侶、カマヘテ奥ノ秘事ヲ、他ニ語ルヘカラスサルモノナリ、

○「彈駁」に曰く智慧と慈悲とを以て萬事を攝修するは佛法の目的とす、彼れに厚くし
 て此れに薄くし、彼此の間、平等ならざるに於ては是れ佛法の本旨に違ふ、我祖は佛
 法の聖者なり、豈に他宗餘教の信者を殺害するを無上の善根なりと、教へ玉ふ事あら
 んや、殊に法華を信せざる者は君父なりとも之を殺害すれば、福田ありと此の如き邪
 見何ぞ、我祖の教訓ならんや、然らば則ち此一章は我宗の興立を嫉妬する處より、妄
 り我祖の教義を譏毀し我宗信者の信を冷し、併せて我宗を衰頹せしめんと欲するの
 奸策に、あらざる無きを得んや、

○「反故集」に曰く日蓮の心中を忖度するに彼れ唯だ法華のみ佛祖正統の大猷と爲せり

故に若し之を信せず他教を信する者ありとせんか、是れ佛祖に對し不忠の甚だしき
 者なり、否な法華經に對し不忠の甚だしき者なり此の如き不忠の甚だまき者は、片ッ
 端より打殺して以て日蓮宗の繁昌を計るは豈に佛教一部分なる福田の版圖を擴むる
 者にして、佛祖と法華經とに對し最大忠臣と謂はざるを得んや、左れば此の如き目的
 を以て法華經を信せざる者を打殺す是れ殺生にあらざるなり、大善根を修するなり、
 又前に云ふが如き目的を以て他宗の堂塔を燒拂ひ或は之を破壊するは、惡魔波旬の
 所爲にあらすして、菩薩の大慈悲行なり日蓮法華弘通の本色は、蓋し此の如くなら
 ずんばある可らず、

○「隨筆」に云く高祖大聖人の正法を弘宣せらるゝに當てや、教機時國序の五綱に基き
 大覺の妙心大活の明眼以て當世の機時觀を察し、拆伏の權道四箇の格言を生じ、銳利
 の舌鋒向ふ所敵なく到る所風靡せざるはなし、何を苦しんでが堂社を毀つの必要あ
 らん、且高祖大聖人(丙十九、ニウ)云く日蓮佛法を試るに「道理と証文とは、不_レ過又
 道理証文よりも、現証には不_レ過」と實に然り、高祖大聖人の行蹟に於て一も毀堂の事

實を觀るなき、果して如何ぞや、併し深密傳作者が「ス。ス。ス。」と曰は深く隱蔽するの
意義にして、勿々事實を觀る能はざるものか夫にしても、毀堂せば事實現はれん事實
の現はる、を惧れて毀堂する能はずんば、秘事將た何の時に利用せん、否何の効力
かあらん、實に奇々怪々、

○総評 孔子曰く異端を攻るは是れ害のみを、然るに孟子は揚墨を防くは聖人の徒な
りと云へり、此孔孟の語を按するに全く相反對する者なるを知る抑も孔孟の語にし
て、此の如く相反對する所以の者は何ぞや、是れ唯た各自其時の境遇如何に因る
のみ、然るに日蓮鎌倉時代に出世して諸宗折伏の旗幟を樹て延て此折伏の事を口訣
に遺す、之を以て今日に至るも、亦其口訣を相承して、諸宗折伏を爲す者を多く蓮門
に見るは日蓮實に其節を造りたるの責は免る、事を得すと雖も、又蓮門の末徒が時
勢を觀るの明なきを憫ますんば非ざるなり、然り而して日蓮の諸宗を折伏するに熱
心なる情緒は其極度に達し、熱心の熱度は爲めに他宗の寺堂も焼け、爲めに他門の信
者も死したりしならん乎、焉んぞ此福田警諭章に記す處全く事實に、相違すると云ふ

を得んや

(第十) 教誠王臣章

高祖或時仰セラレ候キ我ハ是如來ノ使ヒナリ、故ニ梵天帝釋日月星辰等常ニ來テ
待坐シ給仕ス故ニ、天照八幡等ノ小人モ我前ニ來テ低頭禮拜シテ、恭敬尊崇セリ然
レ凡夫ハ、之ヲ見ルヘカラス我ハ是日本ノ、柱ナリ魂ナリ、若シ我ヲ輕蔑セハ此
國須臾モ保持スルヲ得ス、然ルニ今時ノ○○〔字休不明故ニ○ナ置ク以下同シ〕將ハ皆是無眼無耳ノ螻
蟲ナル故ニ、吾ヲ尊重スルヲ得ス然レモ徒ラニ獻スヘキニアラス聊此意ヲ含テ
開目國安論等ニ述作セシカトモ心事十カ一モ顯サ、ル也、今竊ニ眞ノ理ヲ云ハ、
○○將軍等ハ共ニ是レ叛逆天道ノ大罪人ナリ、其故ハ如何トナレハ天照八幡等ノ
小神ヲ崇ノテ大乘ノ妙典法華ヲ信セス春日大神等ノ邪神ヲ信シテ此日蓮カ眞説ヲ
貴マヌ又將軍ハ衆民ノ刑ヲ計フ不淨ノ職ニ居乍ラ、此日蓮ヲ敬スルコトヲ知ラス
刹へ他宗ヲ信セリ嗚呼其罪幾何ソヤ、夫レ故ニ國ノ王トナリ將軍トナリ禪宗念佛
眞言等ノ邪宗ヲ信シテ吾ヲ崇メサランモノハ、必ス天下ヲ亡シ國ヲ失ヒ其身ヲ失

ハンコト疑ヒナシ、如此ノ王臣ハ現世ニテハ厄難ヲ受ク當來ニハ阿鼻地獄ニ墮セ
 ソコト、雨ノ空ヨリ降ルカ如シ是等ノ惡心ヲ征伐シテ、妙法ヲ崇ムルヲ天下ノ善者
 ト申ナリ、如是スル人ヲ梵天帝釋四天八大魔王等加護シ給フ事疑ヒナキモノナリ、
 依テ法華ニアラサルモノチ或ハ殺シ或ハ害スルモノチ、諸天善人殊ニ喜ヒ給フナ
 リ、設令〇〇將軍ト雖モ法華ヲ信セサルモノハ天ノ助ケナシ、天ノ助ケナキハ天ノ
 仇ナリ、故ニ常ニ云是ノ宗門ニアラサルモノハ、殺害スルモノチ眞ノ法華ノ行者ト
 云ヘシ、余宗門ヲ破シ他ノ神社佛閣ヲトテ、毀テ以テ妙法弘道ノ眞實ノ、信者トハ
 申ナリトノ給フナリ、

○「彈駁」に曰く我日本國の佛教諸宗諸派の宗祖太祖中に於て眞實佛教の極意に到達し、
 十界皆成一念三千の妙理を証得したる人は、我祖を措て決して他に無きなり、我祖
 の法豪たりし事亦た以て之を知り得べきなり、然るに當時の鎌倉政府は權教方便に
 屬する禪念佛眞言等の邪宗を優待し却て無上眞實の法華弘通の大導師たる、逆祖
 を輕蔑し刺さへ人民を厭制するの甚ゞしき者あるが故に、逆祖厭視するに忍びず立

正安國論を著し執權北條時頼を諫ること三回に及び大に鎌倉政府の俗吏が心膽を挫
 け其施政の弊風を除き又小乗權教の佛教を改良し熾んに眞實法華の光氣を揚げたる
 事は世人の今尙は能く之を知れる處の事實なりとす、然るを立正安國論を述作せし
 かども心事十が一も顯れず杯と云ふは無稽の言も亦た甚ゞし、熟く我祖の經歷を
 視るに利物度生の爲めには毎に身命を犠牲に供せられたり、鎮護國家の爲には艱難
 辛苦を厭へせられざるなり、而して其妙法を弘通し玉ふに方りて之に敵對する者あ
 るとも我祖は何をか之を惡み玉ふ可き、若し此の如き邪見の徒あらば憐みて能く之
 を攝化し眞實法華の行者たらしめらる、事を務められたり、何ぞ亦た我祖の法華に
 敵對し、或は此經を信奉せざる者を殺害し玉ふの筈あらんや、今夫れ已れに敵する者
 を憎みて、之を害せんと欲するが如きは小人俗夫の爲す可き事たり、法豪千古を凌躐
 する逆祖豈に小人俗夫の行爲を學ぶ可んや、

○「反故集」に曰く已れの意を迎ふる人を悦びて、而して已れに敵する者を、憎むは是れ
 人間の天性にして、何人も亦た蓋し此數に洩る、能はざる可し、日蓮も又人なり故に

已れを愛する人を悦び、己れに逆ふ者を惡みたる事は、蓋し凡俗と同情なりしならん、然れども日蓮は兎に角も大法奉持の上に於ては凡俗に超越したる處あるを以て、大權化現の善巧方便に富めり故に其大法奉持の爲めに法華を信受せざる者を殺害せざれば眞の法華行者と謂ふ可らずと、教へしも亦た是れ一時人々を攝化するの方便のみ其殺害の語必らずしも、腕力手段に依るにわらず、思ふに是れ行者信心の強硬ならん事、及精進勇猛ならん事を、形容して之を云ひしに、外ならざる可なりのみ、

○「隨筆」に云く將。或は將軍の上へのみ、字体不明なるがため、○○を以て之に替へたりとは、至極奇妙とや申さんか、併し一切他見をも許さぬ極々秘密のことなりせば、字体の不明なるものも其儘寫して判斷させたきことにこそ、流石の毒筆も他見を憚ると、い、ながら廣く他見せしむるには作者の良心に咎めてか將た其罰を恐れてか斯く憚る文字ありとは儲々是非もなきことになんありける、咄、

○總評 日蓮が奉持せし本尊は久遠無始本月常恒の如來なり、而して日蓮が主唱したる題目は若有能持即持佛身須臾聞之即得究竟の利益あり、殊に廣宣流布は佛の既に

法華弘通を豫言し玉へし金口なり、日蓮何を苦みとてか他宗の信者を殺害し又餘宗の寺堂諸神の宮社を毀損せよと教唆せし乎、思ふに日蓮の強慾なるは少慾に安んずるを得さりしに因る乎、將た廣宣流の金口は殘則の行ひを爲して、法華を弘通せよとの佛勅なる乎、是れ決して然る者に非ずして、法華の弘通は慈悲忍辱に有る事論を俟たず、然るを日蓮は殘賊の行ひを爲して以て、法華弘通の面目に適へりとす、日蓮の固陋なる事、余は茲に到りて一盃買ひ冠れるを知る、

(拾一) 破邪教正章

高祖ノ御物語リニ曰法然カ顯シタル選擇集ナルモノ明惠搖邪論ヲ作テ、大ニ之ヲ破拆セリ是吾門ノ幸ナリ、然レトモ明惠ハ短才ナルカ故ニ、其破拆スルコト甚々弱シ故ニ我レマク守護國家論ヲ作テ、法然カ邪教ヲ拆スト雖モ彼カ徒聖光親鸞等アリテ其教法ヲ弘メシカ故ニ、其根深シ殊ニ釋尊モ念佛ヲ末世ノ要法ト説キ給ヒシモノナレハ、念佛ノ盛ナルコト今己ニ時ヲ得タリ、故ニ能々方便ヲ廻サスノハ吾宗イカテカ弘通スルコトヲ得ンヤ、故ニ能ク巧キニ方便シテ人ヲ引入シ念佛無間等

ノ言ヲ高ク稱ヘテ、彼等ノ弘通ヲ妨クヘシ是レ吾宗第一ノ勤ナリ、疏ニスヘカラス
 經ニ念佛誹謗ヲ深ク戒メ給フト雖モ、又タ一念彌陀佛即滅無得罪等ト訛キ給ヘハ
 生涯念佛等ヲ、誹謗スルトモ心ニ信シテ一聲ヲ稱フレハ、滅罪スルコト疑ヒナシ、
 殊ニ吾宗ハ假ノ題目ヲ稱ヘテ、心ニ深ク念佛ヲ懷クカ故ニ罪ト云罪ハアルヘカラス、
 先自法ヲ成立セント欲スルトキハ、他ノ勝法ヲ巧ミニ廢セシムルハアルヘカラス
 、是誠ノ智計也勿慮々々是ヲ務ムル者ヲ、吾門ノ法者トシ是ヲ行スルヲ法華ノ執行
 者ト、申スナリトノ給フ、

○「彈駁」に曰く後五百歲中法華本門大白法出現の豫言に相當し、眞實法華を弘通する
 事を以て畢生の大目的としたる。處の蓮祖、念佛の繁昌を見て之を妨るに念佛無間の
 語を以てし、却て心に念佛すると云ふが如き事あらんや、況んや我祖の本門盡量所顯
 の題目にして念佛の如き爾前迹門の行法と其轍を異にする者あるに於てをや、念佛
 題目豈に同一視す可んや、

○「反故集」に曰く四佛智見唯以ニ一大事因緣ト云へる經語を判する時は釋尊も久遠の
 本佛たれば彌陀も久遠の本佛たり、果して此の如く釋尊彌陀共に久遠の本佛なりと
 せば、觀心の法たる念佛題目の二途あらんや、然るを強めて彌陀念佛を誹謗するは實
 に佛教の所詮を知らざるの甚ぐしき者なり、今夫れ此破邪教正章に記せる日蓮の言
 は最も確實なるものとして、之を信せざるを得ず何となれば彼れ日蓮の度量海大、智
 計深謀なるは、衆に卓立せり縦へ唱題は法華本門の行法なりとするも、日蓮豈に念佛
 を排斥す可んや、啻に之を排斥せざるのみならず、其念佛を題目と均しく駢觀せるは
 實に彼れ日蓮の智計深謀なる所以なりとす、

○「隨筆」に云く或宗にては朝題目に夕念佛となん、云ふことありと申せば、深密傳作者
 か頻りに秘事く々と書き立てたとして左迄驚くべき新奇發明の誹毀にあらず、却て該
 著の蓮門徒の手に成らずして、他宗の嫉怨より出でたるを証明するに足るべし、殊に
 高祖大聖人の傳揚せられし所は、文底秘沈の題目にして、題目さへ唱ふれば是れ蓮門
 の末徒なりと思ふことの愚蒙なるに、況して題目念佛のオウヤなどは、抱服に堪へ
 ざるなり、往昔一人の野漢、石地藏の前にて惡事を働らさ其露現を恐れて、石地藏に

他言せざらんことを誓願せしかば、無情の石地蔵も抱服にや堪へざりけん、己れは言はぬが手前言ふなど、賊めたりとかや、イカサマ深密傳作者も此野漢の如く他人の氣の附かぬ事まで、丁寧に書き過ぎて、自ら偽作の証據を確實ならしめたるこそ、嗚呼なげの沙法なり、否、氣の毒の至りなり、呵々

○總評 普門品の金口を按ずるに口稱名號の妙行たる事を知る、而して彼觀音力と稱號し、發大清淨願と有る者は抑も亦た他方本願にあらざらんや、然らば則ち法華經の上より、念佛を破す可き謂れ有るを見ず然るを日蓮は何の必要ありて、念佛を破する乎若し日蓮は文底秘密の題目の、貴さも當機益物の念佛は輕しとする乎、補生の彌勒尙ほ且つ是事難信とする法華經の唱題何を能く五乘齊入俱會一處の妙果を與ふる念佛に若く可んや、日蓮は思ふに之を能く知らざるに非ざりし者ならん、故に此破邪教正章に記す如く唯方便の爲めに念佛無間と破して唱題を修行せしも其實は念佛を尊榮したる事全く之なかりしと謂ふを得ず、若し或は題目は本地甚深の奧儀にして、三世諸佛の証得する處の法號なるが故に之を貴しとせん乎、然らば則ち念佛も亦た貴

からざるを得ず、夫れ念佛は眞實本願に皈入せしむる爲めの、光闍道教にして其眞實之利なる事は、十方諸佛の既に之を証明せらるゝ處なり、其貴きこと豈に題目に劣る可んや、然れども念佛の能証の人名にして題目は所証の法名なるが故に、彼れは賤くして此れは貴しとせん乎、然り實に法貴し、法貴きが故に人も亦貴し、果して然らば念佛惟れ人名なりと謂ふて之を輕視するを得んや

(拾貳) 番神示現章

建長元年己酉高祖(二十)比叡山ニ在テ修學シ給ヒケルニ、大衆皆ナ高祖ノ智徳ヲ稱シテ常光院ニ住持セシム、抑モ山ニ三塔アリ法水又タ分ル一ツニ檀那流ニツニ惠心流ニツニ安海流四ツニ安然流ナリ、此四流モ教ユル處大同小異アリ、皆ナ高祖ノ意ニオラス唯實ノミニテハ弘通シ難シ、智證傳教兩大師ノ説ト雖トモ今時ニ至リテハ、猶舊年ノ歴ノ如ク、今之ヲ改革シ法ヲ弘メハ却テ法光ヲ増サント思ヒテ、一山ノ大衆ニ教命シ給ヒシカトモ、聞ス故ニ深ク思惟シテ善巧方便ヲ設ケ大衆ニ告テ曰吾三十番神順次ニ出現シテ告テ曰、汝ハ是右ト化上行菩薩ノ化身ナリ、今此國

ノ佛法甚々穢レタリ、願クハ之ヲ變革スヘシト告ケマシムケリ、依テ吾思フニ今
 時念佛、禪法、真言、律宗等皆佛神ノ心ニ協ハサルカ故ニ、是等ノ宗旨ヲ悉ク掃除シ
 テ妙法ヲ弘通セヨトノ告命ナラント、大衆ニ語リケルニ大衆皆吾カ言ヲ用ヒス、利
 ヘ嘲テ云フ番神正ク出現シテ、如此ノ義ヲ告命シ給フモノナラハ、何ソ一山ノ法主
 ニ告テ給ハサルヤ、且ツ公ノ外ニモ徳ノナキコシモアラス、然ルニ他ニ告ケヌシテ
 公一人ニ告命ストハ何ソヤト曾テ疑情ヲ懷キテ信セサルカ故ニ、吾秘計空クナリ
 又此時山徒等大勇猛力ヲ以テ、天下ノ諸宗諸願ヲ折伏セハ正ク妙法一教ノ世トナ
 ルヘキニ大衆皆愚コシテ吾言ニ從ハス、利ヘ番神ノ告命ナリト雖モ信セサリキ可
 惜、此時ニ神(妙太郎
法太郎)來リテ吾ト共ニ、計ラハ吾願満足スヘキヲ悲ヒ哉、二神ハ恐レ
 テ山内ニ入ルヲ能ハス、故ニ吾思謀モ空クナリニキ、然ルニ此番神出現ト云ヒシコ
 ト唯初歸ノ方便トナルトキハ大ニ吾弘教ノ害トナルヘシ、故ニ予自畫シテ神明ノ
 名ヲ配シ傳フナリ、未學吾志ヲ副ヘテ宜シク之ヲ謀レト、述懐シ給フ高祖ノ恩ヲ知
 ラハ、末世ニ弘通シテ、高祖ノ志願ヲ達スヘシ、

○「駭反」に曰く我祖叡山に於て修行し玉へし、當時檀那、惠心、安海、安然の四流に法軌
 を分ち、各自異見を抱持し爲めに智証傳教の祖訓に背反せし事ありしは、世人の能く
 知れる處ろなり、然り而して我祖獨り闍山大衆の中に抽んで、佛教の實義を究盡し
 、正像二千年は小乘權大乘弘通の時にして、末法五百年こそ純圓一實の法華經廣宣
 流布す可き時なる事を、獲得し玉ふものは、豈に我祖の卓見にあらざらんや、而し
 て此我祖の卓見は尋常一様の觀を以て目す可記にわらず、實に空前絶後の一大卓見
 と謂ふ可きなり、夫れ然り然らば則ち我祖の法華經に於る其鑑識は何ぞ亦た番神示
 現の如何に關せんや、况んや番神の告示に依て法華經弘通の意を強からしめたりと
 云ふに於てをや、妄言何ぞ其れ極まれるの甚ゞしきや、又况んや我祖は妙太郎法太郎
 の兩狐と謀りて、誓願を満足す可しと思惟したりとするに於てをや、我祖を誹毀する
 實に此れより、甚ゞしきは無し、吾人蓮祖の遺弟たる者豈に焉んど、此番神示現章の
 妄言を排撃せざるを得んや、

○「反故集」に曰く名字不同年紀大威示他身威示己身は如來の正傳にして、經無量

劫究審理性の妙法なりとす、然らば日蓮教岳修行中に番神示現の事、何ぞ之を偽妄なりとす可んや、否き置に番神のみならず狐狸も茲に現出したらん、狗狼も茲に現出したらん、何ぞ知らん其狗狼や狐狸や番神や皆な是れ久遠本佛の垂跡にして、日蓮が法華奉行を守護したる者なる事を故に余は斷じて之を言はんとす、此番神示現章の言ふ處は、眞實にして毫も亦た之を疑ふ處ある可らざるなりと。

○「隨筆」に云く番神とは如何なるものぞ、八百万の番號を附けるは面倒極りなし之を縮めて朔日より三十日迄三十番神とせんか、陽曆三十一日ありては都合悪し、そは其嘗高祖大聖人の内外御書には勿論番神杯とは、夢にも見しことなし其見しことなきものを深密傳作者何とて事々しく筆を染めしぞ、背に腹は替へられぬ凡僧が朔日から三十日迄毎日賽錢が欲しとの所作、他の侮を招きしのみか、數々するときは疎んせざる、と、知らぬ盲目のかさのどき、餘所の見るめもあはれなりける、

○總評、日蓮が番神示現を唱へし事は、番神問答記及報恩鈔に出て、詳かなり、何ぞ番神示現を處妄なりと言ふを得んや、然れども或は云ふ番神なる者は、元來ある可きもの

理なしと、日蓮宗の曼陀羅より何ぞ番神の名目を削除せざる乎、彼れ之を削除せざる限りは、番神の存在を信するに非ざる乎、徳川時代は識者あり嘗て日蓮宗に於て番神を勸請する事を非難するや、該宗の僧侶は大に狼狽して曼陀羅中より番神の名目を削除したる事あり、近くは明治維新に際し政府殿に神佛混淆の弊を矯正せんと欲するに方りても、又該宗の僧侶は恐慌しつ、番神の名目を曼陀羅中より、取消したる事あり然るも尙ほ未だ番神の名目を存する曼陀羅あり將た番神を勸請する寺院もあるに非ざる乎、以て日蓮が番神示現を唱へし事あるを知るに足れり又或は日蓮は番神を夢にも見し事なしと云ふも、是れ只今日未徒の分疎のみ、往古日蓮が六識所變の上にて於ては、決して番神を見たる事なしと爾ふを得んや、若し日蓮は六識所變の上にて於ても決して番神を見し事なしと、斷言せん乎、余は大に疑ふ日蓮の六識は常にドンタクをキメ込み居たるに、非ざる無き乎、を阿々一笑

(拾三) 妙法神驗章

或時高祖松葉谷ノ庵室ニ在リテ、竊ニ門下ノ道俗ヲ召シテ他ノ邪宗ヲ弘ムル者

竊ニ伐タソフヲ謀リ給フニ、姦賊之ヲ聞テ集リ議シテ曰、日蓮カ徒今吾等宗旨ヲ伐
 タソフヲ謀リ、イサ遊ニ責テ之ヲ伐テト大ニ怒リ罵テ高祖ノ庵室ニ至ラントス時
 ニ二神〔法〕疾走り來リ、此大事ヲ告ル故ニ高祖之ヲ遊テ傍ノ巖窟ノ中ニ隠レ給フ、時
 奸賊共襲ヒ來リ、丈室ヲ見ルニ高祖居玉ハス邪徒等大聲罵テ丈室ヲ燒テ、歸ル高祖
 深盤シテ巖窟ニ居ルヲ、數日出テ宮木五郎カ家ニ至リテ客タリシ時宮木五郎問云、
 公巖窟ニ閉居シ玉フ砌リハ何ヲカ食シ給フ、高祖曰吾巖窟ニアルヤ野子來リテ食
 テ供セシトナリト、有ノ儘ニ語リ給フニ五郎其嗜ヲ感心スト云々此頃門下ノ俗傳
 テ曰高祖ニ食ヲ送リシハ、稻荷ノ仕送りナリト、然ルニ是ヨリ先鎌倉ニ小治郎常世
 ト云モノアリケルカ、其妻卒ニ在病ヲ發スルキ三人ノ山法師絶道ト云モノヲ請待
 シテ、加待スロハシリテ云吾ハユレ松葉谷ノ庵室ヨリ來レリ、只妙法弘通ノ爲ニシ
 曾テ情慾ノ爲ニアラス、故ニ我主日蓮ヲ信向供養セハ、必ス去ルヘシト依テ常世高
 祖ニ贈リモノナシケルニソレト共ニ去テ、其病拭テカ如レト故ニ野子ヲ使フニ必
 ス若狐ヲ使フヘカラス誤レコトアリト吾等ニ御物贈テアリケリ、此時ヨリ世上ノ

惡徒等高祖ヲ罵言スルコト甚シク、舉テ日蓮ハ狐ヲ使ト云ヒ休フ此時〔常世ニ付ケルハ小狐ナリ〕
ニ入レシハ然ルニ今又高祖其實ヲ五郎ニ語リ玉フ故、五郎モ亦世ノ人口ヲ恐レテ
 深ク謀テ曰、此地幸ニ猿島ト云ヘリ、〔猿島ト云ヘルコトハ昔土地開ケル片邊士ナルカ故猿島多シトサレハ開ケテ猿島トナル故ヲ以テ此地ノ字トナル源氏以後此處ニ又山王ノ社ヲ建築ス緣由深シ〕故ニ公ニ食ヲ給セシハ、猿ナリト流言此ノ浮説ヲ妨クヘレ、サハ
 ントキハ公ノ惡名高シイヨク御思慮ヲメクラン給ヘト云ケレハ、高祖喜ヒユタ
 ヘス厚ク禮謝シテ、尊四菩薩ノ像ヲ彫テ五郎ニ贈與ス五郎之ヲ、安置シ法華堂ヲ
〔山中法華寺是ナリニ〕建テ、高祖靈狐ヲ以テ奇瑞ヲ顯シ給フ、秘密ノ口訣皆五郎ニ附與
〔代目日常即五郎ナリ〕ス、五郎之ヲ嗣テ加持祈禱スルニ頗ル妙アリ、〔妙法〕此靈狐ヲ高祖深ク寵シ給ヒケ
 ル、是獸ト雖トモ妙法弘通ノ爲メニハ、大智識ナリト云理モアル哉、然レトモ高祖
 ノ狐ヲ使ヒ給フコトヲ惡テ、罵言スルモノアリト雖トモ春日ノ鹿ヲ使ヒ三王ノ猿
 テ使ヒ稻荷ノ狐ヲ使フコトヲ惡口セサルハ何ソヤ、恐クハ他宗ノ祖師等如斯奇瑞ノ
 謀リコトヲ得サルカ、故ニ偏執スルノミナラン、可笑止ナル哉、

○「彈駁」に曰く連祖弘通の南無妙法蓮華經は体にして心なり、二十八品は用なり二十

八品は助行なり、題目は正行にして正行に助行を攝む可きなりと、是れに依て之を考ふるも、唱題の功力十分なる事を知るに足れり、違祖何を苦みてか下劣の獸類たる狐を使ふが如き拙策の助行を爲し玉はんや、且つ殊に違祖は上行の化身末法の明師なり、固より不思議の神通力を有し、一切の衆生をして見思塵沙無明等百八の煩惱八万四千の業病を癒し除きて以て即身成佛せしめ玉ふこと、容易なりし何を狐を使ひ、魔術を施し玉ふ事あら可んや、

○「反故集」に曰く日蓮の野干を使ひし事は眞實なり、何となれば、彼れ日蓮の瞋智にして恰樹なる、凡庸の徒の能く及ぶ可き處にあらざるなり、且夫れ彼れ日蓮は多少佛法の所詮を攻究し、生佛不二人法一體の道理を知りしが故に、野干を使ひしこと、豈に之を疑ふ可んや、若し之を事實にあらざとせんか、彼れ日蓮は野干ども尙ほ之を使ひ得ざりし、凡庸なりしかと云はざるを得ず、日蓮何を其れ此の如き凡庸ならんや、故に野干を使ひし、事は眞實なり、

○「隨筆」に云く左程神驗著しくば、なほ幾多の危難をありける若し、瞋いて轉ばずん

ば嗚呼有難し、若し轉んで傷なくんば嗚呼有難し、若し傷あつて輕くんば嗚呼有難し、若し傷重くも死なずんば、嗚呼有難し若し死なば早く往生嗚呼有難し、夫から夫へど有難き身には神驗時々にあらん奥いもの身知らず、神々驗を見ず、俗信ならぬ、浮世じやナア……………

○總評 日蓮毎に尊大自適法豪を以て得意揚々たるにも拘はらず、狐を使ふて愚眼を瞞着す是れ豈に菩薩の行願ならんや、否な狐の奇瑞を顯はすを以て如何ぞ神驗なりと、謂ふを得んや殊に日蓮は頭陀を行する分際在りて、狐の供養を受け加被を仰きしと云ふが、如き事ありとせば是れ佛祖の誡め玉へし、邪命食を爲せし者なり、此の如き日蓮の所作は佛祖の大罪人たる、事を免かる、を得ず、

(拾四) 弘通智略章

高祖御物語リニ曰夫レ弘法傳教法然等普ク賞譽セラル、ハ、一時ノ榮ナリ然レトモ、是等ハ時機ヲ知テ人ヲ計ルコトヲ知ラサルモノナリ、學解ハ勝ルト雖トモ違キ慮ナシ、再門ハ人機ヲ計ルコトヲ本トスルカ故ニ、彼等カ教化ト同フスヘカスラ、

今夫レ世上ヲ見ルニ、智者ハ少ク愚者ハ多シ、唯々佛經ノ如キハ菩提心ヲ第一トシテ、教ユルトキハ、智者ハ信スト雖モ、愚者ハ信セス惟ルニ、智者ハ千百中ニ一二ニ過キス、然レハ如説ニ弘通セハ、信スルモノ千百中ニ一二ナカラン、方便ヲ本トシ唯現世一旦ノ榮花ヲ稱ヘ或ハ幻法ヲ修シテ猥リニ其利益ヲヨセシムルトキハ、智者ハ信セスト雖トモ、愚者ハ信スヘシ然レハ、信セサルモノ千百中ニ一二ナラント、末世ニ至ルニ從ヒテ、蓋シ安カラシ故ニ吾宗ニ引入セント欲スルトキハ、先ツヨク其人ノ情性ヲ察シテ、或ハ病マシメ或ハ煩ハシメテ、而ル后ニ先題目ヲ勸メテ念佛ヲ信セシムヘシ、此時ニ至リテ其病ヲ愉快ナラシメハ、遂ニハナドカ此妙法ノ法ニ歸セサランヤ、一時苦シマシムルハ罪ナルニ似タレモ、后ニ法花受持セシムルコト功德又更ニ大也、故ニ前ニ苦マシメ后ニ樂マシム、是吾門ノ慈悲トスルナリ、此故ニ如此シテ弘通セハ、終ニ海内悉ク妙法ノ世トナルヘシ、遺弟此旨ヲ忽ニスルコト勿レト、嚴制マシクケリ、努々語ルヘカラス願スヘカラス、吾宗ノ大法ヲ傳受フモノ、コレヲ覺悟スヘシトノ五ヒケリ、可秘

○「彈駁」に曰く、遺祖立宗の主義は要するに眞實佛教の面目を興立するにあり、諸宗の弊害を排撃して、其善き處を大成し念佛、多羅尼を變じて、本門の題目を爲し本門の本尊を顯えて、兩部の毘茶羅を爲し五戒八齋戒十善戒二百戒二百五十戒等の諸戒を迹門に於て是名持戒行願陀者と説き妙法奉持の人を持戒頭陀の行者と爲して、以て本門の戒壇に攝し理の一念三千の空理を回らして、事の一念三千の實理と爲し自ら以て日本國の眼目たらん事を期し、遂に能く三障四魔に打ち勝ちて、法華の大法を宣揚し玉ふに至る然るを、遺祖題目を人々に勸め乍ら其實、念佛を信せしむると云ふは、是れ何たる虚妄ぞや、夫れ法華に正當する題目を人々に勸め其實、念佛を信せしむると云ふが如き事、虛圖に渉るは我れ等遺祖の後弟すら之を爲す事を潔しとせず、然るを況んや末法の一大明師たる遺祖に於てをや、豈に安んぞ此の如き卑劣の言行ある可んや、且つ夫れ遺祖は不羈偶像にして、他の聲後に隨着せ或は他の所説を模倣する事を最も嫌厭し玉へり、何ぞ自立の題目を賤しみて、以て念佛を重しとする事ある可んや、

○「反故集」に、曰く麗巖色心は固より四途なし、然れども強めて之を分別すれば、麗より巖に導き色法より、心法を誘ふは是れ其順序なり、題目念佛は固より個別のものにあらず、其然る處以は二者共に觀心の行法なればなり、然れども強めて之を分別すれば題目より、念佛に移るは是れ誠マコトに衆生攝化の善巧方便にして、如來の慈悲心は、實に茲ココに在りて、存せりとす、

○「隨筆」に云く智慧謀略を以て世人を瞞マコトする者こそ、一時の榮なれ正法のためには、刀下にも泰然たりし、高祖大聖人豈一時の榮を好まん、既に一時の榮を好まずんば、なぞて智略弘通を要せん、唯深密傳作者が智慧謀略を以て正法の弘通を妨害せんと、試みたるも彼れが凡庸の智慧彼れが拙劣の謀略如何ぞ讀者を瞞マコトし得ん一時新政の下に在て、幾分か信仰を傷けたるにせよ、今は早、去年の曆と均しく、誰か之を顧みるべき、鈍痴兒マコトあらんや、笑止々々、

○總評 天台大師は嘗て曰く能く教を用ひて、其實道の觀心を興修し、觀心の大教興れば、則ち本迹爾前、俱に亡すと、是れ教相と觀心との關係を透了し得たるの、金言と謂ふ可し、日蓮の烟眼、能く此金言を看破し得たる可し若し此金言を看破し得ざりしならば、日蓮豈に敬服す可きの豪傑ならんや、余は信す日蓮能く此金言を看破し得たる事と、然り而して、鈍機を攝するには教相を要し、利機を化するには觀心を要するも、觀心は教相に覆蔽せられ、遂に鈍機は念佛の一門に攝せらるゝの傾マコトたわる事も、亦た能く日蓮は之を看破したりし、日蓮既に此の如く看破したりとせば、弘通智略章に記する處は如何ぞ之を虚妄とする事を得んや、若し夫れ日蓮は刀亦をも恐れざりし膽力ありて、一時の虚榮を街ふの意なきを以て、智慧謀略を用ひざりしと言はん、乎然らば則ち日蓮は豪傑ならざりし乎、

(拾五) 方便引導章

高祖曰抑も人ヲ教導セント欲スルニ、念佛宗ノ如ク只道理ニノミ偏ル可ラス、道理ヲ辨フルモノ稀ナレハナリ、又眞實ニモルヘカラス、眞實ヲ尋ムモノ少クレハナリ、凡ソ人ハ奇チ好ミ怪キニ走ル、戲兒ノ傀儡師ヲ追フカ如シ、昔シ吾相州愛甲郡依智ノ郷ニ在テ、(時五月晦日)世ノ人ノ賢愚ヲ慮リ見ル爲メニ夜ニ庭前ニ出テ、法樂ヲ天

ヲ仰テ呼テ、曰吾妙法ヲ弘通スル連年珍書多シ、月天子如何々々々呼テ、空中ヲ見ルニ此時彼妙術ヲ以テ庭前ノ梅樹ニ衆星ヲ連テ見セシム、須臾ニ吾獨語ス此時ニ本問重蓮尋ニ向テ曰、庭前梅枝ニ花ノ如ク點スルモノ何ソヤ、吾答曰星ナリ又問曰尊師獨り空ヲ仰キ給フコト何事ソ、吾答テ曰吾日月天子ト問答スルナリ、吾月天子ニ告ルコトアリ、之ヲ呼テ衆星忽チ降テ如是梅樹ニ宿ル、是レ吾凡夫ニアラサルノ証ナリト、教化セシニ重蓮父子大ニ、感服シ尊敬シテ以テ實ニ衆星ノ降リシト思ヒ、又々世人之ヲ傳フテ、各傳聞テ今ハ全ク實ノ事ノ如ク世上ニ云モノ多シ、可思夫レ日月星辰ハ經說ヲ以テ是ニ夫レ日ノ所在高サ四萬由旬〔一由旬ヲ三十里トス〕也日ノ大キサ五十一由旬月ノ大キサ五十由旬星ハ一由旬乃至半由旬ナリ、此土ノ里數ヲ以テ云ハ、小星ト雖トモ、周四三四十里程ナラン、何ソ花ノ如ク梅樹ニ點スヘキヤ、然レモ無智ノ凡俗ハ却テ如是ノ理ニ、合ハサルコト非レハ、信セス今如是法術ヲ行ヒ是又弘通ノ方便ナルヲ、實トシ尊信セリ然ルニ千百中ニ一二モ信セサルモノアレハ、却テ之ヲ疑惑ノ深キニ愚人トセリ、此ヲ以テ善法ヲ弘通セシムハ先ツ愚者ヨリ先

ニ引入スヘシ、愚者殊ニ情慾深キモノナレハ別テ現在ノ利生ヲ願フ心アル故ニ、吾レ相傳ノ宗風ニ入り易シ、然ル后チ只題目ヲ以一向ニ現益ヲノミ祈ル心アル故ニ、時來テ自然ニ幸アルモ偏ニ妙法ノ利益ト思カ故ニ、妙法ノ利益モ亦自然ニアルヘシ、努々他門ノ法則ト同ク思フ可ラス、是レ吾門ノ秘密ナリトノ給ヒケリ、

○「彈駁」に曰く一天四海皆歸妙法と抑も妙法の二字には一切の諸佛範り又一切の諸經を収めり、而して之を佛祖の豫言に徴して實際に感得したるは、唯た我祖あるのみ以て、妙法の功德廣大なる事を知る可きなり、妙法の功德廣大なる事は夫れ彼れが如き者あり、何ぞ此妙法の功德其及ぶ處は、賢愚利鈍の差別ある可んや、法華本門の大曼荼羅は十界互具の理性にして、生佛不二八法一跡の實相を具せり、賢愚利鈍は豈に法華の間ふ處ならんや、何ぞ題目の功德、唯だ現益のみに止まれりとせん、妙法の利益は現在未來に涉りて頗る大なる者なり、安んぞ、豫め之を思議し、得べけんや、

○「反故集」に曰く法華の功德大なる点より、云はゞ賢愚の區別は固より、之を問ふ處にあらざる可し、然れども衆生の機類を分ち十界の依正を立するは、佛教善巧方便の點

せざるを得ざる處以なり、壽量の本意無作本佛を解了する人は智者にして、少なきと瓜上の土の如く六道に輪廻する愚人の多きこと、大地微塵の如し左れば日蓮の人を導くに先づ題目を勧め、然る後ち念佛を信せしむると云へ、しものは即ち人をして、機類相應所修の功德廣大ならしめんと、欲するに由れるに、あらざる無きを得んや、

○「隨筆」に云く横須賀の角なし榮螺依智の降星梅其奇跡となんいへるもの、枚擧に追わぬは、豈唯高祖大聖人のみに限らんや、角なし榮螺は之を見て成程地海の榮螺に異なるを知れり、降星梅は枯れて今は見る能はず方便引導のため此不思議を演じ得るとせば、方便こそ頼もし豈捨方便の經文依憑とせん、併しながら教祖々師にして、斯くの如き奇蹟ありとは、唯高祖大聖人のみ然るにあらず、果して然らば之を以て高祖大聖人のみ秘事せらるゝに足らん、兎角世間多數の人心は自己の思ふ儘にはなぞ難し其人にして其人の觀念こそ、自ら首肯せしむる所、あらん歟、否歟

○總評 日蓮の一代方便を施設したる事は敢て之を非難するを須むすと雖も日蓮毎に

念佛を破しつ、却て之を自ら信し又是を信する事を他に勸誘したるの状あるは抑も、亦た何等の撞着ぞ若し是をしも方便なりと言は、天下の虚言悉く皆方便なりと、謂ふ可き乎、果して然らば日蓮の方便は人力車夫の行人を勧めて歸り車と唱ひ娼妓の客人に對してツラ泣きをすると亦何ぞ擇ふ處ある可んや、若し此の如き虚言も亦た方便と謂ふを得可きか、其方便の天下國家を蠱毒する事は、實に甚ざしからんとす吁

(拾六) 三名一休章

壽量品ニ曰如來秘密神通力ト云テ、天台智者大師釋シテ曰、一身即三身名ケテ秘ト爲シ三身即一ヲ密ト爲ス、同大師曰八萬法藏ノ妙々肝心一代聖教ノ結經ナリ、衆生ノ出離ニハ要法ナリ、彌陀來迎シテ往生スルヲ得ト云云、傳教大師曰始め妙法蓮華經ヨリ、作禮而去ノ文ニ至ル迄、一々ノ文ハ殊妙ノ理アリ、皆是レ西方彌陀佛ナリト釋シ給ヘリ、故ニ三身トハ彌陀釋迦觀音ナリ、一身トハ即彌陀ナリ三ヲ収メテ一トス故コ、心中ニ彌陀ヲ念シテ、表ニ釋迦ヲ尊ムトコレ同休異號ナルカ故ナリ、是吾門ノ秘密ナリ、不可許他可秘々々、

○「眞傳」に曰く是れ竹を木と云ひ木に竹を繼ぐ如き雜談を述て、人を愚弄し欺惑せんと欲するの姦謀なる可し、彼れ壽量品の文と天台の釋とを引きて、三身とは彌陀釋迦觀音なり一身とは即彌陀なりと是れ姦猾なる妄談と謂つべし、佛教を學ぶ者必らず、經意に違ふことなく、會釋し示教すべきものなり、今や正直に經釋の原文を出して、爲めに説諭すべし妙法蓮華經如來壽量品第十六に曰く如來秘密神通之力と天台文句に云はく一身即三身名爲秘三身即一身名爲密又昔所不說名爲秘唯佛自知名爲秘密神通之力者三身之用也神是天然不動之理即法性身也通は無量不思議即報身也力是幹用自在即應身也と一身とは久遠の本佛無作の一佛なり、此の一佛身の徳を分つときは法身報身應身の三徳あり、一身が三身と分れたるを、秘と云ふなり三身即ち一身と云ふは、法報應の三身と功能は分れたれども、實には本地無作の一身を密と云ふなり、是れ則ち本有無作無始久遠の本佛を説現はすなり、神通の力とは本地三身の用なり、輪正記に云く疏に三身の用とは本地の三身を以つて体と爲し、述門の三身は是れ用なり、本有本地久成所証の三身は体なり、中間今日の述中の三身本

は皆用なり、本地の三身は共に体なり述中の三身は三身共に用なり、横に十方堅に三世の諸佛は皆な悉く久成本佛の現作なり、是れを神通之力と云ふなり、此の本佛は天の一月の如く阿彌陀佛藥師佛等の十方三世諸佛は地の万水に影を浮べ玉ふ、月の如し至若のみならず、諸佛は久遠の釋尊の分身とす又釋尊及三世諸の如來等佛の法報應の三身は法華經より、生出し玉へり蓮祖題目抄に云く今法華經は四十餘年の諸經を一經に収めて十方世界の、三身圓滿の諸佛を集めて釋迦一佛の分身の諸佛と談する故に一佛一切佛にして、妙法の二字に諸佛皆な收れり、故に妙法蓮華經の五字を唱ふる、功德莫大なり諸佛諸經の題目は法華經の所開なり、妙法は能開と成ると知りて、法華經の題目を唱ふべし、本尊問答抄に云く法華經の題目を以て本尊とすべきなり、乃至法華義軌は寶塔品の文に依れり、法華經の教主を本尊と爲す、法華經の行者の正意にはあらず、上に擧る處の本尊は釋迦多寶十方の諸佛の御本尊法華經の行者の正意なり、乃至私の義にはあらず、釋迦と天台との如く法華經を以て本尊とするなり、其故は法華經は釋尊の父母諸佛の眼目なり、釋迦大日惣じて三世十方の諸佛は法華

經より生出し給へり、故に今能生を以て本尊とするなり、其証據は普賢經に云く此大乘經典諸佛寶藏十方三世諸佛眼目出生三世諸如來二種等と又云く此方等經是諸佛眼諸佛因是得具五眼二佛三種身從三方等生是大法印々涅槃海一如是海中能生三種佛清淨身此三種身人天福田應供中最等と此れ等の經文は佛は所生、法華經は能生、佛は身なり法華經は魂なり然らば則ち木像畫像の開眼供養は唯た法華經に限るべし、普賢經に具さには佛說觀普賢菩薩行法經と云ふ、是れ法華經の、結經なり此の方等經は權經の中の方等部の方等にはあらず、是れ法華經を指して方等と云ふなり、五眼は肉眼天眼慧眼法眼佛眼なり、佛三種身は法身報身應身なり法印は法に稱つて見るを以つての故に名けて、法印とす又た諾て決定の義也印涅槃海は三德秘藏の涅槃海に定めて云ふ、事也三身抄に云はく普賢經に云ふ佛三種身乃至應供中最と三身とは一には法身如來二みは報身如來三に應身如來此三身は一切の諸佛等必らず具す乃至三身の法門は法華經より外に全く候はず、故に天台大師の云く佛於三世等有三身於諸教中秘之不傳と此釋の中に於諸教中と書きて候は、華嚴方等般若加之のみならず、法華經の外の一切なり秘之不傳と書きて候は法華經の壽量品より外には、教主釋尊秘して説き玉はざるなり、口傳抄に云はく壽量品に四重の成佛あり初めの三重は通して、三身の成佛を明かす也第四重の成佛は正在報身の成佛也、上冥法身下契應身の三身也本地無作の如來本覺の体とは、無作應の身也乃至是れを如來秘密神通之力と説く、解釋には一身即三身名爲秘三身即一身名爲密と判せり、此義爾前述門に之れ無し、故に二重に釋する時又昔所不説名爲秘唯佛自知名爲密とも云へり唯佛自知の三身なれば爾前述門の昔し之を顯はさず、壽量品の時始めて、之を顯はす之を顯本の体と云ふ、口傳に云く無作三身の所作は何物ぞと云ふ時、南無妙法蓮華經也乃至三世身方の諸佛妙法蓮華經を頂に受て成佛し玉ふ、仍て上の壽量品の題目を妙法蓮華經と題して次に如來と題したり、乃至今日蓮等之弘通の南無妙法蓮華經は体なり、心なり二十八品は用なり二十八品は助行なり、題目は正行なり當体義抄に云く問妙法蓮華經者其体何者乎答十界依正即妙法蓮華經之當体也乃至經云所謂諸法乃至本末究竟等云々妙樂大師云實相必諸身々々必十界々々必十界々々必身土云々天台

らす、法華經の外の一切なり秘之不傳と書きて候は法華經の壽量品より外には、教主釋尊秘して説き玉はざるなり、口傳抄に云はく壽量品に四重の成佛あり初めの三重は通して、三身の成佛を明かす也第四重の成佛は正在報身の成佛也、上冥法身下契應身の三身也本地無作の如來本覺の体とは、無作應の身也乃至是れを如來秘密神通之力と説く、解釋には一身即三身名爲秘三身即一身名爲密と判せり、此義爾前述門に之れ無し、故に二重に釋する時又昔所不説名爲秘唯佛自知名爲密とも云へり唯佛自知の三身なれば爾前述門の昔し之を顯はさず、壽量品の時始めて、之を顯はす之を顯本の体と云ふ、口傳に云く無作三身の所作は何物ぞと云ふ時、南無妙法蓮華經也乃至三世身方の諸佛妙法蓮華經を頂に受て成佛し玉ふ、仍て上の壽量品の題目を妙法蓮華經と題して次に如來と題したり、乃至今日蓮等之弘通の南無妙法蓮華經は体なり、心なり二十八品は用なり二十八品は助行なり、題目は正行なり當体義抄に云く問妙法蓮華經者其体何者乎答十界依正即妙法蓮華經之當体也乃至經云所謂諸法乃至本末究竟等云々妙樂大師云實相必諸身々々必十界々々必十界々々必身土云々天台

云十如十界三千諸法今經正体耳云々南岳大師法華應法云南無妙法蓮華經云々傳教大師最後臨終十生願記云南無妙法蓮華經云々問文証分明也何如是不弘通耶答於此有二意一不_レ時至_レ故二非_レ付囑_レ故也凡妙法五字末法流布大白法也地涌千界大士之付囑也是故南岳天台傳教等内證而未法導師_レ之不_レ弘通給_レ也云々末來記云以_レ本門本尊妙法蓮華經五字_レ令_レ廣_レ宣_レ流布_レ於閻浮提云々口傳に云く此本尊の依文とは如來秘神通之力の文也戒定慧の三學壽量品事の三大秘法是れあり凡そ遺祖は是れ諸經中王の妙經に依憑し述化の天台大師に相承して、法門浩妙なり殊に久成の大法を説き顯はし本化上行所傳の南無妙法蓮華經を弘通し玉ふ、是れ眞の獅子吼なり、争てか彼れ隨書を作りて、邪徒か野干鳴の欺く處ならんや、

彼れが云く三身とは彌陀釋迦觀音也一身とは即彌陀なりと、彼れ偽り甚ぐし彌陀釋迦は佛なり、觀音は菩薩なり佛と菩薩と境界大に異なり、何ぞ彌陀釋迦觀音を一身となる可き、道理なきは勿論なり但暗者を惑はし正説の眞を妨げ罪を作るのみ、神佛の辨する處聖賢の誠む處也、彼書中多く彌陀を擧て偽説を設けたり、彼れは念佛の行者

と見へて、専ら彌陀を稱して法門を偽造すと雖も、更に佛經に依らず、擧て論するに足らず故に略して辨明し迷徒を誅むるのみ

○「反故集」に曰く壽量品に然我實成佛以來無量無邊百千万億那由陀劫等と又觀心本尊抄に我等已心釋尊五百塵点乃至所顯三身無始古佛也等と然らば則ち如來は固より三即一々即三互融通遍して以て自由自在の本脉を顯出する者なる可し故に釋尊を無始本覺の佛とすれば、彌陀大日藥師觀音も亦た是れ無始本覺の佛とせざるを得ず、殊に夫れ佛教の所詮は唯心觀法の一理のみ、左れば十界互具の大曼荼羅と雖も、亦た豈に唯心の淨土已身の彌陀にあらざる、無きを得んや、今此三名一體章に記せる、日蓮の判釋は大に其眼光の眩耀たるを、察するに足れり、

○「隨筆」に云く三は万物具有の名なり、豈唯佛身に限らん五徳と名乗る物でさへ、三足なり、耶蘇教のゴットも三位一體婚禮にも三々九度深密傳にも、さんくぐくとく彌陀くど書いたり併しゴットの三位一體はユニテリアン教に至て、棄却せらる三名一體の彌陀は知らず、棄却せらる、の要なき乎、

○總評 佛身に三身を建立して、結局三名一脈と談ずるは三世十方の諸佛も釋迦一佛に歸すると爲す者なり、其証は大論九に百億日月百億須彌山名爲三千大千世界如是十方恒河沙三千大千世界是名爲一佛國土是中更無餘佛一實一釋迦牟尼佛是一佛世界常化ニ作諸佛ニと然らば則ち三世十方の諸佛の數多しと雖も其根本は、丈六四八の相好を具する、一釋迦佛あるのみ、而して其法身時に或ハ報身と現じ、或は應身と現するも惟れ唯々釋迦大小の機縁に返じて現成し玉ふに、過さざる者なるが故に、善し設ひ百億の數多き諸佛あるも亦何の妨か之あらん、論じて茲に至れを余は三名一脈とは彌陀釋迦觀音にして、一身彌陀に歸すると否とを妨けず、焉んぞ知らん、耶蘇教のゴット我釋迦佛の劣應身なる事を、又焉んぞ知らんニユテリアン教の如きは、我佛教の小乗部に屬する者なる事を、若し夫れ世人余が此説を爲すを見て、余を狂人と非難せんか余は大喝一聲エイ、八釜しい此れ位の大度量大見識が無くては、何で佛教護持が出来る者か

(拾七) 法花血脉章

吾宗定範ノ秘極ノ血脉ハ高祖深ク思慮シ結ヒテ、定メ給テ處ノ一紙ナルカ故ニ、永ノ之ヲ摸範トシテハ一字一句モ加減スヘカラス、又々他宗ノ徒ニ於テ如何モ當宗ニ歸ストモ血脉ノ傳ハ詐スヘカラス、唯宗内皆傳ノ法侶ノミ可レ授レ之者也其血脉書如左

法花秘密血脉ノ事

當宗一大事ノ相傳ナリ、他ニ授クヘカラス、今妙法蓮華經ヲ以、現當二世ヲ祈ル、是別義ニ非ス唯開宗ノ廢立ナリ、然ラハ則不レ題ニ阿彌陀、言語ヲ念佛不レ申事深ク可ニ秘密ニ焉當宗者以ニ彌陀威力ニ成佛得道ス故ニ深ク心ニ彌陀ノ願力ヲ頼ムヘシ是ノ字ニ諸神諸佛ヲ攝ム故ナリ一念彌陀佛即滅無量罪現世利益無比類必入后生清淨土ナリ可レ秘

- 一切諸佛
- 救南天道
- 天照大神
- 一切諸菩薩
- 救無人道
- 熊野權現
- 一切諸菩薩無量電神
- 救阿修羅道
- 法花經二部八幡太神

天道能化五道冥官
 金剛明王
 過現未三世諸佛菩薩
 救彌畜生道
 救陀餓鬼道
 救佛地獄道
 大般若經万部春日大神
 三寶荒神
 三十番神以下八百萬神

如是六字名號ニ六ケノ口傳卒爾ニ不可許之者也

年月日

身延山大法主

實名花印

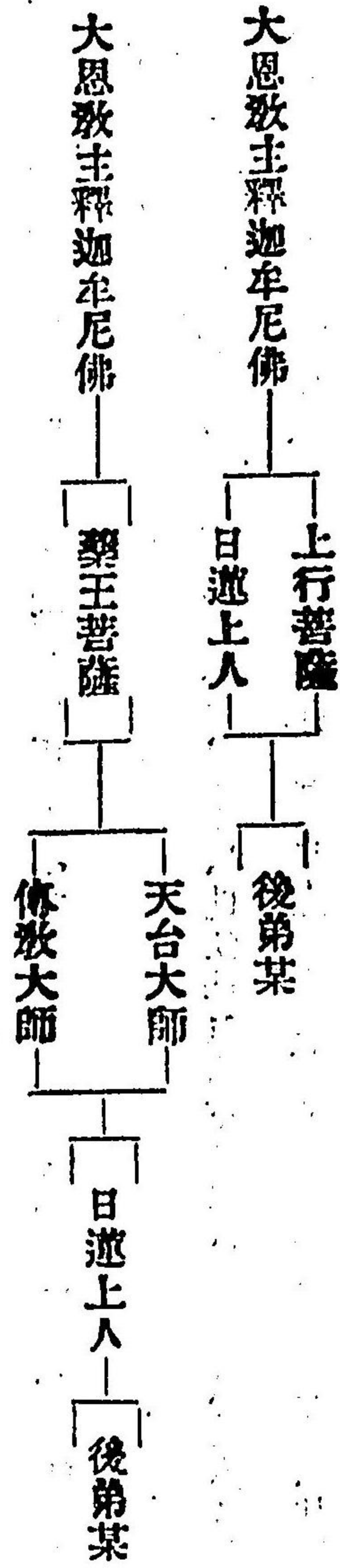
授與

實名

右血脈ノ一紙吾等ニ授與セラレシ處文句更ニ無異故ニ后、當山出ス處ノ血脈必ス之ヲ定範トスヘキモノナリ、可知夫レ六字口訣ハ最モ當宗ノ真秘也、若過テ之ヲ道路ニ墮シ或ハ之ヲ己ノ自坊ニ、秘シ置クトモ壽命限リアレハ、其人入寂ノ后其寺跡ニ殘リ終ニ洩サシモ、亦計ルヘカヲ也、然レモ高祖御一生千辛萬苦シ秘シ給フ處ノ教相徒ヲ、水ノ泡ト消ヘナシコト尤モ難クカハシク思フヘシ、故ニ此文ノ如ク

六字ニハ一々如是深甚ノ法ヲモレリト云事、暗誦シ唯實主ノ實名ト判ト巳ノ實名ト授與セラレシ年號月日トノ處ヲ除テ、餘ハ速ニ火中スヘシ、能々教示シテ口訣ナヘシ他門ノ凶徒ニ奪ハレサルノ覺悟最モ肝要ナリ

○「彈鼓」に曰く我宗の血脈は佛祖正傳の血脈にして、如來滅後今日に至るまで師資繼系し、師弟相承する處の者なり、何ぞ亦た權門餘佛を記名する血脈を授受する事ある可んや今夫れ試みに、我宗血脈相承の次第を云はゞ先づ内相承と外相承との二類ありて、其系統の一斑を示せば左の如し



此前に記せる系統は内相承の血脈にして、即ち本門附屬の相承たり、後に記せし、系統は外相承の血脈にして、即ち迹門附屬の相承とす夫れ此の如く、我宗には佛祖正傳

の血脈のあるあり、然るを何ぞ權門餘佛を記名せる胡乱臆道の反古一般なる者を以て、血脈と爲す理ある可んや然るに我宗血脈の何たるをも知らずして佛祖の正統に背ける者を、我宗の血脈なりと、認るは正法を毀損せんと欲する、惡魔波旬の所爲と謂はんのみ、

○「反故集」に、曰く、今時の日蓮宗血脈を見るに、此法華血脈章に述る處とは、其体裁を大に異にするに似たり、然れども是れ決して日蓮の意に契ふ物にあらざるなり、其然る處以は日蓮立宗の實義は彌陀を立し念佛を口稱するにあり、故に蓮門師資相承の血脈は是非とも稱陀を根本に立てざる可らば、勿論にして此法華血脈章に示す如く、爲さざれば、能く祖立に基きたる眞實の血脈と稱するを得ず、故に余は今日蓮門師資相承の血脈は祖立の制を改竄したる、物にして日蓮の答て制定したる血脈とは大に其体裁を異にしたる物なりと、斷言せんとす、

○「隨筆」に云く血脈の事、敢て論するに足らず唯苦肉の計策其効なきを如何せん、責めて身延山大法主の文字丈をも、秘したかりき遺傳はを、あひける吁、

○總評 血脈は師資相承の定軌なり、血脈正しからざれば其法も亦正しからず法正しからざれば、之を弘むることも亦甚く難たし、是れ佛敎各宗の宗祖が血脈を最も貴重する所以なり、思ふに日蓮も又血脈を貴重したるならん乎、日蓮既に血脈を貴重せり、故に其血脈を隠秘すること殊に甚くしとす、况や日蓮の血脈相傳は此法華血脈章に示す如記秘事あるを以て見れば之を、隠蔽するの用意の切なりし、事を知るに足れりとす、是れ日蓮は心に疾しき處あるに、依るなり、古人何ぞ我れを欺んや、

(拾八) 記文法則章

或日御物語ニ曰夫レ山水眺望ノ圖ヲ畫スルモノ花ヲ畫クニ、蝶ヲシテハ畫ニ霜ヲツヘル是元ヨリアルニモアヲサルニモ之レナ、圖畫スルニ是其風景ヲ増スノ方便ナリ、強テ虚偽ト云フニアラス、其物ニ付テ其時時ヲ顯シ、或ハ其勢景ヲ顯サン爲ナリ、后世ニ至リテ、若シ吾傳ニ述作センニ又タ心得アルヘキ哉ト、仰セコトアリケルニ、情ヲ案スルニ、高祖ハ名利ヲ好ミ給フニ、非スト雖モ教法弘通ノ方便ナレハ、高祖ノ傳記ヲ顯サント欲セハ、必ス先ツ諸事ヲ莊嚴シテ、末世ノ凡俗ヲ引入スヘシ

夫レ只一旦ノ利益ハ、即人ノ心ニ依テ生スルモノナレハ、愚民等ハ經説ノ深義ヲ辨ヘサル故ニ、只高祖ノ威法ヲ飾ラハ是ヲ聞テ、妙法ヲ信スヘシ是大尊師タルモノ、可有覺悟處ナリ、

○「彈駁」に曰く我祖の大聖にして、安んぞ名聞利養を好み玉ふ可んや、何となれば我祖の在世延山に閑居し玉ふ時の如きは、僅かに數間の茅屋に住し、身に麻衣葛裝を着け、口に麩食を喫して、以て清淨無慾を惟れ事を爲し、玉へたり是れ眞に我祖の本懐なりしなり、然るを何ぞ我祖滅後自己の傳記を裝飾して、以て教法弘通の方便たらしめん事を、豫言し置き玉ふ事ある可んや、身に其實踐實歷なく而して、其外觀を莊嚴し以て人目を街ふか如きは、賊に凡僧の行爲なるのみ、我祖の大聖にして安んぞ凡僧の行爲を學ばんや、

○「反故集」に云く日蓮は兎に角に不世出の英雄なり、豪傑なり故に其在世中に於て既に自己滅後の事を遺言せり、是れ凡庸の遠く彼れに及ばざる處と聞ふ可し凡そ人の此世に在るや、小成に安んじ、康安を偷み而して後事の業を托す可きと、知らざる者、

滔くたる天下皆な是れなり、故に豫て後事を托し置くが如きは、胸中結々として、

餘裕ある者即ち英雄たり、豪傑たるにあらずんば、決して能く之を爲し得ざる處とす

然らば則ち日蓮の在世中に於て既に其傳記編纂の事までも之を遺言し置き玉へしは、豈に日蓮の英雄たり豪傑たりし、處以にあらずや、

○總評 日蓮は元來上慢の男と見えたり、彼れ常に曰く若し日蓮を、殺さば日本必らず亡ふ可しと、又曰く日蓮は日本國の柱也、日蓮を失ふ程ならば、日本國の柱を倒すにたりぬと、何ぞ彼れ増上慢の甚ぐしきや、彼れ此の如く増上慢なり、佛祖の眞面目を得たる者は、果して此の如く増上慢なる者乎、否な佛祖は上慢を痛く嫌ひ玉ふ佛祖既に、痛く嫌ひ玉へし上慢を執じて、却て日蓮は自ら誇る日蓮の佛教を、會解すること何ぞ其邪妄なるや、夫れ日蓮の上慢なること、此の如く、蔽ふ可らざる者あり、然らば則ち其傳記を潤飾して來世の凡俗を、引入せよと言へし、事實なきを保す可らず、是れ羊頭を掲げて獨肉を齧ぐの手段なるべし、

高祖云一遍鐘ヲ鳴ルヲ、念佛ヲ弘ルカ故ニ吾是ニヒルカヘリテ、鼓ヲ打ツテ題目ヲ唱ヘ勸ム、抑戰法ニ於テ大鼓ハ進ムノ具ナリ、鐘ハ退ノ器ナリ吾レ鼓ヲ打勸ムルノ本意ハ、四箇ノ念佛言ヲ唱ヘハ衆ヲ調伏シ、諸法ニ魁シテ此一宗ヲ興隆セシカ爲メノ表示ナリ、茲ニ父(口)手自ラ鼓ヲ張リ是ヲ吾ニ進付ス、吾レ之ニ銘云ク貴賤上下持戒破戒威儀具足正見邪見利根鈍根等雨法兩而無情倦吾此鼓ヲ廟院ニ藏シテ父母ノ菩提ヲ吊フ、予之ヲ見ルヲ猶父母ノ如ク我遺弟亦是ヲ見ルヲ、猶我ノ如クセハ是吾本懷ナリトノ玉ヒケリ、

○「彈鼓」に云く佛法を修行せん者は、攝折二門を知る可きなり、一切の經論は此二を出てさるなりと、眞に然り凡そ一年四季の時候に就て之を考ふるも、夏は熱く冬は寒く春は咲き秋は葉熟し、四季の別は儼然たり、極寒の時は厚き衣服を用とするも、炎暑の節は之を何かせん、炎暑の時は涼風を用とすれども、近寒の節は、之を何かせん四季の別決して、之を混乱す可らず、佛法に攝折二門の別あるも、亦た尙ほ此の如く然り、我祖立宗の主義他宗折伏の事のみならんや、天台大師の謂ゆる法華折伏破權門

理及高祖四箇の格旨並に借用して、可ならんや、然るを此鐘鼓進退章に記す處と見るに、鼓を打つ處以は四箇の念佛言を唱へて、八衆を調伏し諸法に魁して、一宗を興立せんが爲めなり、と云ふは實に妙法の無量甚深廣大なる功德と、壽量所現の題目の功力とを滅却し、去るの甚ざしきものと、謂ふ可きなり、

○「反故集」に云く字義に依て、意を解する者は三世諸佛の法敵なり、左れば我佛法は古來四依を解釋して、以て入道の要路を示すこと最も意を注きたる者あり、之を要するに唯た字義文章に拘泥するか如きは、即ち了義に依て不了義に依らざるものにして、經に開ゆる聲ニ大法鼓ニ演ニ大法義ニは即ち大乘法雄猛を表する處以なる、事を未だ知らざる者なり、何を能く共に此鐘鼓進退章に記せる、祖言を語るに足る可んや、先づ與ひて論すれば此の如し、然れども若し之を奪ふて云は、彼れ日蓮は區々たる行法法式に拘泥して、未だ如々玄々の妙理に悟入せざりし者と、謂はざる可らず抑も如々玄々の妙理は即悟即証にして、ドンドコ太鼓を敲き、咽喉を枯して、ドラ聲を揚げ續經するの、前倒なければなり然らば其而倒なくして、即悟即証する事を得ると

せば豈に彼れの言ふ、所は又迂遠の至りならずや、

○「隨筆」に云く鐘の、音は陰なり、鼓の聲は陽なり、鐘を鳴らして、衆生を喚起せんか、却て睡を催ふさん、況して末法の迷執深き衆生を濟度するには、勇猛鼓を打て、之を喚呼せずんば、いかでか眠を醒し夢を破つて、正覺の寤に返ることを得ん、鐘の陰を好んで睡夢を事とする者は、鼓の陽を聞て厭ふ心あるも、萬更無理とは思はず、深密傳作者が突然鐘鼓章を掲げたるものは、餘り彌陀の嘶しにのみ身が入つて、高祖大聖人血族談に氣が抜けたれば、鼓を張りたる皮は穢多の製する所なりと、偕こそ父の手自ら張りたるを書き立て、再び厭心を喚起せんとしたるぞ、流石老練の毒筆たるに、耻ぢさらん歟、

○總評 蓮門に於て法式に太鼓を用ふるは、人々の精進勇猛を喚發せしむるの、要具たるに相違なかる可きも、亦大に打鼓濫用の弊なしとせず、余の嘗て見聞する處に依れば、蓮門の信者の病に罹る者あるや、同門の信者六七人其病室に會合して、打鼓祈禱す病人の忌嫌すること、推して之を察す可きなり凡そ人の病に罹るや、氣鬱として開

けず随つて睡擾を忌む靜慮を好むは是れ其性なり、然るを其病人の忌嫌する打鼓驗擾を爲すは、是れ豈に腫病救護の佛勅を奉する者の、爲す可き事ならんや、打鼓濫用の弊も亦た茲に至りて極まれりと、謂ふ可し而して、此誦を造りたる者は誰そ、即ち日蓮是れなり、

(貳拾) 點眼密法章

或年近藤伊豫ノ入道清文高祖ノ奇術ヲ見テ、感拜シ嘆云吾ハコレ淨土宗ナリ、祖ノ法然ハ只念佛ノ一行ヲ勸メテ、出家沙門ノ形ヲ以テ本トセス一文不智ノ尼入道ノ無智ノ身ニ同シテ、信スレハ往生スルツト、教ユルノミニシテ俗モ僧モ行スル處更ニ別ナルヲナク、數年功ヲ積テ行スルトモ別ニヨキ口傳等ノ深義ナシ、然ルニ高祖ノ御弟子ヲ見及ニ御口傳ヲ受ケタル上人ハ、奇瑞ヲ顯シ種々奇特ノ事ニ多カリキ、誠ニコレ即妙法深甚ノ法ナリ、最モ尊信スヘシト深く高祖ノ奇瑞ヲ隨喜シ改宗シテ、門下トナリ高祖ヲ請ス即其宗ニ至リ給ヒテ、妙法ノ奇特ヲ顯ハサントシ給フニ、更ニ其行法ノ顯ハレナケレハ、高祖怪シヨ玉ヒ其佛問ヲ見給フニ法然ノ作セル彌

陀ノ立像アリ、其時懷中ヨリ針ヲ出シテ密ニ其兩眼ヲサシテ而ル后、妙術ヲ行ヒ給フニ頗ル奇瑞アリ、此時高祖竊ニ吾等ニ告云、弘法惠心法然等ノ開眼シタル形像ノ前ニテハ奇術ヲ行フヘカラス、必スシモ妨ケアルヘシ故ニ他門ノ堂塔ニ於テ祈禱ヲナスヘカラス、若シ止ムヲ得スンハ能ク其佛門ヲ見テ、靈像アラハ密ニ如是ナシ后ニ祈ヲ行フヘシ、イカニ靈像タリト妙術ヲ行テ妨ケアルコトナシ、是吾宗秘密ノ點眼ノ法タリ、他ニ語ルヘカラス假令吾宗行者タリト、數年積功ノ法器ニアラスハ不可ナリ、假令積功ノモノニシテモ、必ス此者變心スヘカラサルノ証ヲ見スンハ、都テ秘事ヲ語ルヘカラスト、嚴戒シ給ヒケリ干時點眼ノ后ニ神及ヒ種々奇驗ヲ顯シ見セ給フ、ニ衆人彌高祖ノ法義ニ歸シ奉リキ是ニ於テ遂ニ此彌陀ヲ以テ、釋迦佛ト名ケ本尊トシ一宗ヲ建立シ一谷妙照寺是ナリ、可知夫レ點眼ノ法ハ罪ナルコト似タレト、ニ神引入シテ奇瑞ヲ示サンニハ、止事ヲ得サレハナリ故ニ奥院ニ密ニ彌陀佛ノ正像ヲ安スルコトハ、是非得若ノ爲ナリ未學能此理ヲ辨フヘシ、祈禱ノ前ニハ靈佛靈像六字名號等、最モ深ク禁スヘシ勸モスレハ、奇術ヲ行フニ妨ケアル故ナリ、吾

門ノ行者能々思慮スヘシト、慈訓マシクケリ、

○「彈駁」に曰く爲度脫衆生成說己身或說他身或示己身或示他身或示他事の毒量無作の本佛を現成する通力を具す蓮祖にして、彌陀の兩眼に針を点し、奇術を行とは蓮祖を誹謗するの甚ぶしき言なり、蓮祖は固より甚深の妙法を究盡して、不思議の通力を具す安んぞ兒戯に類する点眼を佛像に爲して、以て公衆を瞞着するが、如き事をせんや况や点眼を以て秘法と爲すに於てをや、公明正大に眞實佛法を修行し、且つ一天四海に大法を舉揚するを以て、畢生の事業とせし蓮祖にして、何を亦た秘法を用ゐる魔術を使ふ善あらんや、

○「反故集」に云く日蓮の佛像点眼に長じたるや否やは之を知らざれども点眼の法たる唯た其れ心性理性の感應のみ、其心性理性の感應は實に色空觀心の上の所談にして、日蓮は最も色空觀心に長じたる事は之を疑ふ可らず然らば則ち彌陀の立像に針を以て、点眼したる事もある可く又其点眼の時に當り兼て使役する兩狐を以て、奇瑞を現せしめし事も、ある可きなり、

○「隨筆」に云く題目の、花に彌陀の實を結ぶ題目の奥の院は彌陀なりとして、深く彌陀を尊敬するかと思へば、狐狸の奇術を行ふとき其妨げを避けんがため、止むなく奥の院に密藏すと云ふ、殊に尊重する佛眼を用捨なく針にて潰し左も得たり前に、奇瑞を示すかと思へば、常に佛像を懐中しながら、又た數々奉事の狐狸に奇術を施さしめたりと云ふ、蓋し高祖大聖人の携帶せられしと云ふ佛像は、盲目なりし歟、將た懐中に目かくしでも、せられしもの歟、嗚呼深密傳作者こそ、狐狸でも使ふの妙を得たりと見へ、能くも斯く筆先を種々様々に走らせたると感服々々、併し熟々讀過するに至て、忽ち其尾を露はすは野狐を使ひし、失策なるべし否筆が狸の毛なりし位のもので、鑑定狀を附與し難死になん、

○總評 日蓮は法華經を讀みて、擇法眼を開き遂に日蓮宗を開闡せし、豪傑なる事は余の夙に之を敬服する處なり、とす然れども日蓮の見所佛像に點眼せされば、利益なき者と思へたるは其固陋笑ふに堪へたり、否な其邪見憫れむに堪へたり、看よく是法住法位にして、世間相常住なり觀し來れば何者か法身常恒の理跡にあらざらん、然る

を日蓮は佛像に點眼せされば利益なき者と思ひ甚ざしきは、狐狸を使役して妖怪を顯はしたるは、抑も亦た邪見の行爲には非ざる乎、蓋し之を邪見の行爲ならずとせば、則ち愚人を瞞着する、手段なりし乎、

(廿壹) 二神感應章

高祖在ス時、何ノ處ト雖也必ス野干來リテ馴ル、近侍ノ者之ヲ見ト雖也、密旨相傳前ノ輩ハ之ヲ見ルコト不能、時アリテ他方ニ使ヒナサシムル也、人更ニ野干ナルコト知ルモノナシ、世間ノコト來リ告ルニ一トシテ遠フコトナシ、珍客異人來ルコトアル也ハ必ス先キニ疾來リテ之ヲ告ク、其言語人ノ能ク及フ處ニアラス、會々來リ訪フ道俗ハ稀ニ聲ヲ聞クト雖也、其形ヲ見ルコト不能故ニ諸人怪云蓋此神靈ノ應現シ玉フナラント評稱ス、世人又之ヲ傳ヘテ、倍信仰セリ故ニ高祖常ニ之ヲ愛シ給フ、然レハ禰宜山伏等ノ如ク、邪惡貪欲ノ心ヨリ使ヒ給フニハ、非ス只妙法弘通ノ方便ナリ、吁々高祖大法ナル、狐狸サヘ來リ懷ク然ルコト人トシテ、他宗ヲ信シテ高祖ノ法議ニ懷カサルハ、實ニ禽獸ニモ劣ルモノナリ、可惡々々然レハ高祖ノ使ヒ玉フ、桎梏

ハ是レ妙法三神ノ眷屬タル者ナリ、是吾門ノ法徒也此條堅ク可秘旨祖門第一ノ
嚴戒ナリ、又此ノ法猥リニ相傳スヘカラス、他門ノ徒此レヲ聞カハ、高祖ヲシテ巫
醫山伏等ノ奸賊ノ類ニ、同セン構テ他ニ顯スヘカラス、可秘密

○「彈駁」に云く此章の、意を按ずるに逆祖の法義は時機相應の教法なるに、人として之
に懐かざる者は兼て逆祖に懐ける狐にも劣れりと爲し、以て大に法華を未だ信せざ
る處の者を教誨するの意ならん、故に此章に狐と云ふは客にして人は主なり、既に此
の如く本文主客の區分、明らかなる限りは、逆祖實際、狐を使ひたる者と、誤解す可ら
ず是れ等の文法は往々にして、種々の書上に見る處なるが故に、讀毒眼を有する人能
く之を知る可しと雖も、未だ其眼力を具せざる者に至りては、亦た大に此意義を誤解
すること無まどせず、深く注意する處なくんば、ある可らず、

○「反故集」に云く狐を使ふには、蠶繭白痴の人決して之を能くし得べきにあらず、點智
の人、始めて能く之を使ひ得べきなり、狐は愚人鈍者の能く之を使ひ得べき者にあら
ず、恰削の人にして始めて能く之を使ひ得べきなり、白蓮恰削は削の人なり、故に能く

狐を懐け得たり、又日蓮ハ點智の人なり、故に能く狐を使ひ、得たり、

(廿貳) 義士忠士章

高祖御物語リニ、曰文永甲子年十一月十一日小松原ニ出遊シケルニ、東條村主金吾
景信舊來ノ遺恨ヲ以テ卒ニ、兵士數百人ヲヒキヒ來テ罵テ云ク、汝旃多羅ノ日ニ在
テ矛ヲ謀テ、實ヲ隠シ上ヲ憚ラス自ラ設シ三衣ヲ着テ横行シ他法ヲ妨ク、等テカ安
穩ニ置クヘキヤト罵ケルニ、吾徒弟モ彼カ無禮ノ言ヲ惡ミ、暫ク舌戰センホトニ彼
レ等弓ヲ引キ、矢ヲ放チ刀ヲ拔キテ吾等ヲ、圍ム吾等ハ只僅カニ十人ニ不足、殊ニ
甚ク急戰ナルカ故ニ、二神道ヲ失フテ去ル故如何トモスルコト、不能止ヘテ得ス吾
モ法子ニ命シテ、戰ハシム兵刃相接シケル鏡忍先鋒シテ、遂ニ戰死ス乘觀モ亦タ續
テ勇戰シテ被疵、双方手負者數人、柔和忍辱ヲラシメテ、本トスル故ニ道ヲ求メテ
往路ヲ退ントセシニ、敵一人來テ吾ヲ追フ故ニ吾レ止事ヲ得ス、慈悲ト利刃ト兼テ
テ解脱衣ノ下ニ、密ニ帶タル一刀(一尺二寸相州ノ上作也高祖一代ノ御)ヲ拔テ戰ヒ一人
ヲ打ツ處、后一人續テ吾レヲ伐ントス故ニ吾レ又之レヲ伐ツ處、過テ我眉間ニ此三

寸ノ疵ヲ冀ルルハ、西條村ノ工藤氏左近（名云吉隆ナリ）馳來リテ、濊之挑ヲ戰ヘリ、此間ニ景信又精兵ヲ加ヘテ、大接戦ス時ニ吉隆曰吾此處ニ於テ防ヲ戰フヘシ、疾ク我館ニ移リ五フヘシト、諸卒ニ令シテ吾レヲ守護サセシメテ、天津（吉隆ノ館ナリ）ニ送ル爰ニ於テ漸ク休息スルコトヲ得ルルハ、吉隆ノ暇タリト告來リ吾レ之レヲ問テ不易ニ一百ノ鋒ヲ以テ、肺肝ヲ刺サル、カ如ク思ヒシカトモ、如何トモスルヲ難シ其妻子等吾ニ對シテ、歎メ云ク戰甚タ急ナリト、聞ク師君妙術ヲ以テ之ヲ助クル方便ハナキヤト、頻リニ願ヒケル此時吾眉間ノ疵、疼痛甚シ故ニ法ヲ行フニ氣力ナシ故ニ固辭ス、衆皆歎キ去ル程ナク戰敗レテ、吉隆モ戰死ス此時吾悲歎セシテ、今實ニ言語ニ述ヘ難シ、若此時吉隆ナカリセハ吾レ免ル、一ヲ得ンヤ、然ラハ吉隆ハ吾爲ニハ命ノ父母ナリ、故ニ厚ク恩謝シテ葬儀ヲ以テ祀之證之妙隆院日玉上人ト號セシナリト、ノ五ヒケル（后ニ書テ置リテ妙隆山ニ納メテト云ハルナリ）又云ヘク吾眉間ノ疵ヲ隠シ玉ヘト、吉隆妻女手自ラ縫テ、吾ニ帽子ヲ附與ス、是即吉隆ノ衣ヲ以テ作り給フモノナリ、故ニ吾生瀕コレヲ不捨、又其信志ヲ忘レオトシ、証也ト云々、竊キ思フニ神ハ靈驗アリト

雖トモ、勇士ノ兵卒接戦ノ場ニハ、庸人トシテ得サルハ故ニヤ、然レハ妙璫ヲ顯ハシ人ヲ歸依ナサシムルノ方便ニハ、最モ賢ト雖トモ勇士ノ接戦或ハ高貴ノ前ヤ賢者ノ前ニハ、其証ナキモノカ呼々物ニツテ全キヲ得ルヲ難キカ、歎息スヘキナリ

○「彈駁」に云く狐は畜生なり、豈に人に優れる靈智あらんや、然るに人間は靈智を具し、彼れ狐に優れる者なり、此人にして下劣なる狐を使ふは心大に取る處とす、尋常凡庸の人にして、既に然り況んや我祖の大聖をや安ぞ狐を使ふ理ある可んや、連祖小松原の遭難豈に其れ狐の與かり關する處ならんや、左れば我祖の小松原の難に逢ひ其眉間に疵を負る、に至りしを見て、毎に連祖に懐ける狐も接戦の場には居らざりしに由ると云ふは、何等の妄言を始めより連祖に於て狐を懐け置れたる事なけれ、ば狐が連祖の遭難を救ふ可き謂れも、亦た之なき善なり、我祖の英邁なる安んぞ狐を使ふて、大法を修証せんや、

○「反故集」に云く狐を使ふ事は、黠智の人にして之を能くし得べし、而して之を使ふには愚人の前に於てこそ、其使証ありとするも賢者には、其使証なきものとす且つ夫れ

狐の性たる、靜穩の所を好むも接戰鬪諍の地は、大に之を厭ふものなり、然らば則ち日蓮小松原の難に罹りし時に、妙太郎法太郎の両狐が高祖の難を救はさりしも、亦た宜べなり

○「隨筆」に云く高祖大聖人の正法を、弘宣せらる、や怨敵四方に起り、倭舌時の首將に語して、之を害せんと勉むる者あれば或は又た刀劍を以て衆を率ひ之を途に要擧し、之を居宅に襲撃して慘害を加へ、其命を絶たんとしたるの危急數々なりしも、高祖大聖人は泰然として、色さへ動かす嗚呼此嫉怨經典の豫言に該當するとは申しながら高祖大聖人當時の心理果して如何若し人心あらん者當時を回想せば、誰か感泣嗟嘆せざらんや、后世の蓮門徒が苟も之を念頭に存するあらば、いかで他の鼻息を伺ひ安倫の小情に羈束せらるべき、爾來嫉怨の滅却せしは、又た蓮門衰頽の二徴証とや申さんか、偶々深密傳の祖徳を毀傷せんと、試むるも多くは、兒戯のみ、呼……………

○總評 日蓮の眉間に、刀痕あるは嘗て小松原の遭難の際に受たる者なりと、然れども是れ唯た祖書に記す處に過ぎず、其跡を録はせしと云ふ東條景信の証明する處に、非

されば之れを信じ難し何となれば日蓮の小松原遭難は文永元年十一月十一日の夜にして、景信の士卒に取圍まる、や日蓮は一番山子をアアんが爲め、暗澹たる夜を奇貨とし、自己が常に懷帯せし小刀を以て、自ら眉間に撃けたるやも、亦之を知る可らず、狐が日蓮の爲めに妙術を施して、其難を救はさりしも、亦怪むに足らざる也、

(廿三) 眞深大願章

高祖一時私シニ御物語アリケルハ、抑我國ノ愚民大元蒙古ヲ以テ父母ノ敵ヤ、主君ノ敵ノ如ク思フハ、淺間敷ヲナリ是レ已レカ賊タルヲ不知也、狂犬却テ正人ヲ吼ルカ如シ、大元蒙古ヲ以テ獵リニ賊ト思フ勿レ、今我國ヲ見ルニ三類ノ法敵盛ニシテ、君臣上下共ニ其邪教ヲ信シテ、我正法ヲ廢ス故ニ夫ヨリ異國ニ命シテ、此國ヲ伐タシムルナリ、故ニ國民自ラ國法ヲ恨ムルモノ不少、然レモ國司等皆愚ナルニハ是レヲ知ルコト、ナシ然レハ疾クカノ二神ノ告ニ依テ、其大望アルコトヲ知ルカ故ニ、密ニ往テ語テ云ク夫レ此國今ハ上下只邪教ノ泥ニ醉テ却テ吾眞説ノ妙法ヲ罵詈ス、故ニ災害并ヒ至ルナリ、故ニ國人ノ爲メ天下ヲ一變シテ、世上ノ垢穢ヲ滅シ此地

ノ災害ヲ除カント欲スルニ、仁モ亦大望アリ、夫レ能ク其本末ヲ知ル、今ヨリ吾レ
 同志セハ、必ス吾神カヲソヘテ仁ノ諸願ヲ悉ク満足セシメント云ヒ、ケルニ彼レ
 一度ハ驚キ怖レテ隠クセシナリ、然レトモ吾其心情ヲ知ルヲ明鏡ニ影ノ移ルカ如
 シ、明ニコレテ微見スルカ故ニ、遂ニ伏シテ明白ニ其心事ヲ語ル、其語ニ云ク先年
 彼ノ元ノ間使ニ、遂ヒケルコトアリテ、夫レトモ心ヲ合セ堅ク納メ此國ヲ伐タンコトハ
 秘謀セリ然ルヲ尊君吾志願ヲ察シ王ヒ、サコソハ無道不忠ノ武士ト思ヒ玉フラン
 然レモ、我トテモ唯故ナクシテ如是ノ心ヲ發スニ非ラス、抑今將軍ハ元來是レ朝敵
 ナリ、且ツハ吾平民ノ、怨敵ナリ、然レトモ時ノ威勢難折ニ依テ、コレモコレニ從服
 スルト雖モ心中何ソ喜ハシキヤト、然ルニ尊君ノ吾レニ是レヲ知ラシメ給フ上、ハ
 何ソ一ツモ包ニ隠スノ間フランヤ、願クハ今ヨリ心ヲ合セ、共ニ此大願ヲ成就セ
 シメン、而シテ彼ノ元將軍アラハ吾利ナリ、此時ニ望ラハ先尊君ヲ以テ此國ノ法王ト
 奉リ志願シ玉フ、如ク諸宗諸法ヲ掃除シテ妙法一法ノ世トナスヘシ、予ハ又國政ヲ
 取テ萬民ヲ養育センコト、互ニ約シテ不知風情ヲ違テ相計ル彼自頃信シテ若

命ヲ重シ、妻ニ誠忠ヲ見セシム、我レモ亦宿願入道西念〔疎公〕ニ托レ北條相模守等
 ニ、奏シテ選述セシ立正國安論等ヲ以テ諫育セシ也、吾深甚微妙ノ思慮アルコト也、
 其故ニ若シ吾諫ヲ用ヒテ、八宗九宗ノ僧徒ノ首ヲ悉ク切テ由比ケ浦ニ肆ハ是國ノ
 乱ノ本ナランコト、必定ナリ、其慮ヲ謀テ、元軍ヲ招カハ何ノ利アラサランヤ、然ルキ
 ハ吾レモ彼レモ此大願ノ成就セシコト必セリ、若公所迄用ヒス用國ノ爲メニ如是諫
 奏セハ、吾心中大ニ望ミアルコトナリ、人敢テ知ルコトナシ吾両端共ニ大利アリ、若又
 先ニ述ル所ノ如ク我等所願悉ク成就シテ、妙世ノ世トナリシ后ハ宗祖ハ異國ニ組
 レナ、宗旨ヲ弘メラレント評セシモ又吾厭處也、然ルニ二三度モ諫メテ公所ニ用ヒ
 ラレヌンハ、后世ノ人何ソ吾レヲ不忠ト云ンヤ、又吾宗ニハ他宗ヲ毀テ天下ノ諸
 宗ヲ折伏スルノ法ナリ、然ルニ戰場ニ觸キシキ公所ヨリ吾軍利ヲ祈リ、全ク祈リ成
 スハ吾志願空クナルヘシ、又タ利軍ナラスンハ日蓮カ祈禱ハ驗ナシト、衆人ニ惡マ
 レ罵詈セラレンモ口惜シ、然ルニ吾方ヨリ先ニ奏達シテ八宗ノ僧徒ノ首ヲ切テ捨
 テヌンハ、如何ニ妙法怪力ヲ以テ祈ルモ、其利益アルヘカラスト云テ、兼テ奏シ置

キタル上ハ所ルコノ驗ナシ何ソ誤トセンヤ、又人ノ誹謗モアルヘカラス如此后
 ニ至リテモ、此兩端ノ利アルヲ慮リテナリ、抑モ如此大義ヲ計ハ父母妻子アルモノ
 ハ成就シ難シ、其故ハ若シ其事顯ハレナハ罪ナキ妻子マテモ、刑セラレ家名モ失ヒ
 祖先ノ廟裔モ斷絶セラレナント恐ル、故ナリ、凡事ハ危キニ臨マサレハ、大功ハ成
 シ難シ夫桑門ハ心ニカ、ル父母モナク、思ヒテ殘ス妻子モナク、后ヲ思フ血脈モナ
 キ、故ニ如是秘計ヲ廻ラサ、ランニハ、桑門ニ若クハナシ、故ニ吾出家セシナリ、故
 ニ表ニ出家ノ形ヲ示スト雖心ニ是ヲ懷シ故、常ニ武臣ヲ愛シ馬ヲ嗜ミ又々劍ヲ
 不捨コト此ノ謂ナリ、然ルニ天ノ時至ラズ吾軍來ラズシテ、遂ニ蒙古ノ兵船風波ノ
 爲メニ破ラル、ハ、吁々我門ノ不幸也、后来コノ身延ヲ以テ一宗ノ主姫ト思ヒ時ア
 リテ、如是ノ秘計ヲ廻ラサハ又是妙法弘通ノ一助タラン、后世當山大法主タルモノ
 、此意アルヘント訓誡シ玉ヒケリシ秘密ナリ、他宗ノ徒モリ之ヲ見レハ高祖此國
 ニ生レテ、此國ヲ伐ツコト謀ル不忠ノ至リナリト思フヘシ、本末正法ヲ知ラサレハ
 ナリ、抑モ醫ノ肉ヲ割テ人ノ病氣ヲ除ク、一時ハ苦キ雖后ノ幸ニナリ、高祖如

是ノ秘計モ亦タ如是、一ツニ天下苦シト雖后ニ萬々微妙秘ノ經樂ヲタノシム、
 豈夫レ快カラシヤ、不秘々々

○「彈駁」に曰く蒙古軍の我邦に、襲來せしは命なり、豈に我祖の關する處ならんや、我
 祖は大白法出現の豫言に基き末法の明師となりて正法を我邦に弘通し玉へり當時三
 類の法敵如何に強盛なりしと云ふと雖も、我祖争で之を恐れ玉ふ可んや、果して然ら
 ば我祖が蒙古軍の襲來を以て、却て之を悦びとするが如き、事ある可らざるの理なら
 ずや、且つ夫れ佛法に於ては真俗二諦の區別、固より儼然たるあり、而して我祖、能く
 此區別を知れり、何ぞ我邦に内憂外患一時に生じ其擾動を奇貨、居く可しとして我祖
 自ら王位に登り國政教法の大權を収攬きて、以て万民撫育を爲さんと欲するの、謀反
 心を抱き玉ふ可んや、夫れ真俗の區別を紊亂して、妄慾を遂んと欲するは凡僧の所爲
 たり、大聖我祖にして、如何ぞ凡僧に倣はんや、

○「反故集」に曰く佛教は世法と、駢ひ立されば何を以て國利民福を計る事を得ん、佛法
 は、唯だ出世間の法なりとして、毫も世法と並立する事なくんば、曠ち風流佛法に滔

り隱遁佛法に流れ、僧侶は悉く皆な國賊となりて、止まんのみ此の如くんぞ、佛教の利益と稱す可き者、何くにかあらん日蓮の嘗て立正安國論を作りて、鎌倉政府の施政を是非し玉へし、事及其一宗開闢の主義等に徴するも、亦た日蓮の、佛教を差排すること、務めて世法出世法の互融圓通を圖らん、事を専らと爲せしを、知るに足れり、是れ丈は彼れの心事殊勝の至りと、云ふべきなり、

○「隨筆」に云く高祖大聖人開宗の眞意は、社會の改革に在り故に高祖大聖人を、以て、教法家と評せんより、寧ろ勤王家大政治家と稱すべしとは、稍見識ある學者輩が往々稱道する所なり、されば相徳を傷げんと思惟する他門徒の外國に密計を、通じたりと云ふ者も、亦唯深密傳作者のみに止まらんや、素より意に介するに足らず、而して竊に謂ふ教法は社會通弊病を治療する、最良藥なり夫れ然り眞に然らん果して然らば社會改良の外に教法弘通の眞言なれば、固に其所なり依て疑ふ社會の改良に掛念なき、教法とは如何なる教法ぞや、依て聞んと欲す眞正の教法家とは如何なるものぞや、政教兩家の分限は、形の上下に於て之れを鑑定すべきも、社會の善眞を外にする教法、唯何物ぞや、大喝一聲之を質さん

法、唯何物ぞや、大喝一聲之を質さん

○總評 此眞深大願章を見る時は、日蓮が世出世の二法を誤解したるの形跡ある事を知るに足れり、蓋し和光同塵、結縁、始、八相成道、利物、終、と云ふと雖も日蓮が時の政治の得失を論議せしが如きは、決して敬服す可き事にあらざる也、世或は日蓮をマルチンルーサーに比する者ありと雖も、マ氏はマ氏にして宗教上の運動に依て社會改革の事を爲し遂げ、人々の賞嘆を被むるのみ然るを、日蓮とマ氏とを同一視して、彼我宗教時勢人情等の異別を、問はざるは、是れ世に實と味附とを、同一視するものと何ぞ擇ばんや

(廿四) 念佛無間章

文永八年辛未年十月廿八日高祖佐州ニ遷リ、同十一月朔日漸ク塚原ノ里ニ、至リ一ツノ茅屋ヲ占ムト雖也、遂戸草堂唯雨露ヲ浚クノミ、時哉末法弘教ノ大道師如此ノ勞ヲ成シ玉ハンコトハト、思ヒ出ルニモ猶袖ヲ絞ラメト云フコトナシ、干時二神ヲ以テ種々ニ方便シ、或ハ里人ノ厄ヲ救ヒ或ハ病ノ憂ヒヲ除カシムルニ、奇瑞微妙人更

ニ飯セスト云フヲナシ、時ニ后山〔塚原ヨリ三里
程ト云フ處ロ〕ト云處アリ、此地ニ阿佛坊ト云フモ
ノアリ、元コレ藤原朝臣入道爲盛ノ臣也、性元ト邪ナル故ニ淨土ノ邪教ヲ信シテ、
常ニ念佛ヲ行ヒ人授戒シテ、數月ノ日課ヲ修ス然レモ書ヲ見ルコト好メルカ故ニ、
善道法然一ノ書粗明ナリ、故ヲ以テ慢ニ僧徒ヲ輕蔑シ在家ニ住シテ、恣ニ說法ヲナ
ス時ニ高祖塚原ニ在スヲテ、聞來テ爭論ヲナサン事ヲ乞、吁々蟪蛄ノ斧ナル哉高祖
案内ニ應シテ、相逢テ坐ス其容儀恰モ須彌山王ノ金台ニ坐スルカ如シ、阿佛坊ノ曰
ク吾レハ是淨土宗也、仁ノ所說傳聞スルニ、頗ル不審ナキニアラス、依テ其處立テ
聞ソカ爲メコ來レリ、抑モ仁ノ所說念佛ハ無間ノ業ト云ヘリ、夫レ彌陀ノ本願ハ末
世相應ノ要法也、諸經ハ然ラス時機不相應ノ教也、故ニ經ニ末法時中億々衆生起行
修道未有一人得者ト、釋迦兼テ說キ玉ヘリ、然レハ法華經等ヲ以テ祈ランモ、末法
今ノ時ニ當テ必ス一人モ、成佛スルモノアルヘカラス、唯念佛一法ノモ六方ノ如來
モ証誠シ三世ノ諸佛モ、贊歎シ一切諸天モ擁護シ玉フト、說玉ヘリト云々依テ仁ノ
尊處ノ法華ノ元祖、天台大師モ止觀ノ常行三昧文ヲ釋テ、曰若唱彌陀即チ十方佛

功德等トアリ、但專ラ以彌陀一法門ノ主トシ玉ヘリ、故ニ善導大師只念佛ヲ以テ、
本勤トシ玉ヘリ、然ルモ其念佛ヲ無間ノ業トシシルハ、何事ソヤ佛ノ經モ非ラ
ス、菩薩ノ誦ニモ非ラス、先德ノ釋ニモ非ラス、然レモ全ク念佛ヲ無間ノ業ト云ヤ、
夫レニ付吾又汝ニ問フヲアリト、高祖答曰然リ念佛ハ全ク無間ノ業ナリ、高祖曰又
汝ニ問フアリ抑汝カ宗旨ニ於テハ、全ク今云如ク念佛ニハ、無量ノ功德コモレリ、
諸善万行モコモレリ故ニ、一切ノ佛菩薩等ユレテ護念シ玉フヲ其ト知ルカ、又偽
ト思ヘルヤ、如何ト云云阿佛坊答曰是レ經論釋ノ上ニ於テ明ナリ、何ソ疑テ容レン
ヤト云々高祖又問曰、汝宗旨ニテハ善導法然ヲ實ニ貴ムヤ、又偽ニ貴ムヤ阿佛坊答
曰夫善導大師法然上人ハ、和漢ノ明師也何ソ偽リ貴ムノ理アラシヤ、眞實ナルコト
勿論ナリト、云クルモ高祖ハ、ハツタト手ヲ打チ笑ツテ曰ク、サテ能ク念佛宗ハ無
間ニ墮スヲ疑ヒナシ、偽飾宗旨ナルヲ哉ト汝ノ云フ處悉ク是レ偽ナリ、其故ハ釋尊
經ニ一向專念無量壽佛ト說キ、又ハ一向專念彌陀名號ト釋ス、一切善根ハ悉ク名號
ニコモレリト說キ玉ヘリ、然ルモ疑ヒナクハ何ソ念佛者ニテ、餘行ヲ勸ムルノ理ア

ラシヤ、然ルニ此頃世上ヲ見ルコ、念佛ノ行者好シテ、種々ノ苦行樂ヲナスモノ多シ、皆ナ是唯諸人ノ敬ヲ受ケン爲メ、巧ミノ方便ニ出テタルヲコテ、本願ノ意ニツムキ經ノ義ニ違セリ、然レハ念佛ノ行者ヨリ、念佛ノ誹謗者ナレハコソ、無間ニハ墮スルナリト云ヘリ、又善導法然ヲ尋ムト云モ、是又偽ナリ其故ハ法然ノ撰擇集ニ、雜行雜修ハ捨テ唯一向ニ念佛スヘシト述ヘ、淨土彌陀經ノ外ハ讀ムモ、雜行ナリ彌陀ノ外ハ拜スルモ、雜行也、但專ラニ念佛ヲ修スヘシ、サルニテコソ、釋迦彌陀ノ意ニモ叶ヒ、諸文擁護シ玉フトハ教ヘタリ、汝ヲ知ルヘシ、コレ善導法然ノ意也汝是レヲ知ラスマヤ、若シ知ラハ淨土宗ニ居テ淨土門ヲ知ラサル故ニ、無間墮スヘシ若シ是レヲ知リ乍ラ、利養ノ爲ニ彌陀ノ本願、ニシヨキ、善導法然ノ教ヘニナキ雜行雜修ヲ事トシ、一文不知ノ尼入道ノ無知ノ身ニ等シクシテ、唯一向ニ念佛スルヲナリト教ヘタル宗風ヲ、サマサマ偽飾シ、愚人ヲ惑ハシ利養ヲ貪リ、扱コソ彌陀釋迦ノ意ニ背キ、宗風ノ教ヲ破リタル大罪ナリ、故ニ無間ニ墮スルトハ云ナリ、今念佛者ハ口ニ數萬ノ念佛ヲ唱ト雖モ、心ニ念佛ヲ信セス故ニ萬善具足ノ念佛ヲ

不足ニシテ、餘行ヲ修シ稱ヘ易ク行シ易キ名號ヲ外ニシテ、善導法然ノ教ニ背キハ斷食不臥ナトナ成スモノ、是レ苦ヲ以テ經ニシムキ、師説ニ違ス墮地獄ニアラスシテ、何ソヤト仰セラレケルニ阿佛坊モ口ヲ閉テ、面色ヲ失ヒ茫然セリ、此時高祖首ニ掛ケタル守ノ一封ヲ出シテ、此ヲ見セ玉フコ此封六字名號ナリケレハ、阿佛坊ハツト驚キ其故ヲ問フ高祖曰ク、善導法然念佛ヲ信スト雖モ、其性愚ナル故ニ始ヨリ念佛ヲ勤ム、聖光親鸞等ハ是猶愚中ノ愚ナル故、奧秘タル念佛ヲ始メヨリ、勤メテコレヲ奧秘スルヲ能ハス、故ニコレヲノ愚ハ取ルニ不足、吾宗ハ表ニ念佛ヲ誹ルト雖モ、心ニ深ク念佛ヲ尊ム、故ニ無量ノ大善ヲ具シテ現當ノ利益アリ、是故ニ臨終ニハ必ス正念ニシテ、來迎ヲ受ケ安樂淨土ニ往生スルナリ、故ニ經ニ曰ク於此命終シテ、即往生安樂國彌陀佛大菩薩衆ニ圍繞セラレテ、住所生蓮花中寶坐ノ上ト、説キ玉フソトノ給フ阿佛唯隨喜ノ泪ニムセヒ、速ニ改宗シテ、法子ト成ス高祖御生涯中初對面ニシテ、法門ノ奧儀ヲ授與セラレシモノハ、唯此一人ナリト、御物語リアリ、嗚呼是風善ノ處機ナル哉、(后山爲守介本光寺也)

○「彈駁」に曰く此一章を見るに、蓮祖が阿佛坊に答ふる處は、唯た其れ念佛行法の上より、之を無間と破斥し而して、念佛の所依たる教經の上に就ては、爾前權方便の教經たるに拘はらず、之を折伏し玉へし語氣あるを見ず、殊に夫れ表に念佛を誹るも、心に深く念佛を尊と、ひとの祖言は實に信す可らざるの説なり、抑も我祖の題目は非權非實非本非迹と釋して、蓮前迹門一代前後の衆經一字一句も漏すこと無く、悉く収め加ふるに三世十方の諸佛菩薩の御功德忽ち我身に集ると申す程の力ある、題目を受けて持し玉ふ蓮祖にして、談即身成佛に及ばず却て臨終正念に住し、彌陀の來迎を受けて安樂淨土に往生すると、言ひ玉ふが如き事ある可き苦なし、此蓮祖が阿佛坊に答へられし言は、捕風捉雲の乱言にして、毫も、之を信するに、足らざるなり、

○「反故集」に曰く一心に、名を稱せば、皆な解脱を得と法華經既に此の如く示せり、此經文の意は、即ち淨土一門に行はる、執持名號の念佛を指摘する者なる歟、又法華經に、衆の商人聞ひて俱に聲を發し、南無觀世音菩薩と言て、其名を稱するが故に、即ち解脱を得との文あり、而して此觀世音菩薩とは能証の人名なり、然れども能証の人

名豈に唯た觀世音のみならんや、釋迦彌陀藥師等其他一切諸佛悉く皆な能証の人名とする事を得べし、能証の人名既に此の如くなれば、其處証の法名は南妙法蓮華經と唱題するも可なり、南無阿彌陀佛と稱名するも亦た可なり、日蓮豈に固より念佛を憚る者ならんや、唯其行法の如法ならざる處を、無間の業と排擯するに外ならざるのみ、其然る所以は本門立行の口稱名號は、即ち他力念佛と同一なればなり、果して然らば日蓮の念佛に於る其利益ある事を、証得したるは勿論なり何ぞ、徒らに念佛無間と折伏し去る者ならん、我禪門の如死は、教外別傳不立文字直指人心見性成佛と談じて、佛心印を單傳するにも、拘はらず、尙ほ且つ神超淨域業謝塵勞蓮開上品之華佛授一生之記と念じて、彌陀の呪を讀誦すること有り、其他天台傳教を始め各宗の祖師皆な彌陀を崇拜し、念佛を尊崇し玉ふ、豈に日蓮獨り念佛無間と、貶し去る可んや、

○「隨筆」に云く凡そ、一利一害は敷の免れ難たとは、古今の通患なり、藥は能く人の疾病を、治療するの効力あれども、常に之を服するときば、効能次第に減却するのみか、

或は藥のために身命を害する者、又た甚しとせず、されば適度を超へたる精神の藥は、偶々愚痴の疾病を醸すことなしとせず、然るに醫者も段々經驗と學力を富めば藥の調合も段々進歩して、大に通患を禦ぐに似たり、却て蓮門の末徒か四箇の格言てう利劍を振り舞せども、劍術に熟練せざれば實に其切れ味を見る能はざるのみならず、危險極りなし効驗著しき妙藥を、過度に服しては最も性命に害あり、御用心々々兎角利は害のため、壓倒せられ易く后世幾多宗門の末徒が其祖師開山の罪人たらざる者、果して幾何かある、嗚呼兩夜の明星、撞見しがた兒を、歎くのみ、

○総評 彌陀超世の本願は攝諸善法具諸徳本の最尊無上の法門なり、大少聖人輕重惡人皆同齊應皈撰擇大寶海念佛成佛と云へる利益ある念佛、何か故に無間たるや、若し夫れ念佛の他方に屬し、之を信する者は多く信佛の弊あり、執着の弊あるが故に、念佛は無間の業などせんか、圓光大師は嘗て此弊あらん、事を慮かりて捨開開拗と之を廢したるにあらすや、然らば即ち念佛何を以て無間と破する事を得んや、若し強て念佛を破せんと欲する乎、法華經の藥王品に如來滅後々五百歲中昔有女人聞此經

典、如說修行於此命終即往安樂世界、阿彌陀佛大菩薩衆園、繞性處、生蓮華中寶座之上、不復爲貪欲所惱、どの金口を如何せん然とも論者あり或は云ふ法華の彌陀と淨土の彌陀と同名異身なり、決して之を同一に視るを得ずと、此論大に非なり其然る處以は如上法華經の彌陀は大無量壽經に於て始めて出世の本懷を顯はし玉ひばなり、日蓮何ぞ念佛を無間と破するを得んや、

(廿五) 邪禪天魔章

高祖曰世ノ中ニ、愚ナル者多クレハ、禪僧ホト愚ナルモノハ、又タ是稀ナリ、彼カ衆ニ尋ム處ノ語録ト云モノ、其拙ナルコト小兒ノ寐語ニ似タリ、其毒ヲ問シ有事ハ所謂嫉妬ノ老言ヲ、言カ如ヤ一トシテ取ルニ足ルモノナシ、愚ナルカナ中ニモ達磨惠可等ハ一ツノ取ル處アレハ、夫ヨリ以下ハ頑僧ニシテ只彼獵師ノ袈裟ヲ着スルカ如シ、更ニ異ナラフ、一向ニ開示悟入ヲ証トスルハ開夜ニ徑路ヲマトルカ如シ、見性成佛ナトイヘルハ、猶木ニ依テ魚ヲ求ムルヨリ難シ吁々不便ナル哉人間ニ生テ受ケ乍ラ、好テ山林幽谷ニ入テ獸ノ類ニ落入リテ、浮木ノ龜ノ一妙法ニ逢ヒ乍ラ徒ラ

ニ壁ニ向カツテ、尻ヲ腐ラシ誠ニ知リヌ彼レカ悟入ト云ハ、猶深ク迷ヘル也彼輩ノ
 言ニ曰執着念ヲ捨テサレハ、見性成シ難シ故ニ佛法僧共一ニ執ス可ラスト云ヘリ、
 愚ナル哉眼前ニモツヘシ、夫レ禪宗ト云宗旨ヲ建テ坐禪ニノミ、屈執スル早ヤ己コ
 邪禪ニ迷ヘルナリ、彼ノ輩ノ云ク教外別傳不立文宗ノ宗旨ナレハ、經相ニハ不依ト
 云ヒ乍ラ禪僧ノ愚録ニ、眼ヲ肆シ釋迦何人ソ我何人ソト、自護高謾ヲ慕リテ爭カ天
 魔ニ身入り、如此邪路ニ迷ヘリ、是等ノ徒曰其邪執離レテ正シキ心ヲ以テ、能ク教
 相ヲ學ンテ暗夜ニ燈ヲ得タルカ如ク、渡リニ舟ヲ得タルカ如シト云ヘル處ヲ覺悟
 セハ、是ヲ眞ノ悟リサ、開キタレ云ナリ然ルテ教外別傳ト云立テ、己カ佛ノ本意
 ナ知ラサルコト、秘シ隱サン爲ニ教相學者チイヤシム、吁是恐シキ巧キナリ、依テ
 彼レ等カ如キノ愚宗ニ對スルハ、經論釋書ノ如キ語ハ用ユルニ不足、只眼前ノ理
 ナ以テ推スヘシ、吾若カ、リシト遊學ノ砌リ相州河ノ邊リニ休ミ居ル處、禪坊ト念
 佛坊ト〔時〕連立テ語リテナス、禪坊ノ云貴僧ハ宗旨彌陀ノ力ヲ以テ成佛ストテ、マ
 トヘル沙汰ナリ、吾宗ハ直指人心見性成佛ノ手早キ悟リナリ、改宗レテ禪宗トナリ

五ヘト云念佛坊云々、吾等ハ智慧モナク戒行モナケレハ、開示悟入ハ思モモテサレ
 ナリ、只彌陀ニ頼ンテコソ迷ヲ離ルヘシト云、禪坊云々善導惠心等ノ教ヘタル處ナ
 リ、何ソ人ノ云フテ用ユルヤ、唯以心傳心ニシテ自ラ悟ランニハ不然ト云、念佛坊
 ノ云ク釋尊ノ經ニモ只一向ニ彌陀ニ頼ムヘシト、説キ玉ハ只其經説ニ任スルナリト
 云云、禪坊云ク經ニモレハ、漸中ノ漸ナリ自ラ悟ルハ、頓中ノ頓ナリ念佛坊ノ云ク
 夫レハ逆言也、念佛コソ頓中ノ頓也、開示悟入ハ漸中ノ漸也ト云キ、其前ニ川アリ
 キ二人共其川岸ニ至リ二僧彼方ニ行カントス、念佛坊曰ク禪宗ハ以心傳心ナレハ
 心ヲ以テ傳ヘテ自ラ淺瀬ヲ悟テ渡リ玉ヘ、予ハ念佛宗ナレハ他力ヲタノヨテ、渡ル
 ヘシトテ人ヲ頼ミテ越タリ禪坊其處此處ト尋テケレト、淺瀬ヲケレハ遂ニ人ヲ頼
 ミテ、越タリ此時念佛坊曰禪坊聞給ヘ眼前ニ、シミル小サカシキ河ノ淺瀬サヘ知レ
 難キニ、目ニモ見ヘヌ生死ノ大海ナ、自ラ悟テ渡ラントハ、扱テノク愚ナル哉ト云
 ツ、行程ニ禪坊赤面ノ語ナク、唯イカリテ立別レケル、嗚呼コレニテ禪宗ノ愚ナル
 ナ知ルヘシ、世尊摩訶迦葉ニ告テノ曰ハク末法ニ至リ經道滅盡ノ時邪禪盛ニ弘

マリ經相チ外ニシテ自迷ヒ是ヲ悟トシ、人ヲタテラカスモノアリ、全ク悟チ開キタル身ハ煩惱ナキ身ヨリ、光明ヲ出テ三十二相モ成スル不然ハ皆偽ト説給ヘリ、然ハ今禪宗ハ唯タノレカ宗旨ニ辯執シテ悟ラント思フ、ハイツカ天魔ヲ尊テ道德者智識ナント云、是又無魔ニスカサレタルナリ、又愚俗ヲタテラカスト悟リタル証ト云ヘリ是等ハ何ソ悟ノ証トセンヤ、是等ノ小通チ悟ト云ハ、狐狸コソ悟チ開キタル也ト云ヘシ、是己ニ迷ヘル、身ナカラシテ又人ヲ迷ハス、故ニ天魔トハ云ヘリ如此禪坊ハ愚ナルモノ故ニ謀リテ、吾用チナサシムルニハ又最モ可ナリ、故ニ先年我囚トナリシト、密ニ法子ヲ道隆ノ元ニ遣シ、政庭ノ教ヲ申シウケ給ハンコトナリ、チンコロニ乞フ道隆イナマステ、既ニソノ日コナリケレハ吾ハ馬ニ騎セラレテ街道チ巡リ龍ノ口ニ趣クニ、途中ニ河アリ道隆コノ所ニ疾ク來テ、吾ヲ待チ相逢〔後コノ川ト云〕馬ノ口ヲ取テ、自ラ相隨テ龍ノ口ニ至リ、衆卒コ云テ曰夫禽獸アリトモ、其生チ見テハ其死チ見ルニ不レ忍、其聲ヲ聞テ其肉ヲ嚼ニ不レ忍今此法子罪アリト雖モ、未ダ禽獸ニハアラヌ何ソソレ死地ニ臨チ見テ、吾之ヲ捨シヤ、愚僧カ身コカヘテ此

區救ク、若吾言ヲ不用ハ、先吾ヨリ先ニ誅セヨト云テ坐ス〔此道隆ハ北條家隨依ノ僧ニハ説アリ〕創士モ如何トモスルヲ不能、衆士集リ議テ遂ニ是ガ公門ニ奏ス、君公此諫ヲ聞キ、敕狀ヲ下ス道隆遂ニ我ヲトモナイテ歸寺ス、經ニ曰ク若シ人召狀ヲフレマイ瓦石ヲ加ヘント欲セハ、化人ヲ使ノ之カ爲ニ衛護ヲ作スヘント、説玉ヒケル今此變化ノ人トハ、則道隆ナリ此時若シ我ヲ助ケスンハ道隆モ天魔トナルヘキコ、吾ヲ助ケント思フ心起リシニ依リテ忽チニ佛ノ慈悲心、道隆カ身ニ入リシナリ、呼呼コレ道隆カ圖ラスコノ功德ヲ得タルコソ誠ニ明法ノ幸慶ナルモノナリ、然ルテ其門ノ愚子等コノ日蓮ノ助命ヲ、ハカライシテ慢ス是邪魔天魔ノ明証ナリト、御物語リアリケル其時吾等問ヒ奉テ、曰夫眞言ノ亡國タル律宗ノ國賊タル、大旨ハ覺知スレモ愚俗ヘ手近キサトシテ、承タシト申シケル高祖ノ曰ク、眞言ハ全ク亡國ノ邪法ナルコトハ、諸書ニ述カ如シ近ク云ハ、弘法ト云ヘル邪僧ハ、モト之レ嫉妬ノ深キヨリ、密法ヲ開キシ也、先ツ其一ニチ云ヘハ、雨乞ノ遺恨ヨリ密法ヲ以テ、守敏ヲ祈リ殺シ寡婦ノ施シセサルヲ憤テ、芋ヲ石トスルノ類ミナコレ、嫉妬ノ邪念ヨリ祈シ者也、コレ故ニ

弘法ハ死テ魂魄惡鬼トナリテ、高野ニアレリ此故ニ一度四國ノ地ヲ踏ムモノ、必ス無間ニ隨スルナリ、又律宗ノ如キハ賊法タルコト、眼前ニ知ルヘシ外ニ諸宗ニスクレテ持戒持律ノ形ヲ顯ハシ、内ニハ酒肉ヲ好ミ、五辛ヲ食シ、女犯シ而メ慚愧ノ色ナク神明佛陀ノ冥慮ヲ顧ミス、僞人ヲ許シ歸依セシメ、請テ衆人ノ施物ヲ貪ラントハ、コレ賊ナラマシテ何ソヤ、コレ佛法中ノ大賊也トノ玉ヒケル賊哉、

○「彈駁」に曰く夫れ、禪門は止觀明靜向上機關理致の宗門たり、遠祖何ぞ之を輕々に排斥し玉はんや、唯た遠祖の之を痛く排斥し玉ふ者は、未得未証の分際にして、一代諸經を踏蹴し去り、釋迦何人を我れ何人を釋迦既に佛なれば、我れも亦た佛なりと、云ふが如きカヲ見識カヲ悟りの瓦礫禪をば、禪天魔と折伏し玉ふなり、否な彼れ禪坊共は教に依るは、漸中の漸にして自ら悟るは、頓中の頓なりと、常に慢言するに似ず、壁を壁に向ひ小兒の寐言と一般なる、公案語録を拈提するの逆遠を憐れみて、禪天魔と遠祖は之を彈訶し玉ふのみ、豈に一統に、彼れ禪門の事を、折伏し玉ふの、意ならんや、

又眞言は最重の宗教に相違なかる可きも、其末僧共が何も知らざる癖に、小續千萬にも、大日如來を諸佛中の第一と、爲し釋尊を應身下劣の凡躰と爲し、密經を最貴として、法華經の如きは紙屑も、同様と誹り而して秘密の修法とて、金縛りの法、芋を石に化するの法、祈り殺しの法杯を行ふは、是れ豈に亡國にあらざらんや、然れども是れ咄嗟に亡國と破するは、大に祖意に悖る者とす、何となれば、三密の修法は我祖の發願し玉へし、本門立行の妙行と、毫も亦た其異なる處あるを見ず、然るを我祖妄りに彼れ眞言を亡國と破することある可んや、唯た我祖の彼れを破して、以て亡國と爲し玉ふは、彼れ行者の修法如法ならず、邪惡邪念を造ふする者共の、破針なる可きのみ、

其律宗に於るも亦た然り、彼れ眞に持戒持律の体裁を、飾るのみにて其内實は酒食を爲し、女色を犯し而して施物に、衣食せば豈に之を國賊と謂はざるを、得んや、左れと彼れの持戒持律如法なるに、於ては我祖如何ぞ、國賊と彈訶し、玉ふ者ならん、之を要するに我祖の四箇格言は大に口傳あり、未得未証の者何ぞ其口傳の深遠なる

處を知らんや、既に之を知らずして、妄り諸宗を排斥するに、四箇格言を以てするは、大に祖意を損する者なり、慎まざる可んや、誠めざる可んや、

○「反故集」に曰く四教五時強めて、教相を判釋すれば勢ひ其優劣を論せざるを、得ず然れども、其教相の優劣のみを、論じて眞實極地に証入する、能はざる者は豈に其愚を笑はざるを得んや、日蓮は愚人にあらざると雖も、唯一に教相の判釋に拘泥したるが故に、彈を天魔と爲すに至れり是れ啗に其修行の法又は凡庸禪僧等の、天狗悟りのみを目して、之を破斥したるにあらず誠に、禪門總脉の上より其破斥せざるを得ざる者あればなり、而して眞言律宗に至りても、亦た然り之を要するに、日蓮の蓮門を擧揚するに就ては、法華經のみ純一無雜なる、釋尊の正傳とするが故に、之を末法に弘通するに當りて、蓮前權方便に屬する、楞嚴楞伽圓覺大日蘇悉地等の諸經其他律論等は是非とも皆な之を折伏せざるを得ず殊に其天狗悟り、賣法所禱、見掛け倒しの持戒持律等を爲す者に至りては、是れ自ら欺さ兼て人を欺きて、以て世風を害するの甚どしき者なるが故に、彼れ日蓮の之を折伏したるは當然の事と謂ふ可し、然れども彼れ日

蓮は末ど名字拘護の佛徒を免かれず、然る處以の者は彼れは徒に教相の優劣に拘泥するが故なり、彼れ若し破夏に縁結を裁へて、兒孫を蔭ふと云へる我禪門の、極意を云何と看よ向上の巴鼻を徹証し、來りて正眼を具する我禪門に於ては、何ぞ彼れの如き名字佛法を畏敬せんや、安んぞ其れ禪天魔と云はしむ可んや、又眞言の所談たる、金胎兩部四種曼陀羅の差排は、一に毘盧舍那法身を現成すとすれば、何を以て眞言亡國とするを得んや、律宗と雖も又然り彼の三教攝一一乘圓頓最妙戒律と、談するを考れば律に勝れる者、他にあらんや、若し之を如法に、修する者迄も國賊と、云はば彼れ法華を奉持せし、日蓮も亦た國賊にあらずらんや、況んや禪を天魔と云へ、眞言を亡國と貶斥するをや、若し夫れ禪を天魔と爲し、眞言を亡國と爲さば、彼の法華も亦た天魔と爲し、亡國と爲さざるを得ざる可んや、何となれば古徳の所謂法華を轉する者却て、法華に轉せらるる者、多くは彼れに之あると、且又彼れ日蓮一代の所作多くは亡國の、所業ありたれば也、何ぞ彼れ小瀆千万にも、他宗を貶斥するに、違わらんや、

○「隨筆」に云く精神を支配する、教法に現然たる形容なければ、高祖大聖人の格言果し

て、該當するや否やを争ふに及ばず、唯其教法隆盛末時の通弊に就て之を觀察せば、其思ひ半に過ぐるものあらん、されば高祖大聖人出世の前後即ち鎌倉繁榮の時に、當て如何なる形跡をか現出せしぞ、古今未曾有の出來事畏れ多くも、一天万乗の 大君さへ、遠嶋に行幸せさせ給ふ、有様果して那邊より、湧出せし源因なるぞ、嗚呼言ふに忍ひず、請ふ靜思熟考せよ、

○総評 日蓮が諸宗を折伏するに、其憑據とする處は、本迹二門攝受折伏不輕逆化の經文にあり、然れども無智人中莫説此經の經文に比する時は、此經文の眞面目は迹門攝受の説相にして、智者聖者を正機とするは勿論なるも、亦た是れ末法下劣を以て、正中の正機とする事を知るに足る可し、然らば單に折伏のみを以て、法華經弘通の眞面目と爲すは、大に誤れり何ぞ其れ禪天魔、眞言亡國律國賊と、折伏し去る可き者ならんや、若し夫れ法の淺深勝劣邪正曲直等を強て論せんと欲するに、至らば諸宗何れも得失あり、故に獨り自ら我法華の鑒識惟れ高しとする、日蓮が教綱を廢して、觀門を專らとし即身成佛現在得度を、談じたる邊は天叻れの、手際なりと雖も其實は教相の

權實に轉せられて、教權理實の大事を、覆蔽したるは餘り感心仕らず、日蓮自身にして、既に此の如し何ぞ亦た、諸宗を折伏するに、違あらんや、

(廿六) 新禱奧儀章

或時高祖吾等ノ密法口訣皆傳ノ法子ヲ召テ、ノ玉ヒケルハ今我室内ニテ、一券ノ密書失セリ、汝等尋テテ出スヘント、此時吾等一同ニ立チ疑キ此處彼處ヲ探リ、求レテ知レヌ、互ニ唯朋友ヲ疑フノモ、皆顔色ヲ失フテ茫然タリ、時ニ高祖神佛ヲ祈テ、是レ出セカント、故ニ衆侶皆心ヲ勵マン誦經シ唱道スセリ、一時程ナリ然レモ遺失ノ書出テス、子等ニ皆痛秘ヲ傳ヘンカ爲ニ隠セシナリトテ、坐シ玉ヘル壘ノ下ヨリ出ノ曰汝等ノ力ニ尋テ求メント、欲ノ祈ルモ隠シタル吾ナラスンハ明ニハ知ルヘカラス、是レコテ可考今世人ノ病ヲ祈ランコモ、我方ヨリ結ヒシ法ニテ病メル、病ハ難病ト雖モ治セスト云フナシ、コレソノ結シ法ヲ解ス故也、祈テナサント欲セハ豫メ人ノ心ニ氣付サル先ニ、法ヲ結ヒ次第ニ煩ハレメ、來リテ法救テ乞ヒシ其法ヲ戻メ、祈テ驗アラスト云フナシ、是自ラ隠セシ物ヲ自ラ出スカ如クナル故ナリ

抑此法ハ吾遊學ノ硯京吉田大祀兼益門人(阿部安弘)ヨリ神道第一奧秘傳ナリトテ、授與セラレシ也、是故ニ祈禱ヲ事トセハ、先ツ煩ハシメンコト先トスヘシ、自然ニ出タル病ハ自然ニアラサレハ、治セス、宿報ノ病ハ又治スルノ期アルヘカラス、コノ理ヲ知ラスノハ、祈禱ノ譽ヲ顯スコト成リ難シ、此レ祈禱ノ法ニ於テ秘中ノ秘密中ノ密トスル處也、深ク可秘昔年吾豆州伊東ニ制セラレシキ、ソノ地ノ人民、吾レヲ賤ミテ信セス故ニ吾謀リテ、伊東庄司朝高ヲ病マシム、時ニ諸醫手ヲ盡スト雖モ功ナシ諸宗ノ愚僧山伏坐頭等祈テナスト雖モ其驗病日チ重テ重シ、コノキニ至リ、故ニ妙法ノ法救ヲ乞フ、吾曰汝等疾ク自餘ノ邪ヲ除キ捨テ、吾門下トナラハ、必ス是ヲ救フヘシト諭シケルニ、朝高速ニ宗ヲ改メテ吾ニ隨喜ス、コ、ニ於テ吾法ヲ解キ念持スルニ沈痾拭フカ如ク立處ニ快シ、此時コ一邑賣スソ降ル勸メヌメ歸レ里人皆門下トナル、(此ニ寺ヲ還ル今海上山佛光寺是レナリ)嗚呼是レ一人ヲ煩ハシメテ一邑ヲ助ク、一度疾シメテ、一生ヲ救フ始メハ不仁ニ似タレモ、邪宗掃蕩チ出テ、妙法ノ清水ニ注カシム、コレ是レ大ナラスヤトノ玉ヒケル、實ニ祈禱ノ奧儀コ、コナリ、后世雷山貫長タル

ハキモノ、得ヘキ也可秘、

○「彈駁」に曰我祖の証得し玉へし、祈禱修法は、佛祖正統の修法にして、其目的は慈悲と智慧との双運を以て、萬民の利益を現するに在り、何ぞ此章に記すが如き一旦他人を害し置き、後ち其害を除く遣はして、祈禱の功驗ヲ見ク見ス事ヲ爲す可んや、然れども若し果して我祖の祈禱修法は此の如き者なりとせば、則ち其祈禱は魔術と一般きり、安んぞ之を佛祖正統の修法と謂ふを得んや、我祖は如來の明使なり、萬民を救ふの大慈悲心を具せり争でか自ら良心を欺テ、他人を欺テ、以て邪智邪惑を逞ふする事を爲し玉はんや、此章に記す處のもの我祖の法徳を、毀くるの甚ぐしきものにして、且つ我曹の最も迷祖の爲め又我宗の爲めに、其冤枉を雪かざるを得ざるものなり、故に我曹は彼れ日蓮深密傳著者に言はんとす、汝何ぞ我祖を毀くるの甚ぐしきや、汝は天魔か將た波旬か知らずや、汝、法華を誹謗する者は墮獄の報あるぞ、而して法華受持の大聖我祖を毀けし限りは、汝焉ぞ能く墮獄の苦報を免る、事を得んや、○「反故集」に曰日蓮は魔法使ひの首領なり故に其祈禱口傳は先づ他に病を結び付け、

他の苦痛に堪へず祈禱を求むるに當りて、其結びを解く修法なるを以て、其功驗現然たり。是れ實に魔法なるに依ればなり。若し夫れ正直にマ、ブマブ〜と幾百万遍經文を唱ふるも、唯ゴマ、ブ、マブ〜手の掌（い）に蝸（た）の寄るほど、珠數を擦り經文を唱ふる、斗りならば如何に、「此經難持若暫持者」と云へる、寶塔品の明文ありとするも、亦た決して其驗あるを見ざる可し、故に余は此祈禱與儀章に、配せる日蓮の言を眞實として堅く之を保證する者なり、「佛事門中不捨一法」と然らば則ち魔法と雖も亦是れ佛法の一部のみ、豈に佛法を離れて魔法あるの理あらんや、元來日蓮は魔法使ひの首領なり、故に魔法を使ふて以て其祈禱の口傳としたる、事は決して開れ無きにあらざる也、

○「隨筆」に云く祈禱與儀とは何ぞや祈禱と事とせざる高祖大聖人にして與儀ありとは最も訝しきことなり、彼れ祖書を拜見せずや、(内三十九、四十四)曰く日蓮は少〜
 今生ノ祈リ無シ、只佛コナラント思計ナリ、と嗚呼高祖大聖人の眞意を知らざる者、焉ぞ能く祖德を傷け得べけんや、愈よ出て愈よ拙なるを、如何せん阿々、

○總評 此祈禱與儀章は日蓮の本懐及經歷の事實に、違ふ處ありとせん乎、唯我一人佛爲救護（法華經）の金口を、日蓮は奉戴せざる歟、何ぞ其れ然らん、日蓮が二共求願の祈禱を爲せし、事の屢々なるは、祖書中に多く歴然たど、焉んぞ其祈禱せし事なしと謂ふを得んや、又或は云へん日蓮の祈禱は佛に成るの法にして、他の祈禱を爲したる事なしと、是れ虚誕なり二共求願の祈禱を爲せし事は祖書に配せり日蓮の祈禱豈に唯た成佛の一法のみならんや、且夫れ日蓮の崇拜する法華陀羅尼品を、見れば、祈禱除疫の明文累々たるにあらざる歟、然るも尙ほ日蓮の祈禱は唯だ成佛の一法より、他に求願なしと固執する乎、果して然らば、日蓮法華弘通の導師と云へ乍ら、法華經の金口を奉戴せざる歟、否な奉戴せざるに非ざれども、唯た都合よき處のみを探りて、都合惡き處は探らざる乎、余は日蓮の横着なるに、呆れたり

(廿七) 教相分別章

或時駿河三澤氏某高祖ニ問、曰昔年承リシ御説ト當今承ル御説ト一致ナラス、開キル處アリ、其故ハ先ニ讀歎シ玉ヒ后ニハ又破シ玉ヒシ儀アリ、始ニ破テ終リニ讀キ

給フ、御説アリ紛々トシ其理、証リ難シ、願ハ其理リテ分明ニ了知スルノ御説ヲ承
 ラント、願ヒケリ高祖曰吾門所説ニ於テ佐渡以前ト大同小異アリ、佐渡以前ヲ方便
 門トシ、佐渡以後ヲ眞實門トス、然レモ説處ハ前ニハ讚シテ後ニハ破シ、或ハ始メ
 ニ破シ終ニ讚スル事アリ、是唯顯ト密ト也故ニ時ニヨリ人ニヨリテ相違ス、是則佛
 教也大乗小乗顯教密教ノ方便ヲ説キ、門下ニ述ナル法子ト、ナルモノニハ大乘方便
 ヲ説キ、密法教皆傳ノ上ニ、於テハ、大乘眞實ヲ説キ、佛ノ大乘小乗ト其説相違ト雖
 モ、其理又同シ、コレ吾門一家ノ法則也后世ニ至ルマテ、之ヲ摸範トスヘシト遺訓
 マシクケリ

○「彈駁」に曰く此章に言ふ如く、述祖佐渡流刑前後に依て、方便眞實の兩途ありと、
 是れ決して信す可らざるの説なり、抑も述祖立宗の教義に就て、之を按ずるも、又其
 一代教化の跡に、就て之を見るも純圓一實の法華經を、一直線に弘通せられ、其間少
 しも屈曲紆餘の處あるを見ず、何ぞ其を佐渡流刑の前後に依て、方便と、眞實との差
 あらんや、况んや時に依り人に依りて、其教化を異にするに、於てをや、何を苦しみて

か、述祖に斯る首鼠兩端の事あらんや、

○「反故集」に曰く釋尊一代の説法既に、五時八教權實半滿頓漸偏圓の別あり、而して此
 別あるは、隨機開導の善巧方便の爲めのみ、釋尊既に然り、其後系たる日蓮にして、佐
 渡々海以前と以後とに依り、或は時と人とに依て、其所説の相違するも、亦た何ぞ之
 を怪むに足る可んや、諺に曰く嘘も方便なりと、左れば嘘をツクも眞實を擧揚する爲
 めの方便なれば、豈に嘘をツクも何の不都合か、之あらん、殊に既に眞實を擧揚し、得
 たる以上は、其兼て嘘をツキたる處のもの、必らず嘘なりと云ふを、得ざるに於てを
 や、日蓮は實に嘘ツキの隊長なり、然れども其ツク處の嘘は悉く皆な眞實妙法を現揚
 する爲めにしたり、故に日蓮のツキたる處の嘘は、後世必らずしも、嘘とは之を見認
 めざるなり、

○「隨筆」に云く經に隨自他の區別あれば、祖書にも亦隨自他の區別、なきにあらざるべ
 し、且高祖大聖人(内三廿七ヲ)曰く日蓮ト言フ者ハ、去ル文永八年九月十二日子丑ノ
 時ニ、頭ハチラレヌ、此ハ魂魄佐渡ノ國ヘ、イタリテ云々、」と此に依て、之を觀れば、

強ち佐渡前後に區別なしと、謂ふべからず、然れども深密傳作者が、教相分別章に説く所、豈其當を得たるものならんや、唯蓮門の、末徒中祖誓に拘泥して、攫雲捕影の説をなす者あれば聊か、之を誡しむる、所以なり、

○總評 深密傳に記するが、如く、日蓮が佐渡流竄の、前後に依て、其説相に差違あるは、眞に是れ事實なる可し、釋尊の教相既に五時八教の所立あり、又四教五味の差排あり、釋尊にして、既に然り日蓮が佐渡流竄の前後に依て、説相の眞仮あるは、何ぞ之を怪んや、然るに後世蓮門の末徒等は祖意の有る處を、知らず一致（即ち久遠寺（身延）本門寺（池上）法華經寺（中山）妙顯寺本願寺瑞龍寺妙覺寺立本寺妙傳寺妙覺寺立本寺以上京都等なり）勝劣（即ち本隆寺派本成寺派八品派妙純寺派興門派不受不施派不受不施門派等是れ也）互に拘執して、我見を主張するは抑も何事ぞ、譬へば一致派に於ては法華經前十四品を蓮門と爲し、後十四品を本門と爲し本門は、事相無礙を示して、佛界常住の本果を明かし蓮門は理性融通を示して、九界成佛の實因を明かすも、妙滿寺派は本勝迹劣從淺至深と説じて、本門中に勝劣深淺を立て、壽量品のみを深勝とするが故に、妙法蓮華經の五字を以て、甚深微妙成佛下種の秘密藏と説きて、常恒一致の題目は不成佛なり、延山は無間山な

りと云ふ、又八品派に於ては本門中の八品を、所詮と爲し、唱題に以信代慧の口傳ある事を説す、而して本能妙蓮本興光長鷲山寺の、五山均しく八品派なるにも、拘はらず、妙蓮寺の一山に於ては、皆成久遠を解するに、在世脱益の上の沙汰と説じ、本能本興光長鷲山寺等に於ては、之を解するに末法今時衆生の上に、立る説なりとし、又雖脱在現具勝本種の釋を解するに、妙蓮寺一山は今時衆生の、爲めにあらずと説じ、本能本興光長鷲山寺等ハ、滅後の爲めなりと云ふが如きは、誠は日蓮の後世末徒等が、互に我見を拘執して異義を争ふの一斑なりとす、是れ豈に祖意に契ふ者ならんや、然れども後世末徒等をして、此の如く互に我見を拘執し異義を争ふに、至らしめし所以の者は抑も亦日蓮に其責を歸せざるを、得ず思ふに日蓮の説相にして、一條坦然一頃直線些毫も紊乱するを見ずんば、又何ぞ末徒中に異義を争ふ者あらんや、論者あり或は云ふ一佛説中に八宗或は十二宗三十六派の分流あり、蓮祖の末徒に異説を立る者あるも亦何ぞ怪んど、吁此論大に非なり、一佛説中に宗派の分る、は佛祖所説の説相然らしむるに因れり、日蓮の末徒等が互に異義を争ふは、要するに日蓮一代の所説眞

仮確實ならざるに據れり、何ぞ其れ、彼此同一視し去る事を得んや、

(廿八) 終焉實記章

凡天凡聖共通ノ難キハ無常、免レ難キハ、宿世ノ業因也、吾祖日蓮大聖人ハ、天下第一ノ智人、一州無二ノ賢聖ニテ在マスト雖モ、業報ハ免ル、コト不能、弘保五年壬午歲初秋一日沐浴、血嗽シ旭日コ向ヒ禮拜シ玉フル、忽然トノ瞑々シ血ヲ吐クコト、舛斗コシテ氣絶シ玉フ、衆皆驚キ介抱シ奉シニ須臾ニシテ蘇生シ玉フト云ヘル、是日リ眩暈ノ病トナリ玉ヒ、諸子悲難メ加持祈禱ノ手ヲ盡スコト、喩ルコト物ナシ然レル、其驗ナク遂ニ中風トナリ、身体不隨更ニ自由ヲ得ス、時ニ比企ノ大學熊本池上村ノ主大夫宗長等晝夜、床ニ陪シ看病シ奉レル、病日々重ク苦痛夜々甚シ衆泣テ言ク、此地ニハ醫乏シク、鎌倉ハ都會ナリ、名醫モ亦少カラス往テ國手ニ就テ、可ナラン手諸子一同ニ勸メ奉リシニ、高祖ノ曰ク否先年彼地ノ姦賊罵テ曰、諸宗諸法ヲ誹謗スルモノ等カ、一生ヲ全フセシヤト云ヒキ、然レ今此難症ヲ受ケテ、如此ハコレ宿業ノ病ナリト雖モ、愚者ハ此理ヲ知ラサルカ故ニ、我此体ニ見ハ誹謗シ罵詈雑言ヲ

必定也、コレノ故ニ、彼等ニ面ヲサラスコト欲セシハ、先ツ池上村ニ至リ養嗣全快シ、鎌倉ニ至ラント思ヘリ、宗長宜シク謀レ之トノ給テ宗長大ニ喜ヒ、波木井某ノ男ト共ニ供養シテ、九月八日此地發願シ、十八日池上村ニ若ス、翌十九日裁書ヲ以テ、波木井氏ニ謝シ玉ヒ、即日常州ノ温泉ニ趣キ給テ、有人告テ曰下野國掘原ノ温泉ハ最モ中風ニ善キト高祖聞之喜テ又此ノ温泉ニ至リ玉ヒ浴スルコト三日、更ニ無驗、歸路宇都宮ニ、宿リ廿七日池上ニ飯着シ給テ、ニイユク重ク苦痛前日ニ倍セリ、門下道俗或ハ悲歎シ、或ハ懼レテ曰、他宗ノ姦賊吾高祖ヲ嫉ムコト雖モ、今コレノ難病ニ苦シミ玉フコト、全タク他宗ノ呪咀也ト、或ハ怒リ或ハ恨ミ、涕泣シテ止ミ給ハス、吾等コレヲ押ヘテ高ク云フコト勿レト、制スレル門下ノ俗ハ悲歎ノ余リ、一々是テ云フモノアリ、コレ最モ可秘コト也、經呪咀ニ於テ、本人ノ語アレハ他呪咀ト云ハ、却テ高祖ノ徳ヲ低クスルナリ、語ル可ラス斯クテ、十月三日少シク苦痛ノ暇ニ讓リ、狀ヲ書シ玉ヒ安國論ト赦牒ニ通(伊東佐渡流刑免狀)併セテ、日期ニ附與ス八日又我等ヲ召シ、當山法門ノ上首タル旨ヲ命シ諸宗折伏ノ口傳妙法秘術ノ秘卷、六字ノ口傳書等悉ク授

與、又元人ト往復ノ書翰ハ深ク地中ニ埋ムヘキノ義ヲ命シ玉ヒ、又全体ハ瓶ニ収メテ、身延ニ安置スヘキ旨ヲ命シ、吾等天子輪次ニ奉事スヘキノ旨ヲ定メ給ヒ、同日苦痛ノ暇ニ、諸子ヲ召シ遺物ヲ頒テ與ヘ給フ、此日ヨリ病惱又日頃ニ倍シ、一日ニ三四次物身如燃痛悶ノ惱乱シ給フ、枕頭ニ置キ給フ、經卷ヲ撮テ嚙ミ給フニ、玉齒ニ枚軸コ付テ落ツ、〔是ヲ肉付ノ御齒ト稱シ今池上村ニ藏ス經〕見ル者悲歎セスト云フヲナシ、茲ニ二十二日密ニ吾等ニ云テ曰、我コノ間數度ノ吐血ニ心神大ニ疲ル、露命亦久シカルヘカラス故ニ、密ニ汝等ニ我本懷ヲ語ラント、仰セラレテ曰、吾旣多羅ノ家ニ生ル、ト雖モ、幼クシテ大志ヲ企テ、一度天下ヲ掌願セン事ヲ誓シカモ、當時鎌倉ノ威盛ニシテ志望必ス遂ケカタクヲ知リ、法体ノ名ヲ万天ニ掲ケ譽テ后代ニ、顯サント覺悟シ、コノ一宗ヲ開キシ也、故ニ諸宗ノ恩祖トハ其本懷大ニ異ナリ、是故ニ我門ノ法子與秘ノ傳秘ノ傳ヲ受ケ、他ニ洩スコアラハ、吾コノ怨念必其身ヲ挫クヘントシ給フ、折節又苦痛ニ侵サレ、遂ニ御息絶ヘサセ給ヒ終リヌ、悲々ヘン呼呼吾等如此苦痛ノ御息ノ下ニモ、堅ク遺戒ヲ給フ、一宗ノ大事也、可秘々々誤テ他

ニ洩スコアラハ必高祖ノ御傳ヲ棄ルヘキ事ナリ、是故ニ吾等書記シテ后代當山ノ眞主ニ付ス、故ニ拙キヲ改メヌ時代ノ前後ニ、カ、ハラス思ヒ出ニ任セテ、順次ニ筆ヲ取リテ記スノヨリ、夢々他見サ許スヘカラス、又他ニ語ルヘカラス、唯能秘焉能秘焉、

○「彈駁」に曰く此章は日蓮深密傳の著者が、我祖の大德を妬むの餘り、最も心力を凝らして、無實の事を巧みに捏造し來り、我祖一代の偉業を滅却し去らんとする、波旬の言なり、我曹蓮祖の遺弟たる者安んぞ、之を歐過し得べけんや、故に我曹は、今其彼れが言ふ處の、無實を辨駁せざるを得ず、夫れ蓮祖の初め病に罹り玉へしは、弘安四年七月中旬にあり、當時蓮祖は延山に閑居し御氣色は別に異狀なかりしも、御食事、進ませられず、其御動作も輕からず見ゆるを以て、侍坐の面々も大に之を心配したり、然れども元來蓮祖衰邁の氣象として其修法教化は毎に之を止め玉はざりし、其延山より病痼療養の爲め池上に移り玉ふてより、遷化せらるゝまでの間は法弟信者に遺漏なく後事を囑托し、而して十月十三日の朝、欣然として、壽景品を誦讀し欣然一笑

しつ、大寂定中に入り玉へ毫も亦た其間、煩悶苦惱に見受け奉りし事あらざりしなり、然るを彼れ日蓮深密傳著者は逆祖を誹謗せんと欲きて、ヤレ日蓮は血を吐死たり、ヤレ中風の病に罹りて、身体自由を得ざるに至れり、ヤレ日蓮病を療する爲めに大衆の鎌倉に行き良醫の治療を求めん事を勧めしも、爰に彼地に於て日蓮は諸宗を闕毀せし事あるを以て、其障害を受るを恐れて彼地に行き得ず、池上に其病を療養したり、或は云ふ日蓮は他宗の僧侶に憎まれ、其呪咀に依て、難病に罹りたる者なりと、是れ皆な無實の事を捏造して、以て我祖を誹謗するの言なり、嗚呼彼れは此の如く無實の事を捏造し來り、巧みに我祖の大徳と其一代の偉業とを、滅却し去らんとす、實に彼れの所爲たる、之を惡まざるを得んや、我輩逆祖の遺弟たる者、彼れの命を屠り彼れの肉を寸斷し彼れの肉を焼きて、以て灰土たらしむるも、亦た尙ほ心に足れりと、する能はざるなり、唯彼れ不屈者めが、

○「反故集」に曰く此終焉實記章に記す處は、一字一句悉く皆な事實にまて、大に信するを得べき者とす、夫れ日蓮の伶俐なる事は、今更に茲に論するを須るす、而して彼れ

日蓮既に伶俐なり故に因果業報の道理を知れり、日蓮若し凡俗ならんか、何ぞ能く、因果業報の道理を知らん、然らば則ち日蓮の伶俐、能く因果業報の道理を知りし、事は、言はずして、既に明らかなり果して然らんか、彼れの病に罹るや自ら其命なる事を知り居たりならん、其病に罹りて血を吐き苦痛するも、身體不隨となるも、亦た命の然らしむる處は、固より如何ともす可らず、日蓮の伶俐、固より此命の免かる可らざることを知りしが故に、其臨終の期に近づき、安國論及赦狀等は之を日期に附與し、其秘密にして他に示すを憚る元人と往復の書翰は、之を地中に埋めしめしなり、其命に安んじて、兼て周到なる事、此の如き者あるは益々彼れの伶俐なる事を徴するに足る可き、明証にあらずや、夫れ日蓮は此の如く伶俐なり、故に今日より彼れか四箇の暴言を放ちし當年を顧みれば、彼れを嫉妬し彼れを誹謗して、以て彼れの一身は、殆んど天下の嫉妬誹謗の燒點たりしならん、然らば則ち日蓮の病む或は他の呪咀に係りたる者ならんも、亦た未だ計り知る可らず、若し夫れ他の呪咀に係りたる者なりせば、余は日蓮の天下に重きを致されし事、此くまで嫉んなりし事を、慶賀せずんば

わらざるなり、

○「隨筆」に云く凡そ宗教の末徒輩が、各々自宗の隆盛を希ふて、他宗の衰頽を望むは人情の免れ難死所にして、若し他宗の隆盛なるがため、自宗の振興を妨げらるゝときは種々附説を搆造して之を傷害せんと試るに至るも亦た、是非なき次第ならんか、彼れ耶蘇教徒の信書なりとして、依擧する小涅槃經と云ふ書中には、釋迦諸國を流浪の後、女色に溺れて瘡毒に感染し醜体窮困して、山野に斃死すとありとかや、又た佛教徒中耶蘇教を駁撃する者或は、馬太傳エリエリヲマサハクマニの文を依用し、神の子たる耶蘇基督にして、覺悟の際死に際し苦痛に堪へず、愚痴を洩すは何ぞやと嘲罵するとかや、されば高祖大聖人の遷化に際し、苦悶せられしと云ふも敢て弁護を要せずして、可ならん、然れども、彼れ深密傳作者は數々言ふ高祖大聖人は、老狐を用して種々の危難を遁れ、且數々、奇瑞を現したりと果して然らば、高祖此際何ぞ老狐を使用して、他の呪咀を避けざりしや、蓋し當時老狐は不在なりしか、將た死去せしか、問まはしかりき、併しソハ兎も角も、斯く苦悶の後終に示寂せし、高祖大聖人が

御染筆シカモ、屢はして、「釋尊五十年ノ說法相ニ承自速阿闍梨日興ニ可レ爲身延山久遠寺別當ニ背ニ在家出家共ニ輩者可レ爲ニ誹謗衆ニ也、弘安五壬午十月十三日日蓮於武州池上」と御判さへ、明瞭に淨書して日興聖人に附與せらしは、蔽ふべからざる、証跡なり、釋迦を傷け耶蘇を嘲るに就ては、其証なきも誰か之を信實とせん、特り高祖大聖人に於ては、此現証さへあるを、如何せん深密傳作者日興に附當云々のことを、知て此相承狀に氣の附かさりしは、否承知する能はさりしは、大なる牛落とこそありぬ、惜々頭藏して尾藏さぬぞ遺憾々々

○總評 因縁業報の萬般事物の定數なり、日蓮一代謗法の因縁は最も深重なり、此の如

く日蓮深重の謗法因縁ありて、其終りを善くす可き、業報あらんや果せる哉、其終りを善くせざるや夫れ此終焉實記章に記せるが如き者、ある事を是れ實に、日蓮の身に取ては、業因の然らしむる處にして、亦た如何とも之を避るに、由なかりしならん、或は云ふ日蓮嘗て老狐を使ふて奇瑞を顯はせしこと、屢々ありしと然るに自身終焉の期に方りて何ぞ其老狐を使はさりし歟と夫れ然り然れども、因業の然らしむる處

の、縦ひ日蓮が常に懐抱せる老狐を使ふも其功なし、殊に夫れ日蓮が常に使し老狐は日蓮の係倣なるに呆れ、老狐反て日蓮を病に罹らしめたる乎、或は當時全く老狐、は不在なりし乎、或は老狐既に死去したらんも、亦未だ之を知るを得すと雖も、業因の致す處は決して、老狐の在不在に關係せざる者なり、然り而して日蓮終焉の期近づくや、弟子に向つて後事を属す、其中に日蓮一代の秘書を、弟子に命じて焼却せしめし事あるは、全く之を虚妄とするを得ず、若し之を虚妄とせん乎、日蓮一代の經歷は凡庸と同じきを如何せん、然らば之を事實とせん乎、日蓮一代の經歷凡庸と其轍を異にしたる者ある事を証明し、兼て彼れの豪傑たりしを、知らしむるに足れり、然るを日蓮が遺書附屬の事のみを、事實と爲し秘書焼却の事を、虚妄なりとする者は、是れ日蓮の豪傑たりし、事を示さんと欲して、却て彼れの凡庸たりし事を、知らしむる者なり、謬に最負の引元倒しとは、又此事なる乎、

右此一部ノ書考ハ、日照(昭)聖人日朝聖人等ノ御筆ニシテ身延山第一ノ秘書ナリ、

日常上人御定トシテ、貫主タリト雖モ、六十歳未滿ノ内ハ拜見ヲ許サ、ル者ナリ、然ル處十一代日朝(朝)上人ノ御代山内御評議ノ上萬々一紛失等有之節ノ爲メ明應八年八月別ニ一部ヲ書寫シ玉フ、然ル處智積院日廣上人又密ニ此ヲ寫シ玉フ、是ニ依テ、コノ日廣上人ハ師匠ノ勘氣ヲ承ケ撰出セラレ給フ、其時コノ一部ヲ持テ岩本實相寺ニ隠レ給フ、此時身延山ヨリ御末山へ密々御頼ニテ、若シコノ深密傳見當リ候ハ、早ク取上可申若他宗ノ手ニ有之候ハ、ヨクヨク謀テ廻ラシ是ヲ取戻スベシ、止事ヲ得ズンハ其持主ヲ伐テ取上ヘシ、又他ニテ此書ヲ見テ、悉ク知ル者アラハ此ハ全く高祖ノ實傳ニアラズト急度答可申段、御頼ヨアリシ事也、〔委細ハ本山ノ記ニ在ル事也〕然處愚僧遊覽ノ御實相寺ニ、於テ寫之者也、

天正五年五月十三日

光長寺 日長

○「正謬」に曰く如何にも最もらし、然れども此の極めこそ、全く彼の書は偽作したるに相違なしと、白状したる看取なり、極先と言ふと雖も、偽作者が自ら書いた遁辞なり、遁辞は我れその窮め書きなるをしる、扱一々この文を御茶々にせん、右此一部の

書考と此辭の勢は知らず、前の偽書を綴り終つて眞く筆を取り、書いたる語なり故に偽書と同じ作者なり、光長寺日長と名前はあれど之れは、虚名にして何處の馬骨ともしれず、或は狡黠辭の二癡剛ともいへり、日照上人日朗上人等ノ御筆ニシテ、身延山第一ノ秘書ト六老僧ハ宗祖より、宗旨の奥義を傳はる人なり、宜しく宗旨一般にのこす秘書なら書くべし獨り身延山へ秘書を遺す、道理なし(一)日常上人御定メト是の日常とは、誰ぞや中山の日常上人か祖師の御在世に一度身延へたゞ計りなり、身延の山に深きゆかりなし、宗旨一般のことならば、御世話も焼くべし、身延一山の内密に入て御定も聞へぬ事なり、(二)六十歳未滿ノ内ハ拜見ヲ許サザルモノナリト、法門ハ其人の智解徳量に依るべし、年齢を限つて授くる道理なし、(三)貫主タリト雖トモ六老僧の内日向上人ハ身延山に住して、後代の貫主にも法脈を傳ふべし、よしや深密傳が眞書ならば、折角書きつゝりたる其外の五人は其寺ノ後代の貫主には、授くべからざる歟、法脈斷るの恐れあり、(四)然處十一代日朝上人ノ御代ト身延山は日向上人以後數代の貫主皆六十歳未滿の人のみなり、况んや日朝上人は佛祖統紀(四)に依れば、十

七才にして身延山に直り給ふ六十才未滿の人なり、山内御評議とあそば、見覽したるに相違なし、日常の定めに背く彼の深密傳は後代の偽作見る道理なし、(五)山内御評議ノ上ト貫主さへ六十歳以上に限るに、山内一同評議とあれば、たゞい身延山に彼書があつても、山内中で見えるものがなんで眞のものならん、(六)萬々一紛失等モ有之節ノ爲メト紛失等を恐れて寫すとは紛失してもよいと、いわぬ計りなり紛失を恐れて寫しなから、其墨も乾かぬうちに智積院日廣に盜まれるとは、氣態なり二語相違と、いふべし(七)明應八年ト是時日朝上人御年七十八なれば、前の六十歳未滿といふ語に、祖師せぬため是年號を思ひ附きたる也、是の時は既に隱居して評議には關係せざりしならん、明應八年日朝上人ノ御時トハいひ難し、(八)別ニ一部ヲ書寫シ玉フ然處智積院日廣上人、又密ニ此ヲ寫シ玉フト、智積院日廣は蝙蝠か鼠か將た彼の偽書にある、野狐か孟嘗君の食客か、若し彼れが眞書ならば身延の山には人多し斯程まで、大切なるもの豈に密かに寫しどるの暇あらんや、(九)是レハ依テ師匠ノ勘氣ヲ承ケ、撰出セラレ玉フト密かに寫したらば、表て向き勘氣を承くる筈はなし、勘氣を承くるを見れば寫し

た事が發見し、寫した書は見附た師匠に取上げられたるなるへし、取上げれず實相寺へ持行しとは、いと不審(十)其時コノ一部ヲ持テ實相寺へ隠レ給フト、彼の書を寫した爲に逐いごされたる身が、また何んで、その書を持って居らんや(十一)此時身延山ヨリ御末山へ密々御頼コト身延山第一の秘書の探索を、天下に廣き御末寺中へ、御頼みとは餘り驚々しき事哉岩本實相寺へは御手が届かざりしか(十二)紛失を恐れてから、評議し評議してから寫し寫してから、寫され寫されてから嘆き嘆いでから、遁られ遁られてから探がし、探がされて隠す、隠しても掩ひ難きは彼の偽書の謀計好策なり、また探しながら深密傳くと吹聴するは、なほ聲をばくんで鐘を撞くが如し、右に附ても彼の書の偽作なる事は、千枚の證券よりも確かなり、偽書をかたむる爲の極めがき、却て已れが的で已れが穴を懸つにわらずや(中)然ル處、愚僧遊覽ノ砌、實相寺ニ於テ寫之者也、ト云ふ如く汝は眞に愚僧なり、よも正氣にはわらず正物と、思わせぶりの極めがき我がま、ならぬ、人の見透、

○「反故集」に曰く余は此日蓮深密傳の一卷悉く皆な其確實なる事を信じて、毫も亦た

之を疑はざる者なり、而して余の之を信する所以は何ぞ、亦た日蓮の直弟たる日照日朗等の六大老僧の署名あるに、關せんや、殊に其れ日長、日通等の本書巻末に書寫窮め証を附したると否とに依て、余の本書に信憑を置くにわらざるなり、之を要するに余が本書に信憑を、置く所以は、本書の記事、之を日蓮一代の經歷及其平生の言行等に照査する時は、其一字一句も苟くもせざる事は、宛然日蓮を大寂定中より、喚起して其自傳を作らしめたと、一般の觀ればなり、故に余は本書を確實として、之を信する者なり、

○「隨筆」に云く此書考を添て、偽作たることを蔽はんとしたるは、却て愈よ偽作たることを証明するものにして、何とも氣の毒の至りなり、蓋し深密傳の作者は、他門徒即ち念佛門徒たることは、時々文面を以て自白したれども、幾分か蓮門の教義をも、研究したるもの、如し、是れ蓮門の末徒を語らい共に、妄説を輯めて、一書としたるならん然れども、高祖大聖人御遷化の後は日興聖人遺命に據て、身延山貫主たりしこと、七箇年にして其後を承けたるは日向聖人たること判然たる事實なるに言、一も茲

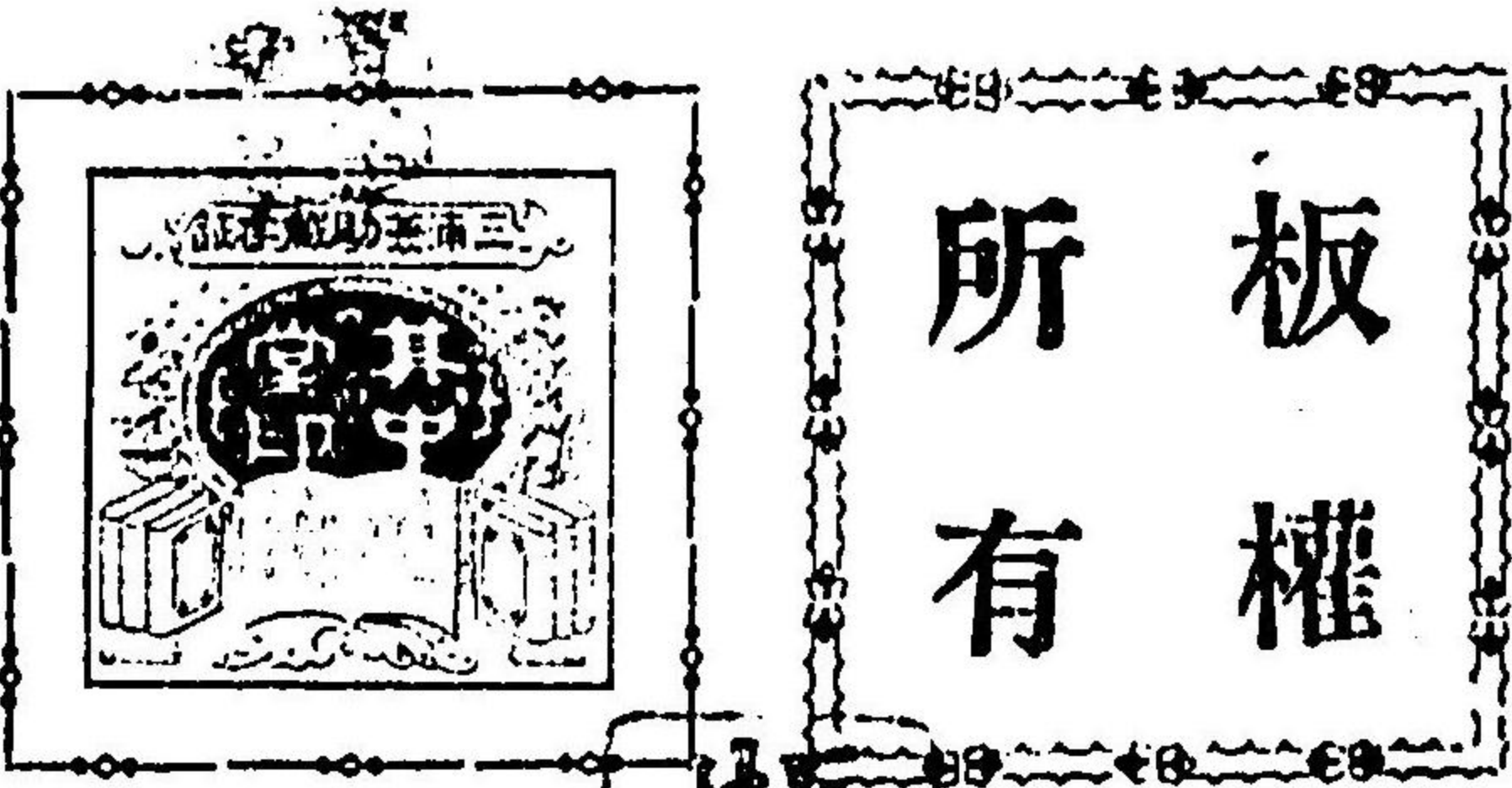
に及ばず、却て至末を執らへて喋々せしは、此書の一大欠点と謂ふべし。唯た此書の骨髓たる穢多の文字は假令以高祖の當時なかりしにせよ、徳川時代に在て、幾何か信仰を傷けたらんも戊辰革命の後は四民の限界、廢せられ、穢多なる稱號も亦滅却したれば、深密傳著作者の嫉意勢筆も亦滅却するに至れり、されば夢笑子の隨筆も亦隨て、無用の贅語に属したり遺憾々々と云ふも、眞に夢中の談笑のみ、おなをかききことになん、

○總評 按するに此深密傳の起草は弘安五年なり而して、此原書の確實なる事を保証したる、人は日常なり日常は本と總州爲飾那若宮村富木胤繼と稱する、素封家にして、日蓮の連長と稱せし頃より衣食資財を遣りて、學問修行せしめたり、實に胤繼は日蓮の大檀那なり、故に日蓮は毎に語りて云く我れ若し上行の再臨ならば、富木殿は無邊行なる可し父を盛んにする者は風なりと、後ち建治二年胤繼は延山に登り日蓮の剃刀を受けて、薙髮入道し日常と號す日蓮の入寂するや其遺命に依て中山法華經寺第二世を繼ぐ日蓮も亦た日常の殊勝なるを見て、秘書百餘通を授與したりと云ふ

と、是れに依て之を論すれば、此深密傳の眞偽を日常が鑒定したりと云ふは、妥當なり殊に夫れ日蓮と日常との間は、世縁法縁共に甚深なりしが故に、日蓮の弟子上首六老僧と雖も日常に對しては其啓後に就さるを得さりしなり然らば即ち縱ひ日蓮の滅後日興日朗等か交るゝ延山貫主の大權を握る時と雖も日常が延山の密書を鑒定せられと云ふの理なし、且夫れ日常の未だ入道せさりし前に、中山法華經寺を開基し日蓮を以て開山と爲したる事ありとすれば、日常は常に日蓮に親炙して、其秘密口傳を相承せし事の多きは、六老僧と雖も之に及ふ可らず其日常にして、此深密傳を確實なりと、保証する限りは焉んぞ、此書を虚妄なりと爲すを得んや、然るに若し蓮門の末徒等、強て此書を虚妄と爲し辨解を爲すわらん乎、是れ誠に舜の犬、莚に吼ると一般の笑を招がんのみ、

眞偽
審判 日蓮深密傳 大尾

全 明治廿三年四月廿九日印刷
四月三十日出版



版 權 大 賣 録

批 發 行 者 兼 評 者

印 刷 者

愛知縣名古屋市中區門前町四百九十二番戶

伊 東 洋 二 郎

全縣全市下長者町九十三番戶出版社

山 田 小 十 郎

全縣全市門前町拾七番戶

三 浦 兼 助

東京市區飯倉町壹丁目五番地

森 江 佐 七

京都市三條通り高倉東江入

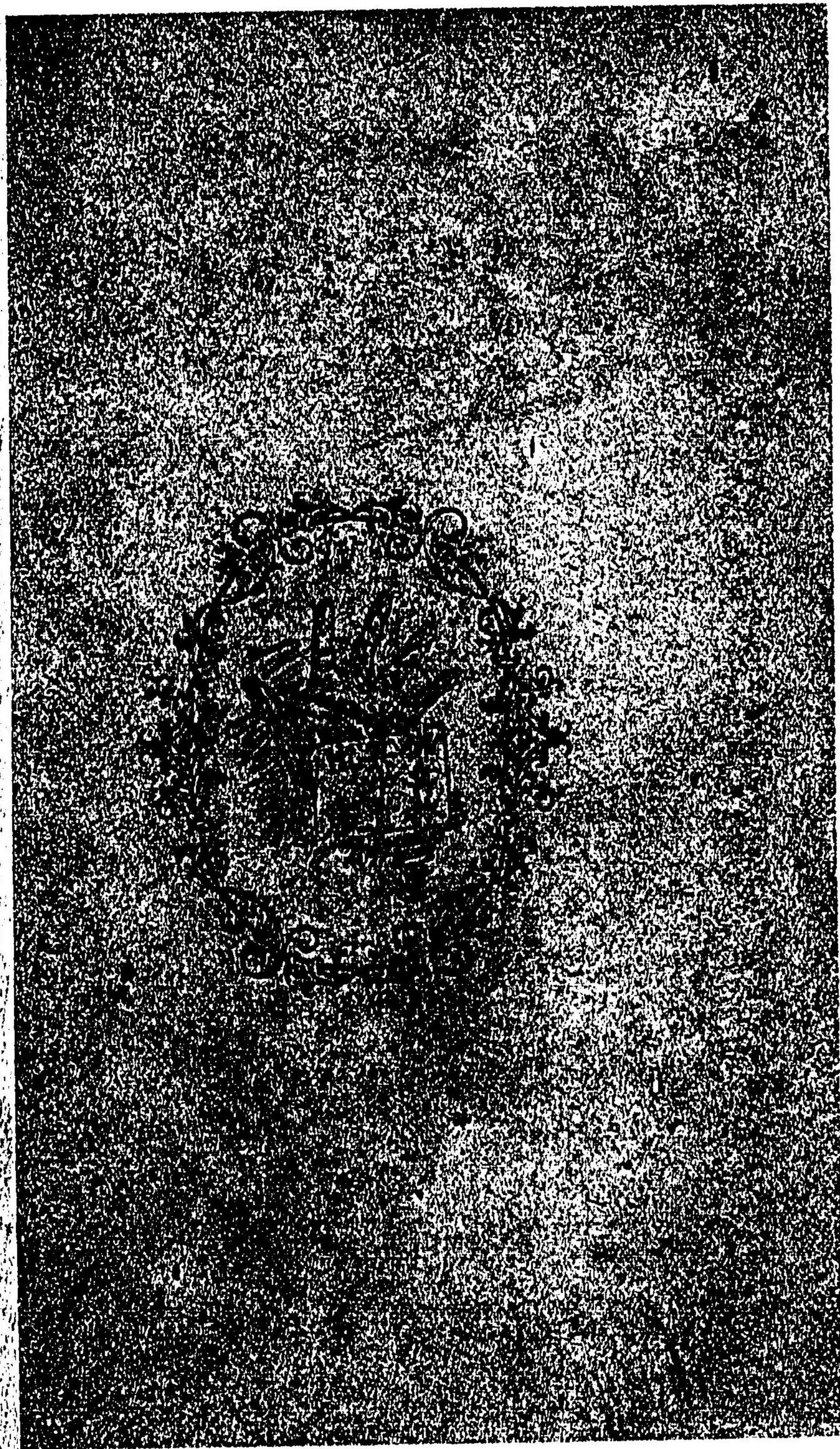
出 雲 寺 文 治 郎

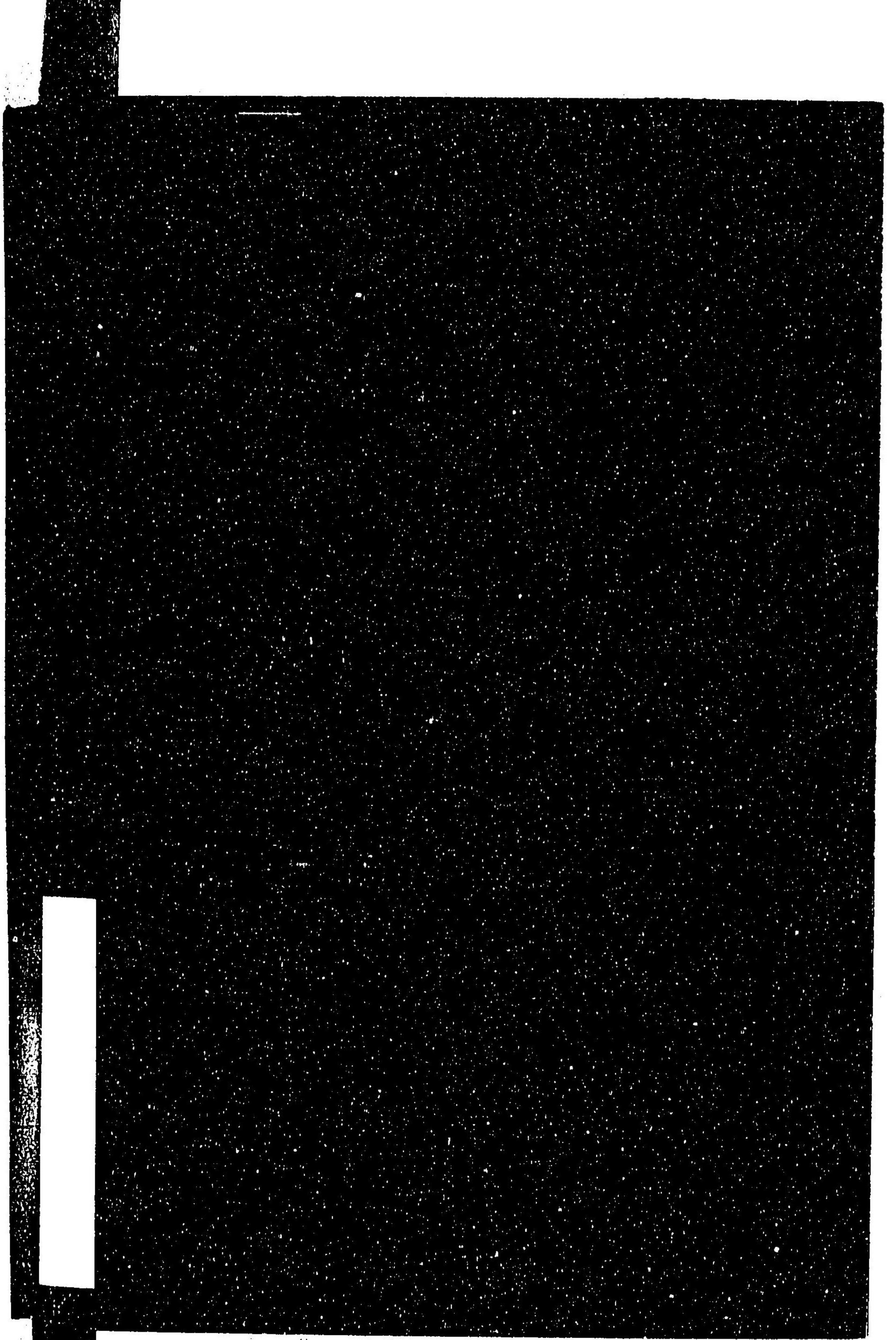
全 東洞院通三條上ル町

村 上 勘 兵 衛

大賣捌所

全	全	全	西	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	東
澤田友五郎	西村九良兵衛	大谷仁兵衛	小川多右衛門	目黒支店	大倉孫兵衛	能潤社	覺張榮三郡	和泉屋庄二郎	河波卯助	伊藤清九郎	三倉鑑二郎	吉田久兵衛	鴻盟社	明教社	哲學書院	東京
全	全	全	美	飛	全	全	越	全	越	全	大	全	全	全	全	西
文英堂	岐阜澤野宗八	平流軒	美濃大垣岡安	飛禪高山榭重	全武生安立庄三郎	岡崎佐喜助	越前福井武田市藏	全高岡車二郎七	越中富山大橋甚吉	中村彌七	橋本德三郎	都屋	永田長左工門	西村七兵衛	藤井佐兵衛	西京
全	全	全	加	兵	三	伊	伊	三	尾	全	全	全	全	全	全	美
小松宇都宮源平	全大聖寺深城伊三郎	全池善平	加賀金澤雲根堂	兵庫神戸船井政太郎	三州岡崎本文	伊勢四日市岩田與七	伊賀上野安屋勝二郎	三州豊橋高須又二	尾州大野本新	全津豊住謹次郎	全四日市吉田善太郎	伊勢桑名古文堂	美濃岐阜溝口熊太郎	美濃岐阜溝口熊太郎	美濃岐阜溝口熊太郎	美濃岐阜溝口熊太郎





特 18

187

日蓮深密伝

国立国会図書館

020069-000-6

特18-187

日蓮深密伝

伊東 洋二郎 / 著

M23.4

ABH-0271

